

平成九年度博士学位論文

張作霖政権の研究—「奉天文治派」からみた歴史的意義を中心に—

澁谷 由里

目 次

序 章	1
第一節 研究史と研究状況について	1
第二節 史料の概要と性格	6
1 中国語（漢語）による公刊史料（集）	6
2 日本語による公刊史料（集）	8
3 日本の外務省、防衛庁（旧陸軍）、国会図書館所蔵史料	9
4 新聞資料	11
5 同時代の日本人による内部報告書	12
第三節 本稿の分析視角	13
第一章 張作霖政権成立の背景—奉天省における軍隊、警察と辛亥革命—	25
はじめに	25
第一節 清末における治安状況と張作霖	25
第一項 義和団事変前後の治安状況	25
第二項 張作霖の帰順	28
第三項 日露戦争における「馬賊」	31
第二節 新政時期における治安維持体制の再編	32
第一項 徐世昌総督時期（1907-1909 年）	32
第二項 錫良総督時期（1909-1911 年）	38
第三節 辛亥革命における治安維持体制	42
第一項 革命派と「馬賊」	43
第二項 軍隊と警察	46
第三項 日本との関わり	50
小 結	53

第二章 清末民初期における奉天省の財政問題—王永江の登場まで—	74
はじめに	74
第一節 盛京將軍・増祺による再建努力	75
第一項 義和団事変期	75
第二項 日露戦争	77
第二節 盛京將軍・趙爾巽による財政・金融改革	79
第三節 徐世昌・東三省総督時期の財政問題	82
第一項 徐世昌による問題認識	82
第二項 「磅余」銀のメカニズムと支出項目	84
第三項 残された問題	89
第四節 錫良総督時期の財政問題	92
第一項 錫良による問題認識	92
第二項 奉天省としての解決プラン	94
第五節 辛亥革命前後における抗捐	97
第一項 革命前	97
第二項 革命後	99
小結	102
第三章 張作霖政権下の奉天省民政と社会—王永江を中心として—	111
はじめに	111
第一節 奉天省財政の問題と王永江	112
第二節 地域政権としての張作霖政権支配	123
第一項 政権と地域有力者層との関係	123
第二項 郭松齡事件	137
第三項 王永江の政局観—辞任の背景—	141
小結	145

第四章 「九・一八」事変直後における瀋陽の政治状況—奉天地方維持委員会を中心として—	162
はじめに	162
第一節 奉天地方維持委員会の成立から解散まで	163
第二節 中国側要人の関与と心境	172
第一項 袁金鎧	173
第二項 于冲漢	176
第三項 臧式毅	182
小結	185
終章	197

文献目録

奉天省城全体図

地図2 東三省における武装蜂起（1911～12年）

表A 『奉天省財政統計年鑑』による經常歳入の推定予算額

表B 新京領事館による民国15年度歳入の推計

表C 東三省主要通貨相場騰落図

序章

第一節 研究史と研究状況について

いうまでもなく、日本における中国東北地方⁽¹⁾の近現代政治史研究には、1945年以前の「満洲」研究も含めて厚い蓄積がある。しかし、当該時期の研究には、研究者個人は無自覚でも、常に日本の植民地政策への寄与という面がつきまとい、このいわば「負の遺産」ともいうべきものは、1945年以後も長く研究のありかたを支配してきた。それは、研究者があいかわらず無自覚であったという意味ではない。むしろ、旗田巍が1962年に、この無自覚や「負の遺産」への鋭い批判を浴びせてからというもの⁽²⁾、およそこの分野の研究を志す者は、大なり小なり、研究史への反省を行ってきたといっても過言ではない。現に、この分野についてはほぼ10年ごとに、経済史も含めた研究史の整理が行われてきた⁽³⁾。

こうした蓄積、および研究史や、1945年までの中国への日本の侵略に対する絶え間ない反省を否定するつもりはないが、しかし一方では、45年以後の日本での研究がこれを主流としたために、たち遅れた部分も多い。

例えば、中国近現代史のなかに東北地方を位置づけるという視点の弱さがあった。日本における日本（近現代）史研究において、同地方をとりあげる場合は、植民地史・経済史・外交史（国内の政治情勢と関連させての）⁽⁴⁾が主であった。具体的には、「満州国」、満鉄（南満州鉄道株式会社）、「満州」移民、台湾・朝鮮との比較といった問題である。かたや日本の東洋史（中国史）研究において、中国東北地方の歴史をとりあげるという場合は、長い間、前近代史（特に清朝史）がほとんどであった。さらに、中国近現代史の分野

で地域史の重要性が認識されたのは、ここ15年ほどのことにすぎないので、以上のような傾向と研究の遅れははる意味ではやむをえないものであった。

この状況に一石を投じたのが、1984年に刊行された、西村成雄氏の『中国近代東北地域史研究』⁽⁵⁾である。義和団事変から人民共和国成立後までの、日本語による、最初の優れた通史であろう。こうした研究を可能にした1つの要因は、80年代になって、中国大陸におけるプロレタリアート文化大革命の終焉にともない、大陸から刊行された研究書や編纂史料、復刻雑誌・新聞などを入手しやすくなったことにあると思われる。

ただ氏の研究の特色は、人民共和国＝共産党政権の樹立を焦点にして、「民族自決の運動と政治的変革主体の形成を東北民衆運動の展開過程としてとらえ」ることにある。そこには、「近代における東北地域は一貫して、資本主義・帝国主義列強による争奪の地とし⁽⁶⁾か認識されず、そのため、政治的主権者としての中国民衆という視点を稀薄にし」てきた日本の研究状況に対する、氏の批判がこめられている。中国近現代史研究者として、先述の問題に対する回答とも言えるであろう。

この批判は現在でも十分に有効であるが、しかし他方においては、人民共和国成立以前にこの地方に現れた、中国人によるさまざまな政治形態（清朝下の將軍、東三省總督による統治体制、民国初期の地方政府、張作霖政権<1916-1928年>）は、やがて民衆によって克服される存在として否定的に描かれた。唯一、中国近現代史を積極的に動かした張学良（政権 1928-1931年）に対しては、氏は高い評価を与えた。⁽⁷⁾

西村氏の研究を画期として、例えば、土地制度と政治・経済構造の変動との関連性を追究する江夏由樹氏、在地有力者層の支持による張作霖政権の運営に着目した松重充浩氏、

張学良政権と国民政府との関係や、政権独自の外交政策を解明しようとする土田哲夫氏、張作霖政権・張学良政権を一貫する、主に対ソヴィエト外交を中心とする政策にとりくみ、「軍閥政権」としての性格を論ずる水野明氏、東北地方内をさらに細分化して、各地域の経済的特色と、鉄道開通にともなう変容に迫った塚瀬進氏、清朝後期の地方行財政構造変容の一環として盛京を考察している古市大輔氏などによる一連の研究が現れた。⁽⁸⁾ 筆者もふくめて、いわば中国東北地方近現代史研究者として表記されてもよいであろう。無論、従来の日本近現代史や東北地方前近代史の研究者との交流も活発である。社会人類学者の参入⁽⁹⁾もあって、今後は、（山海）関内との、特に社会経済的な関係史や、東北地方の地域社会の特色について、より一層研究が進展すると思われる。

日本では以上のように、植民地史研究や日本近現代史の一環としての補完的な地位を脱して、中国東北地方近現代史研究、さらには「東北アジア」⁽¹⁰⁾近現代史研究とも呼べる新たな枠組みが現れはじめている。ただし、問題点はあったにせよ、従来の近現代日中関係史研究と関連づける必要性は依然として大きい。例えば、「満洲」（「九・一八」）事変や「満洲国」と中国人社会とのかかわり、あるいは辛亥革命や郭松齡事件に対する日本の外交的態度などが想定できる。本稿では、第一章、第三章の一部と第四章の全部でこれらの問題にこたえようと考えている（本稿の分析視角については第三節を参照のこと）。

次に、中国（中華人民共和国）と台湾における研究傾向についてふれる。

中国では歴史観の制約からか、張作霖については依然として厳しい評価が目立つ。⁽¹¹⁾ いささか好意的に描こうとすれば、歴史小説の形態をとらざるをえないし、それも「馬賊」時

代のみに限られる。⁽¹²⁾ その一方で、第二次国共合作に功績があったとして、張学良にはかなり高い評価がなされている。⁽¹³⁾ 要するに共産党政権への貢献度によって、人物や史実の評価があらかじめ定まっているという観がある。⁽¹⁴⁾ 史実について言えば例えば、東北地方における辛亥革命の挫折は、重い反省とともに、張作霖政権による「悪政」を招いたことが強調されたり、⁽¹⁵⁾ 共産党の指導が必要になる不可欠なプロセスのように叙述される傾向があるし、⁽¹⁶⁾ 国民党に対する共産党の勝利を決定づけた遼瀋戦役は、その意義が熱をこめて語られる、⁽¹⁷⁾ といった次第である。

ただ、遼寧省档案馆や吉林師範学院古籍研究所を中心として、編纂史料集や校点本が盛んに刊行されていることは、特記すべきであろう（本稿で使用する史料の概要や性格については、次節を参照のこと）。特に遼寧省档案馆では、所蔵文書の整理と分類がかなり進んでおり、文書解題も刊行され、⁽¹⁸⁾ 分野によってはマイクロ・フィルム化されているので購入することさえできる。ただし、史料集の刊行や文書の公開状況については、人民共和国成立以前の時期でいうと、やはり張作霖政権以前と、張学良政権、国民政府統治時期（1945-1948年）、組織でいうと中国共産党の東北関係諸機関（満洲省委員会など）に重点がおかれている。

ゆえに、張作霖政権時期の档案を全面的に使いこなしした研究は、いましばらくは難しいであろう。本稿が中国側の公刊史料集と、日本側の外交・陸軍文書類（および公刊されている史料集、日記など）、日中双方の新聞、日本人による戦前の報告書類（公刊、機密双方）などを駆使しながら、中国側の未公刊档案をとりいれていないのは、上記のような理由による。

台湾は、東北地方出身者が多数渡ったこともあって、大陸に比べるとはやくから、東北地方史研究に関心が持たれてきた。しかしここでも歴史観の制約と、それに加えて史料の制約があるためか、張作霖単独を対象とした研究はまだ現れていない。⁽¹⁹⁾ 台湾で長くタブー視されていた張学良については、特に1990年の事実上の名誉回復以後、制約がなくなったと思われ、張学良と中国共産党との関係を扱った、大陸在住者による研究書が台湾で刊行された⁽²⁰⁾ ほどである。

全般に、上記のような特殊事情がある台湾だが、档案類の公開には大陸よりもある面で積極的なところがあり、中央研究院近代史研究所が所蔵する外交・経済関係の档案の一部については、目録が刊行されている。⁽²¹⁾ ただしそれらを見る限りでは、本稿のテーマに直接関わる題目は見出だせなかった。いずれ、別のテーマ設定をした時に調査しようと計画している。

アメリカでは、特に近現代政治史の分野においては、代表的な研究は1980年代でほぼ出尽くし、⁽²²⁾ 現在では日本や中国、台湾の研究状況に伍していけるだけの特色にいささか欠ける。⁽²³⁾ しかし、ワシントンの議会図書館の政府文書や、スタンフォード大学のフーヴァー研究所が所蔵する個人文書は、従来の米中関係史の解明という目的を超えて、中国東北地方史研究にも十分に活用できると思われる。⁽²⁴⁾ アメリカには、日本・中国・台湾ほど、東北地方に対する研究史の蓄積もなく、研究しなければならないという強い動機もない以上、今後は、外国人研究者が史料に容易にアクセスできる研究環境の整備（現在でも相当に進んでいるが、例えば文書目録の公刊部数が少なく、入手しにくいといった問題はある）と、

各分野間の交流による史料情報の共有といったものが求められるであろう。

非常に素描的ではあるが、以上で各国の研究史および研究状況についての紹介を終える。文中でも少々ふれたが、節を改めて、本稿が利用した史料について、説明したい。

第二節 史料の概要と性格

東北地方に限らず、中国近現代史で史料と認定されるものは、膨大な数に及ぶ。その全てを網羅するのは、個人では不可能に近い。ある意味で、それゆえにテーマや時期や地域などを限定するのであるが、それでも遺漏はあろう。その点をふまえたうえでなお、利用した史料については簡単に解説をしておく必要があると考えた。そうしないと、例えばある一つの史実を説明するのに、複数の史料が使われている場合など、およそどのような基準でこうした史料の重要度が判定されているのか、わかりにくくなるからである。第一章以降を展開していくうえで、多少の参考になるように叙述したい。

1 中国語（漢語）による公刊史料（集）

これには大別して2種類ある。1つは、同時代史料としての地方志や個人文集などで、もう1つは、近年になって当時の档案や、個人の分散していた文章などから編纂された、テーマ別の史料集である。

本稿で利用した史料でいえば、前者には白永貞編『遼陽県志』、赤³玉璞総編輯『岫巖県志』、徐世昌主編『東三省政略』、同『退耕堂政書』、崔³文選ほか修『奉天通志』などが含まれる。筆者の所属する富山大学には、日本海経済研究所という研究機関があり、そこ

に所蔵されている旧高岡高等商業学校の蔵書には、「満洲国」時代の貴重な地方志がかなり含まれている。特に、第一章を執筆するうえで利用した。これらの史料は、当時の諸制度や制度自体の変遷、またある制度を各地で実施した場合に発生した問題などを知るうえで、不可欠である。

後者には、①故宮博物院明清档案部編『義和団運動档案史料』、②遼寧省档案馆編『日俄戦争档案史料』、③同編『奉系軍閥密信選輯』、④同編『奉系軍閥档案史料彙編』、⑤中国近代経済史資料叢刊編輯委員会主編『中国海関与辛亥革命』、⑥陳旭麓主編『宋教仁集』、⑦中国科学院歴史研究所第三所主編『錫良遺稿』などが挙げられる。このうち①・②は、それぞれのテーマに沿って、档案馆のスタッフが重要な档案の中から文書を選び、校点して活字にしたものである。③と④は原文書の影印である。③には張作霖政権時期の書簡がかなり含まれているが、④は全12巻の大部分は張学良政権時期以降が中心となっている。⑤は英語の原文書を中国語に訳したものであるが、特に日中間の外交問題を考える場合、第三国の観察というものがわかって興味深い。同じシリーズには、「庚子賠款」を扱ったものもあり、こちらは義和団賠償金の規定変更をめぐる交渉を知るうえで、参考になる。⑥と⑦はいずれも個人文集に相当するものだが、2人の活躍の場の違いを反映して、⑥は宋が生前に残した日記（逃亡生活が厳しくなった時点で放棄された部分もある）、および雑誌・新聞などに寄稿した文章、⑦は署山西布政使時代から最後に熱河都統に左遷されるまでの、錫良の奏稿を集めたものである。ちなみに、⑥の日記（「我之歴史」）に対しては、松本英紀氏による訳注のついた『宋教仁の日記』が出て、以前よりも利用しやすくなった。また⑦で筆者が最も利用したのは、東三省総督時期である。

このほか、近現代史に特有の史料として文史資料（遼寧、吉林、河北など）、やや特殊なものとして碑伝資料（下孝萱、唐文権編『辛亥革命人物碑伝集』、同編『民国人物碑伝集』）といったものも利用した。無論こうしたものには、編纂史料以上に出来不出来があるが、特に人物評、人脈、ある組織の内部事情などを知るためには欠かせない。個人名でいうと、東北の辛亥革命事情について多くの文章を残している寧武、むしろ学者として一流であるが王永江の伝記を書いている金毓黻のものなどは、相当に信用できる。その他、こうした史料を使う場合は、なるべく他の証言や現地の研究者の意見も参考にして、注意を払った。

2 日本語による公刊史料(集)

この範疇に入る史料には、同時代研究的なもの、戦後になって編纂されたものがある。前者には、例えば満鉄による刊行物（『南満洲鉄道株式会社十年史』、『満鉄調査月報』など）、園田一亀による一連の著作（『張作霖』、『東三省の現勢』、『東三省の政治と外交』など）が含まれる。これらは全て、現地事情を熟知した、各分野の専門知識をもつ日本人の手になるもので、多少の偏見を除けば、現在でも十分に有用である。

後者で最も大部にして重要なのは、『日本外交文書』である。これは、基本的には年ごとに出ているが、重要事件や外交問題に関しては、別冊がある。本稿では、各年のものとともに、清国事変（辛亥革命）・満洲事変についての各別冊も利用している。

また、みすず書房が刊行した『現代史資料』のうち、「満鉄」（一）～（三）と、「満洲事変」、「統・満洲事変」も極めて重要な史料集である。日本近現代史研究者によって

利用しつくされた観もあるが、視点の設定のしたかによっては随分とその重要性が見落とされている史料も多い（その重要性は、恐らく編者が意図していなかった種類のものであろう）。第四章ではそれを全面的に出した叙述をこころがけるつもりであるし、第三章の一部にも反映できると思う。

その他、個人の日記としては、満洲事変当時、関東軍の司令官であった本庄繁の日記（『本庄日記』）の史料的価値も高い。本庄自身の感想はあまり書かれていないが、人物の出入りや事実関係などはかなり克明に記録されている。また日本では、生存者へのインタビューや映像記録についての史料的判断が確立されていないところがあるが、張作霖政権の末期から「満洲国」成立前後にかけての張学良本人の証言は、副次的にせよやはり貴重である（NHK取材班・白井勝美『張学良の昭和史最後の証言』）。

3 日本の外務省、防衛庁（旧陸軍）、国立国会図書館所蔵史料

外地における日本の各機関の公文書は、証拠湮滅のため、敗戦時にかなりの部分が焼却された。日本の本国における諸機関の主な公文書は、進駐してきたG. H. Q.によって接収され、長い間日本には返されなかった。関係者の努力によって、重要度が高く、なおかつ現在では公開しても支障のない内容の文書から先に、マイクロ化が進んで、順次日本に送られた。国立国会図書館憲政資料室が所蔵する、マイクロ・フィルムによる「外務省保存記録」は、こうした性格のものを中心に、外務省外交史料館で整理が済んだ文書を逐次追加してできている。憲政資料室には目録が設置されていて、閲覧そのものは容易である。本稿では、分類記号でMT（明治・大正時期）とPVM（松本忠雄関係文書）とされているもの

を中心に利用している。このうち、PVM とは、衆議院議員で外務政務次官を勤めたことがある松本忠雄が、外務省勤務中に重要と思われる記録を個人的に筆写して残したもので、外務省本体には残っていない、貴重な記録も多いといわれている。

1992年に外務省外交史料館が『外務省記録総目録』<『総目録』>（原書房）を刊行し、それまで「外務省保存記録」に比べるとほとんど検索できなかった外務省本体の記録に、ようやくアクセスできるようになった。しかし、「外務省保存記録」と『総目録』の分類には微妙に異なる点があり、どちらか片方にしかない文書も存在するなどして、利用する側には新たな難問も出てきた。第三章が主にマイクロの「外務省保存記録」を、それ以外の章が外交史料館所蔵の記録を利用しているのは、それぞれの章（の原型）が最初に書かれた時期の史料事情を反映している。また筆者本人としては、一つの章のなかに、来歴の異なる二種類の外交文書を入れると混乱を来すと判断したので、第三章に外交史料館の所蔵文書を追加することはしなかった。

いろいろ問題はあるにせよ、外務省の公文書が整理の進んだ状態にあるのに対して、旧陸軍関係の史料は、著しく利用が不便な状態にある。現在では防衛庁防衛研究所が保管しているのであるが、ここに置いてある目録類は、粗密の差が大きい。辛うじて、検索しやすい目録のある1925年前後の『密大日記』は、郭松齢事件を扱っていることもあって大いに利用した。第一・第四両章で陸軍史料が利用できないのは、以上のような事情による。防衛研究所は、外交史料館と異なり、いわゆるアーカイヴスとしての機能を重視した機関ではないので、この状況はしばらく続くかもしれない。

4 新聞資料

国会図書館には、新聞資料室もあり、戦前から現在に至るまでのかなりの種類の日本語新聞を、マイクロで閲覧することができる。特に、期間を限定して史実の細部を検証する場合、あるいは編纂・公刊史料にない裏面情報を探る場合に、新聞資料は有用である。本稿の第四章で頻繁に利用しているのは、そういう事情による。

本稿で利用したのは、『朝日新聞』の東京・大阪各版と、『満洲日報』である。『朝日新聞』は、現在でもそうであるが、東京と大阪ではかなり記事が異なる場合がある。無論、どちらかに先に出た記事を、後でもう片方が転載するというものもしているが、それ以上に、取材源からして全く違うのではないかと考えられる記事さえある。全般に、取材の程度の深さ、記事にまとめる時の客観性などにおいて、大阪版の方が優れている。なお、この新聞を利用するにあたっては、後藤孝夫『辛亥革命から満州事変へ—大阪朝日新聞と近代中国—』（みすず書房、1987年）を参考にした。

『満洲日報』は、現地新聞であるだけに、報道対象の現場を撮影した写真、袁金鎧ら要人へのインタビューなど、『朝日新聞』よりもさらに一次的な史料に富んでいる。ただ惜しむらくは、記事にまとめていく時に記者の力量のなさが露呈しているものが多いことである。本稿では、編纂・公刊史料も含めて総合的に判断し、信憑性のあるもののみを利用する。

当時の奉天省で発行されていた、日本人による中国語新聞『盛京時報』は、『満洲日報』の欠陥を補ってあまりあるだけでなく、『朝日新聞』の長所に通じるものをも持っている

る。現在、復刻版が京都大学人文科学研究所の東洋学文献センターなどに所蔵されており、日本国内での閲覧が容易である。この新聞の主な情報源は、各地の日本領事館であると考えられるが、記事の客観性が保たれており、地方志よりもさらに細かい地域情報や、断片的ながらある政策の決定過程などを知るうえで貴重である。王永江が辞職した時に、独占インタビューに成功し、その記事を掲載したのも『盛京時報』であった。

この他に、本来ならば中国人による中国語新聞をも利用してしかるべきなのだが、奉天省で発行されていた国民党系の『東三省民報』は、マイクロ化されて発売されたものの、あまりに高額で購入できなかった。主要公的機関に納められたという話も、寡聞にしてきかない。関内で発行されていた新聞における東北関係記事には、たいがい『盛京時報』からの転載が使われているので、販路の広さや新聞界内部での評価は、『盛京時報』の方が勝っていたのかもしれない。一方、『東方雑誌』のような関内の一流誌でも、東北関係の記事は少なく、たまに論評が掲載されても、史料としてはあまり価値のないものが多い。

以上、さまざまな条件を考えて、新聞資料としては四種類を選んだ。『盛京時報』は記事がコンパクトなので、1910年代から満洲事変前後まで通覧したが、その他の日本語新聞は、朝刊・夕刊に別れているうえ、記事自体も多いので、通読はあきらめ、本稿が扱う時期についての主要な論説と、満洲事変前後の時期（半年間程度）の毎日の記事に限定して目を通した。この点、あらかじめご了承ください。

5 同時代の日本人による内部報告書

国立国会図書館支部東洋文庫などには、陸軍や満鉄調査部による内部報告書のたぐいが

かなり所蔵されている。本稿では例えば、日露戦争後にいくつか行われた調査の一環として残されたと思われる、児玉秀一郎の『趙將軍ノ財政政策ト奉天ノ恐慌』、郭松齡事件の顛末を記録した、満鉄庶務部調査課による『奉天戦重要日誌』、張作霖政権の金融・財政政策をみきわめ、満鉄の各事業への投資計画に役立てようという意図の感じられる、同『奉天票と東三省の金融』などがある。これらは、当時のいわば調査の専門家が書いた報告書だけに、複雑な情報もよく整理されている。例えば1から4までの史料をつきあわせて混乱した場合の整理や、いずれの性格の史料も十分に拾っていない情報を完全にしておく場合などに有効である。

以上、途中で筆者の叙述の方針に関わることも多少述べたので、次に分析視角について、まとめることとする。

第三節 本稿の分析視角

研究史と研究状況が抱える問題、および本稿をとりまく史料状況をふまえて、本稿が設定する大きな課題は、地域政権としての張作霖政権の統治実態と、その歴史的意義を明らかにすることである。

従来、特に日本近現代史研究においては、張作霖政権は軍事独裁の地方政権というイメージか、もしくは日本に依存した傀儡政権というイメージをもって語られてきた。中国近現代史研究の側では、そのイメージを覆すため、さまざまな努力がはらわれてきた。西村氏が試みたような、民衆を中心にすえた歴史観、張学良（政権）と対照させる手法とい

うものにも効果があった。またアメリカの研究傾向を応用して、「地域有力者層」・「国民国家（形成）」といった概念を導入したことで、東北地方史研究の近年の発展には目覚ましいものがあるのも事実である。

しかし中国東北近現代地方史研究は、まだ「近現代（史）」の範囲内でとどまっている。無論、近現代（史）というものは、それ以前と比べて格段に激動の時代であるし、史料も広範囲に及ぶ。歴史事象においても、世界的規模での連鎖や影響がみられる。そして上述のように、近現代史のなかで地域史を位置づけるのでさえ、困難をきわめる。そのことは筆者も熟知しているが、なおかつ本稿では、地域史のなかでの、近世から近代への変動（あるいは連続性）の一環としての張作霖政権というものを考えたいのである。

そう考える最大の理由は、概括的にいえば、近現代（史研究）というものへの見直しが必要なのではないかという点にある。

従来の研究では近現代史でも、一国史もしくは二国間関係史が多かった。近年、一国史研究に対する一つの批判であろうが、地域史研究の発展により、中国各地域の歴史的個性といったものが明らかになりつつある。ただ、従来の壁を突き崩すにはあと一步という観がある。というのも地域史研究には、可能な限り末端までおりていくのがよしとされる傾向があるが、その手法とともに、やはり大きな単位での把握一省、地方一、全体への還元といったものが、いま一度求められているように思われるからである。

全体への還元といっても、地域史を「国民国家（形成）」の基礎部分としてとらえるだけでは、やはり単純にすぎる。特に東北地方は、周知のごとく「満洲国」が作られた地方なので、この図式が直接にはあてはまりにくい。また「満洲国」の侵略性は否定できない

が、それ以前の東北の現実政治において、「国民国家（形成）」という一種のイデオロギーが常に追究されていたのかどうか、筆者は疑問に思っている。

そこで本稿では、このイデオロギーをひとまず離れて、政治構造の東北地方内での完結性を追究しようと考えた。その際、個人としては西安事変で「国民国家（形成）」に深く関与しようとした張学良への評価は、彼の政権への評価も含めて、別の文脈で行わなければならないので、本稿では中心課題からは除外する。

また二国間関係史の場として、中国東北地方は従来、特に日本近現代史研究側にとっては恰好の研究対象であった。しかし、「東北地方」単独の政治情勢が「中国」全体のそれとどう関係にあるのか、そもそも意識的に分別して叙述しているのか、筆者にとっては疑問に思われる研究が多かったのも事実である。それに、やむをえないこととはいえ、日中関係史といいながら、実際には「関係史」ではなく、ほぼ「日本（一国）史」に分類できるような研究も多い。そして、二国間関係を浮かび上がらせるためにも、ある程度目配りしなければならないはずの、ロシア（ソヴィエト）・朝鮮といった国々が視野から抜けている研究もある。

このように考えてみると、少なくとも東北地方を扱う場合、まず「中国」（全体、もしくは北京政府）と「日本」という国家間関係と、「東北地方」と「日本」という、中国の一部と、国家としての日本との関係は分けなければなるまい。あるいは、「東北地方」と中国の他の地方、「東北地方」の張作霖政権の総意と一部要人の意思や、東北地方に駐在する日本の領事館、駐屯する関東軍、日本本国の外務省、陸軍など、「部分」と「全体」のあいだにある微妙な温度差というものも意識しなければならない。なおかつ一見、二国

間の問題と思える事象でも、さかのぼればもっと多くの国や地域が関与している場合がある。⁽²⁵⁾ その場合への歴史叙述としての対処も、明確にする必要がある。

ここで、筆者が考える、本稿のめざす張作霖政権研究の意義をまとめておこう。まず、張作霖政権は、中国の地域史における、近世から近代への構造変換（もしくは連続性）を考えるうえでの、重要な画期になりうるということである。この見通しを保ち続ける限り、地域史が陥りやすい際限ない細分化や、全体への単純な還元という弊害から遠ざかると考えられる。特に後者に属する「国民国家（形成）」イデオロギーからは、比較的自由的な立場をとれるであろう。それは無論、このイデオロギーを軽視することではない。ただ、それを最終目的にした論にはしないということである。

次に、従来の張作霖政権研究に稀薄であった、国家・地域・機関といったレベル別の動向や意思決定を明らかにできる。問題によっては相互の複合性や、影響の波及といった面にまで迫ることができるであろう。それは、単に張作霖政権の政治学的な研究を豊かにするためではない。従来、事件や年代ごとに断絶されていた歴史を—それが筆者のいう近世から近代への変換（連続性）を見えにくくしていた一因でもある—、連結できる部分から連結していくという目的をももっているのである。

では、筆者の考える連結可能な部分とは何か。それは、張作霖政権における人脈と政策（理念を含む）、組織（母体を含む）などの継承に関する部分である。表題にも掲げた、「奉天文治派」官僚とは、この具体的主題を考えるうえで最も適した研究対象である。この範疇に入る人々—本稿では袁金鎧、王永江、于冲漢を中心とする—、その政策、属した組織の変遷などをたどることで、まず張作霖政権の地域政権としての内政に関わることは、

従来よりもより深く解明できるであろう。それだけではなく、張作霖ら軍人に対峙する人々を登場させることで、この政権の重要政治方針の決定過程や、そこに生じる葛藤もわかってくるはずである。

本稿が扱う時期は、張作霖が抬頭する契機となる辛亥革命（そのこと自体はすでに研究者間の共通理解であるが）の約10年前、つまり義和団の時期からにしたいと思う。⁽²⁶⁾ この時期は、張作霖政権を構成する重要な要素である、治安維持と財政という問題について、清朝の地方当局（盛京將軍）が、最初に大きな危機に直面した時期だからである。そして、地域史における近世から近代への構造変換と連続性の問題に鑑みて、本稿の重点は、張作霖政権成立の治安維持体制面での背景と、地方財政面での背景の解明に、かなりおかれることになろう（第一章、第二章）。

ついで、本題である張作霖政権そのものの分析に入るが（第三章）、政権成立の背景についてのそれまでの叙述をふまえ、先述の「奉天文治派」官僚、中でも王永江に光をあてて行うことになろう。そして最後には、王永江没後の文治派官僚（袁金鎧、于冲漢）と日本（関東軍）による侵略（満洲＝「九・一八」事変）との関係を追い（第四章）、人脈・政策・組織などの継承性からみた東北地方の近代史をしめくりたいと思う。

本稿でも義和団から始まって、いくつかの事件を重要な画期としては扱う。しかし筆者の考える問題によっては、事件そのものを詳細に再現することを目的にしていない。筆者が問題にしているのは、事件ごとに表出する連続性のある問題、例えば、地方行財政の再編成（あるいは新たな構築）と自立化、そのために生じる軍事力との衝突、地域社会の秩序安定などである。それらが各時期、各事件ごとに具体的にどういう形で浮上したのか、

どのような経緯で解決されたか（もしくはされようとしたか、未決だったか）ということにこそ重要性があると、筆者は考えている。このような課題設定や方法は、従来いささか軽視されており、研究分野の偏りと張作霖政権への偏見を放置する結果となってきた。本稿は、そういう傾向を改める契機になりたいとも志向している。

注

- (1) 筆者が念頭においているのは、いわゆる東三省（奉天＝盛京＝現 遼寧、吉林、黒龍江）を中心とする地方である。
- (2) 旗田巍「日本における東洋史学の伝統」（初出＝『歴史学研究』 第270号、1962年。のち幼方直吉・遠山茂樹・田中正俊編『歴史像再構成の課題』＜御茶の水書房 1966年＞に所収）。
- (3) 戦後から1960年代までについては、鈴木隆史「『満州』研究の現状と課題」（『アジア経済』 1971-4）、1970年代については金子文夫「1970年代における『満州』研究の状況」1,2（『同上』 1979-3,11）を参照。1980年代以降については、上記2篇のような研究史全般にわたる総括はないが、それでも例えば金子文夫「最近の『満州』社会経済史研究に関する文献目録（1979～1987年）」（『横浜市立大学論叢（人文科学系列）』 第39巻2,3号 1988年）、塚瀬進『中国近代東北経済史研究—鉄道敷設と中国東北経済の変化—』（東方書店 1993年）のうち「序章 研究史の整理と分析視角」、山根幸夫・藤井昇三・中村義・太田勝洪編『増補 近代日中関係史研究入門』（研文出版 1996年）のうち、安藤正士「満洲事変」・村上勝彦「『満州国』」、およびそれぞれの増補部分などが参考になる。
- (4) 筆者個人は歴史的にみて「満洲」と表記するのが適切であると考えているが、日本近現代史研究においては「満州」という表記が多い。
- (5) 『中国近代東北地域史研究』（法律文化社 1984年）。
- (6) 『同上書』 29頁。

(7) 氏はその後、「張学良政権下の幣制改革—「現大洋票」の政治的含意—」（『東洋史研究』 第50巻第4号 1992年）、『現代アジアの肖像3 張学良—日中の覇権と「満洲」—』（岩波書店 1996年）などを発表し、精力的に張学良研究を行っている。

(8) 以下、各研究者の業績紹介は、近作を中心に、単行本の場合は1冊、論文の場合は2篇ずつにとどめる。

・江夏由樹「辛亥革命後、旧奉天省における官地の払い下げ」（『東洋史研究』 第53巻第3号 1994年）

・同「土地利権をめぐる中国・日本の官民関係—旧奉天の皇産をめぐる—」（『アジア経済』 1997-1）

・松重充浩「張作霖による奉天省権力の掌握とその支持基盤」（『史学研究』 192号 1991年）

・同「『北京政府』下の国民国家形成と東北地域」（池田誠、上原一慶、安井三吉編『中国近代化の歴史と展望』 法律文化社 1996年 所収）

・土田哲夫「南京政府期の国家統一—張学良東北政権（1928～31年）との関係の例—」（中国現代史研究会『中国国民政府史の研究』 汲古書院 1986年）

・同「1929年の中ソ紛争と「地方外交」」（『東京学芸大学紀要 第3部門 社会科学』 第48輯 1997年）

・水野明『東北軍閥政権の研究—張作霖・張学良の対外対抗と対内統一の軌跡—』（国書刊行会 1994年）

・塚瀬進『中国近代東北経済史研究』〈前掲〉

・古市大輔「清代後期の盛京行政とその変容—高官人事における異動傾向からみた分析—」（『史学雑誌』 第105編第1号 1996年）

・同「光緒初年盛京行政改革の財政的背景—東三省協餉の不足と盛京將軍の養廉確保の意図—」（『東洋学報』 第79巻 1997年）

(9) 轟莉莉『劉堡—中国東北地方の宗族とその変容—』（東京大学出版会 1992年）。

(10) この概念は、研究者間でも定義が確定しているわけではない。しかし現在、近現代東北アジア地域史研究会に参加している研究者の専攻をみる限りでは、中国（東北地方）・日本・朝鮮半島・モンゴル・ロシア沿海州をその範囲とするのが妥当と思われる。

(11) 常城主編『張作霖』（遼寧人民出版社 1982年）／王鴻賓主編『張作霖和奉系軍閥』（河南人民出版社 1989年）／薛虹、李澍田主編『中国東北通史』（吉林文史出版社 1991年）より、第三章「軍閥統治的形成与日本对東北侵略的加深」など。

(12) 張日安、齊迎春『張作霖浪跡遼南』（遼寧民族出版社 1986年）／張日安『張作霖与六大浪』（瀋陽出版社 1991年）。

(13) 武育文、王維遠、楊玉芝『張学良將軍伝略』（遼寧大学出版社 1988年）／張魁堂『張学良伝』（東方出版社 1991年）など。

(14) ただし一方で、より客観的評価を可能にする工具書類や文集も出ている。例えば、人民日報新聞消息中心、東北大学瀋陽校友会分会、東北工学院合編『張学良將軍資料索引』（東北工学院出版社 1992年）／張友坤、錢進主編『張学良年譜』（社会科学文献出版社 1996年）／畢万聞主編『張学良文集』（新華出版社 1992年）など。

(15) 楊余練ほか編著『清代東北史』（遼寧教育出版社 1991年）より、第三章第三節

「“新政”与革命」。

(16)王魁喜、常城、李鴻文、朱建華『近代東北人民革命闘争史』（吉林人民出版社 1984年）→邦訳は、志賀勝訳『満州近現代史』（現代企画社 1988年）。

(17)中共中央党史資料徴集委員会、中国人民解放軍遼瀋戦役紀念館建館委員会、『遼瀋決戦』編審小組合編『遼瀋決戦』（人民出版社 1988年）。

(18)遼寧省档案科学技術研究所編『遼寧档案通覽』（档案出版社 1988年）／遼寧省档案館編『遼寧省档案館指南』（中国档案出版社 1994年）。なお本文の以下の記述は、趙雲鵬氏による紹介文に、上記2冊の内容を加味して筆者が訳した「中国遼寧省档案館所蔵歴史文書とその利用」（『アジア経済』 1996-5）を執筆するにあたって収集した情報による。

(19)司馬桑敦ほか『張老帥与張少帥』（伝記文学出版社 1984年）／司馬桑敦『張学良評伝』（伝記文学出版社 1989年）などは、張作霖についてかなり紙幅を割いている。特に前者には、史料的性格のある証言や回顧録も含まれている。現在刊行中かどうかかわからないが、以前は『東北文献』という証言・回顧録集が定期的に発行されていて、それにも張氏二代政権時期に関する文章がよく掲載されていた。また軍事史という枠を離れないが、王鉄漢『東北軍事史略』（伝記文学出版社 1982年改訂版→初版は1971年）と、沈雲龍訪問・林泉記録『王鉄漢先生訪問記録』（中央研究院近代史研究所 1985年）は、台湾における以上のような証言・回顧録、および同時代人による研究のなかでは、最も信頼できる種類のものである。

(20)楊奎松『西安事变新探—張学良与中共關係之研究』（東大図書公司 1995年）。

(21)中央研究院近代史研究所档案館編『外交档案目錄彙編』（1990年）／同『經濟档案函目錄編』（1987-1993年）。

(22)Suleski, R., Manchuria Under Chang Tso-lin, The University of Michigan, Ph.D., 1974. / Tien-wei Wu, The Sian Incident; A Pivotal Point in Modern Chinese History, Center for Chinese Studies, The University of Michigan, 1976. / MacCormack G., Chang Tso-lin in Northeast China 1911-1928; China, Japan, and the Manchurian Idea, Stanford University Press, 1977. / Levine, S. I., Anvil of Victory; The Communist Revolution in Manchuria, 1945-1948, Columbia University Press, 1987. / Gillin & Myers, Last Chance in Manchuria; The Diary of Chang Kia-ngau, Hoover Institution Press, Stanford University, 1989. また文献解題としては、Suleski, R., The Modernization of Manchuria; An Annotated Bibliography, The Chinese University Press, 1994. が出ている。

(23)とはいえ、社会史的な研究には発展の余地があるだろう。とりあえず代表例として、以下に2つ挙げておく。Clausen & Thogersen, The Making of a Chinese City; History and Historiography in Harbin, M. E. Sharpe, 1995. / Lee & Cambell, Fate and Fortune in Rural China; Social Organization and Population Behavior in Liaoning 1774-1873, Cambridge University Press, 1997.

(24)井村哲郎「『満洲国』関係資料解題」（山本有造編『『満洲国』の研究』＜京都大学人文科学研究所 1993年 所収＞）／同編『米国議会図書館所蔵戦前期アジア関係日本語逐次刊行物目録』（アジア経済研究所 1995年）。

(25)この問題にこたえた優れた成果として、李盛煥『近代東アジアの政治力学—閩島をめぐる日中朝関係の史的展開—』（錦正社 1991年）を挙げておく。

(26)西村氏も、『中国近代東北地域史研究』では同じ時期から叙述を始めている。それは、辛丑条約体制を「20世紀以降の半植民地的条件での中国社会のあらゆる領域を規定する基礎的体制として」（41頁）、氏がとらえているからで、いわば中国全体から東北地方へと焦点を絞ってくる氏の研究手法の1つの特徴をなして、東北地方から中国全体を見ようとする筆者とは、多少立場を異にする。

はじめに

中国東北地方の近現代史を考えるうえで、特に中国の学界においては、辛亥革命を契機として張作霖が抬頭したことを重視する。⁽¹⁾しかしそれは、革命後、張が強大な軍事力を背景に、抑圧的な支配をはじめめる前段階として、もしくは東北において革命が成功しなかった結果として重視するのであって、張作霖政権の実態との関連性においてではない。だが最近はこの枠内にとどまりながらも、档案史料の読解を通じて、軍事史的な観点から張作霖の抬頭を再検討する論考も出てきた。⁽²⁾

以上をふまえて本章の具体的課題は、張作霖が掌握した軍事力の背景、また後に張（個人およびその政権）と密接な関係をもつことになる、「奉天文治派」官僚たちの組織的背景を検討することである。そのためには、清末（義和団事変以後）の奉天における、軍事力や警察力の再編および新設についての考察を、欠かすことはできないのである。

第一節 清末における治安状況と張作霖

第一項 義和団事変前後の治安状況

まず、張作霖が抬頭する、清末における社会状況を必要な範囲で見ておこう。清朝が北京に遷都する前の都として、「陪都」の扱いをしていた盛京（奉天城）ほか、交通の要所などには人口が集中し、官憲の目もある程度は届いた。しかし都市の近郊も含めて、大部

分の地域は文字通りの新開地であり、公的行政機関による地域住民の保護はきわめて不十分であった。こういう地域には、農村の社会秩序を混乱させる存在—官憲はそれを「匪(賊)」、「土匪」などと呼んだ—が活動しやすい。⁽³⁾しかし義和団事変前後から、「匪」を取り巻く状況は、かなり変わってきたといえよう。

東北においては、義和団の席卷もさることながら、ロシア軍の侵攻と占領による、地方行政機能の麻痺が深刻であった。⁽⁴⁾そのうえ、1900(光緒26)年にロシア側とかわした「奉天交地暫且章程」により、時の盛京將軍・増祺は、ロシア軍の駐屯とその費用負担、および清朝側の奉天駐留軍の解散などを認めざるを得なかった。⁽⁵⁾この取決めに規定された上で、義和団鎮圧後の課題は、鎮圧中に逃げた兵士と「土匪」の⁽⁶⁾連合勢力(大きなものは数千人の規模であった)を、民間自衛団「団練」と協力して討つこと、および義和団鎮圧のために大幅に増強した兵力を漸次解散、縮小し、財政負担を減らすこととともに、5000-6000名の騎馬・歩兵隊を専ら「賊」を討つのに充てることであった。⁽⁷⁾

盛京につぐ要衝・遼陽城郊外の農村地帯には、日清戦争前後から、「匪」に対する自衛手段としての郷団(団練)がいくつか存在していた。日清戦争のときには日本軍も容易に手出しできなかったという、この地域最大の自衛集団・吉洞峪郷団は、知州・徐慶璋の要請により就任した指導者・徐珍のもと、1万人あまりの人員を擁し、義和団事変後の治安の乱れにもよく対処し、本溪からの助けも得て、この辺りを地盤にしていた楊二虎に率いられた集団のうち、数百人を平定している。やはり義和団事変後、知州の要請によって結成された北八家子郷団は、日露戦争後、数十屯から人員を募って体裁を整え、保甲局の母体に、さらに言えば「後日の警察の基礎」となっている。⁽⁸⁾後者が「官製」の団練とすると、

前者はさしずめ「半官半民」の団練といえよう。既成の自衛集団に、官憲が依頼して賊の平定をさせているのがわかるケースである。また吉洞峪郷団の成功と名声は、官憲の権威に裏打ちされたものであったことを、忘れてはならない。

半拉山の素封家・袁金鏗が、自ら団練を組織して陳小玩なる「賊」を退けたのは、1903(光緒28)年秋のことである。⁽⁹⁾彼はその後、自分の郷団を足がかりにして、遼陽の警察行政に乗り出していった。郷団の存在を恒常的なものにするには、吉洞峪郷団ほどではなくとも、官憲との強い繋がりが不可欠であり、そのためには指導者自らが地方行政の末端に連なるのが、当時としてはよくあることであった。辛亥革命で最初のクライマックスを迎える袁金鏗の政治人生は、こうして始まった。

いったんは官憲に帰順しながら、官憲にとっては統御しにくくなったために、「賊」扱いされた例も挙げておこう。1901(光緒27)年2月の時点で、劉彈子(本名は永和、号は忠清)なる頭目は、1万人あまりの勢力を擁して通化県に拠っていた。また、賈得勝、楊玉林(玉麟と表記する史料もある。以下、人名の別表記があるものは括弧で示した)らの率いる集団は、康平、海龍の各地で活動しつつ、(奉天)省城を攻めると豪語していた。⁽¹⁰⁾彼らは、もとはといえば帰順した「馬賊」で、ロシア軍に抵抗する過程で「団練」を吸収して決起したのであった。⁽¹¹⁾翌月、増祺は鎮圧軍を派遣し、楊玉林、劉彈子の勢力のうち、「三十營」(約1万5000人)を「收撫」している。⁽¹²⁾つまり彼らを「賊」とみなして鎮圧したが、投降した者については新たな兵力として軍隊に吸収したのである。

この事件には、官憲による「賊」の判定基準の曖昧さと、コントロールを外れた集団を

投降させることで、官憲の正当性を回復するという手法がうかがえる（それは清朝のみに見られる特徴ではないが）。無論、帰順した「賊」がもとに戻るといふ危険性はある。しかし、危急存亡のときにあった清朝の軍隊は、以前よりも積極的に、この策をとらざるを得なかったのである。また帰順「馬賊」の立場にたてば、官憲が討伐する「賊」の範囲は拡大し、帰順「馬賊」といへども何の身分保証にもならない—いつ、いかなる基準で「賊」とみなされるかわからない—状態になったといえよう。そうすると、彼らは常に官憲に近い位置を確保しなければならない。

以上のように、東北の治安状況は複雑になっていた。掠奪暴行、他集団との抗争などを主とする旧来の「賊」が存在する一方、義和団以降の新たな政治潮流のなかで、政治目的を帯び、官憲と結びつく「団練」もあれば、逆らう存在としての「賊」も生まれた。官憲による線引きは、当然ながら恣意的であり、境界線上にいる集団ほど社会的、政治的正当性を獲得する必要に迫られていた。次項で見る「保険隊」「大団」「馬賊」などと呼ばれる集団もまた、このような条件に大きく規定されていたのである。

第二項 張作霖の帰順

張作霖が「馬賊」の世界に身を投じたのは、日清戦争後、1896（光緒22）年であったといわれる⁽¹³⁾。この種の問題の常として、当時の彼の活動については、官憲側の史料はごく限られており、関係者の回顧録などに頼るところが多いが、それらによれば、以下のごとくである。

日清戦争に、一兵卒として従軍した張は、所属部隊が本来の守備地域（現 河北省）に

戻ったため、自らも帰郷し（出身地は海城）、養父から習得した獣医業を始めた。職業柄と本人の性格から「馬賊」との交際が始まり、ある冤罪事件をきっかけに、遼河東岸一帯の大頭目・馮徳麟（字は麟閣）の仲介で、彰武・阜新両県を本拠地とする董大虎なる「馬賊」の配下となった。しかし、まもなく董のもとを去り、独立したようである⁽¹⁴⁾。

当時、馮徳麟が勢力を拡大できた理由の1つは、彼が「保険隊」「大団」といわれる方式をいち早くとったことにある。これは、土地の広さに応じて食糧や金を取り立て、取り立てた相手を襲わないというものである⁽¹⁵⁾。郷紳側からみれば、「団練」とは若干異なるが、自衛手段の一種と考えてもよいであろう。「馬賊」側からみれば、掠奪のみではその対象ともども疲弊してしまうが、「保険隊」方式ならば疲弊する恐れは小さくなる。張作霖もその点に着目し、岳父・趙占元らの後援で、（現 黒山県）趙家廟において「保険隊」を設立し、附近7ヶ村の「保険」を請け負った。相場は、原則として一垧（約1ha）あたり銀1両であったといわれる⁽¹⁶⁾。

遼河流域で大きな勢力を誇る集団は、馮のほか、杜立山（字は閣卿、号は天義。遼河西岸）、金寿山（字は万福。遼河以北、黒山など）らがいた。1900（光緒26）年、着実に勢力を伸ばしていた張作霖は、金寿山の地盤の一つ・中安堡を手に入れ、その「保険区」は27村、その配下は50名あまりになっていた。この頃、金はロシア軍に懐柔され、その別動隊のような存在となっていた⁽¹⁷⁾。そのロシア軍の援護を受け、中安堡を奪還せんと襲来した金寿山一味から逃れ、（現 台安県）八角台鎮に至って態勢を立て直した張作霖は、後に彼を支える重要な部下となる、湯玉麟・張景恵・張作相らを副頭目格とする集団の秩序を整えていったと思われる⁽¹⁸⁾。

八角台鎮において張作霖は、以前にも増して地元の名士との交際に力を入れた。「団練」同様、「保険隊」もまた、郷紳の後援によって成り立っている。評判を落とせば依頼は来なくなるうえ、官憲の討伐対象になるかもしれない。張作霖の場合は、挙人・劉春霖（春良。字は東閣）、同・李雨農（雨農。字は龍石。趙家廟時期からの支援者）、貢生・張程九（字は紫雲または子雲。八角台の商務会長）、秀才・杜~~洋~~林（字は恩波。杜立山の一族でもあり、「保険隊」のなかでは相談相手として信頼されていた）、新民の醸造業者・彭氏、八角台の大商人・戴春栄などであった。彼らから張に支払われる「保険料」は、毎月3000両近かったという⁽¹⁹⁾。かくして、その配下も400名あまりにまで増えた⁽²⁰⁾。

1902（光緒28）年3月、「交收東三省条約」の締結により、半年ごと、三段階にわたってのロシア軍の撤退と、清朝の主権回復が正式に定められた⁽²¹⁾。それに伴い、盛京將軍は、「辦理南路遼河兩岸招撫局」なる機関を設けて、遼河流域の「匪」や各種民間武装勢力を本格的に軍隊に吸収しはじめた⁽²²⁾。張作霖は、後援者や配下たちと相談の結果、帰順を決意した。末端とはいえ、地方軍に連なれば、その後の活躍次第では展望が開けることになる。

ただ、張は一計を案じた。ロシア軍の侵攻を避けて錦州、義州一帯に疎開していた増祺一族が奉天に帰る途中を襲って増祺夫人を捕らえ、彼女に自分の身の上を語り、帰順するにあたり夫へのとりなしを依頼したのである。その際あくまでも、夫人の身柄は丁重に扱われた⁽²³⁾。

この策略は効を奏した。1902年8月、張作霖は、張程九ら名士たちの推薦により、新民庁に帰順した。また、暫くは従来通り、名士たちからの「保険料」で必要経費を賄うことが認められた⁽²⁴⁾。9月には早速、「匪」の討伐を命じられている⁽²⁵⁾。

10月、張作霖は張作相、張景恵、湯玉麟ら250人を従える新民府地方巡警前營馬隊の幫帯として、正式に任命された。さらに、前營は翌年には、歩兵、騎兵双方からなる485人に増強され、張作霖自身も前營の管帯に昇格した⁽²⁶⁾。一方「馬賊」の世界は、この後大きな変化を遂げる。

第三項 日露戦争における「馬賊」

日露戦争は、単に東北地方を、義和団につづいて混乱に陥れただけではなく、日露両国との関わり方次第、つまり外部要因で内政の方針が左右されるという方向を決定づけたといっても、過言ではあるまい。「馬賊」の世界も当然、この変化と無縁ではありえなかった。

義和団事変前後から、東北において勢力伸長を図ってきた日露両国にとって、現地の地理とさまざまな情報にあかるく、しかも機動力に富む「馬賊」は、スパイとして大いに利用すべき存在であった。遼河流域の主だった集団のうち、馮徳麟と杜立山は日本側（いわゆる「忠義軍」として）に、金寿山らはロシア側についたとされる⁽²⁷⁾。ただし、金寿山については、日本側についたとするものもあり、二重スパイであった可能性がある⁽²⁸⁾。

戦後、馮・金両名は、日本軍の口添えにより清朝に帰順し（1905<光緒31>年、当時の將軍は趙爾巽）、それぞれ巡防營の統領と幫統になった⁽²⁹⁾。しかし、同じく日本軍に協力したとされる杜立山が、清朝に帰順したという記録はない。王寿山によれば、杜立山は結果として日本軍に有利な働きをしたが、本人はあくまでもロシア軍に抵抗するのを目的とし、日本軍の指揮下には入らず、独自に行動したという⁽³⁰⁾。

日本軍の口添えを得られなかった杜立山は、清朝に帰順する機会を逃し、遼河流域に残る、最後の「匪」の大頭目として、再び討伐の対象にされていくことになる。

張作霖は、巡防營の管帯として、建前上は中立を守った。⁽³¹⁾戦後、趙爾巽將軍のもとで、張は鎮圧軍に加勢することを命じられ、再び「匪」の討伐にあたった。相手は、鎮安県（現 黒山県）大龍灣一帯にたてこもった杜~~立~~子⁽³²⁾集團らの連合勢力で、頭目を一人ずつ討ちとっていく方法がとられた。そして、続く東三省総督・徐世昌のもとで、いよいよ杜立山討伐に乗り出していった。しかし、そのことに言及する前に、節を改めて、東北における新政と、そのもとでの軍隊や警察の再編について、考察せねばなるまい。

第二節 新政時期における治安維持体制の再編

第一項 徐世昌総督時期（1907-1909年）

1907（光緒33）年3月、東北地方では盛京將軍にかえて東三省総督をおき、奉天・吉林・黒龍江三省の軍権と行政権を統轄させ、また三省各巡撫を新設することになった。⁽³³⁾さらに東三省には、他省よりも諸改革を優先して行う特権、総督・巡撫には改革に必要な自由裁量権が与えられた。⁽³⁴⁾

この改革は、にわかに始まったわけではない。乾隆年間から指摘されてきた、各機関の所轄不明瞭と、そのために生じる責任のなすりあい⁽³⁵⁾が、名義上の変更も含めていくつかの段階を経て、戦乱の終結とともに、最終的な決着をみたという面も大きい。⁽³⁶⁾しかしより切実な要因は、初代総督に就任した徐世昌が述べるように、日露両国による侵略（経済的、

外交的な問題も含む）の脅威であった。⁽³⁷⁾そのため、徐が認識していた課題は主に、交通の整備、三省財政の統一、治安維持体制の整頓と強化、実業振興の四点に⁽³⁸⁾しぼられた。それらは無論、朝廷の全面的支援を必要としていたので、徐はその点を訴えることも忘れなかった。⁽³⁹⁾徐にとって、以上の四点は相互に関連した複雑な課題であったが、ここでは第一・三両節と関連させて、治安維持の問題を中心に述べる。

まず、当時の東三省における兵力の具体的な状況を見ておこう。当時、八旗兵を除く東三省全体の兵力は、奉天・吉林がそれぞれ2万弱、黒龍江は4000にも届かなかった。しかも第一節でも考察したように、軍隊（旧軍）内部には多くの帰順した「匪」を含んでいたこともあり、規律が乱れ、兵糧配給の方法などもまちまちであった。

徐世昌の認識では、三省全体で「精兵十余万」が必要であった。手始めに、各營から25才以下の兵を選んで陸軍（新軍）を構成し（奉天・吉林は2鎮ずつ、黒龍江は1鎮）、老兵は淘汰し、5年後には奉天・吉林に3鎮ずつ、黒龍江には2鎮をおくことを目標とした。⁽⁴⁰⁾実際には目指すべき目標は下げられ、2年以内に三省それぞれに一鎮ずつということになったが、1907（光緒33）年の達成度は、自前では、吉林に歩兵隊1隊を編成できたのと、奉天に8路ある巡防隊（1905<光緒31>年にこの名称に統一）のうち、前・中の2路から精鋭を選抜して、歩兵隊1標を編成する⁽⁴²⁾のがやっとであった。あとは近畿一鎮と混成二協の駐屯を要請する⁽⁴³⁾始末であった。徐の構想するような、自前の精鋭部隊による東三省全域の防備は、きわめて難しい状況にあった。

そこで現実的には、残る旧軍を再編して、中・前・後・左・右の五路巡防隊とし、これに新軍の訓練を施して、徐々に新軍に近づけていくしかなかった。⁽⁴⁴⁾巡防隊は、やがては新

軍に同化・吸収されるべき存在として、格上げされたのである。かくして、軍備に関しても「陸軍部章程」に従い、統領には月給500両（旧来は250両）、歩兵には同4両5銭と衣服の支給（同5両。ただし衣服などは自弁）が定められ、統領の経費の不足分は兵から、兵のそれは民から取られるという「積弊」、悪循環を何とか断ち切ろうという努力はなされた。⁽⁴⁵⁾ただし、どの程度の実効があったかはわからない。

さてこの時期、張作霖が命じられたのは杜立山、田玉本らの掃討であった。⁽⁴⁶⁾杜らは、新民・鎮安（現 黒山県）・遼陽・海城・遼中・広寧（現 北鎮県）など広範囲に出没し、本拠地（「匪巢」）には砲台を構え、いたるところに検問所を設け、⁽⁴⁷⁾さながら要塞をもつゲリラ軍のようであった。さらに「巡警」の名を騙って銃器を購入したり、住民から金品を巻き上げたりもしたという。⁽⁴⁸⁾このような行為は、官憲の権威に対する一種の挑戦であり、彼らを鎮圧することは、前任者・趙爾巽将軍在任時期からの懸案であった。

当時、奉天五路巡防隊のうちの右路巡防隊の統領であった張作霖は、隙に乗じてまず田玉本を討ち取り、ついで杜立山を生け捕りにするという軍功をたて、表彰された。⁽⁴⁹⁾張作霖は「保険隊」であった時の後援者の一人、杜~~林~~林が杜立山の一族であり、厚い信頼を得ているを利用して、杜~~林~~林に、杜立山を帰順させようともちかけた。そして宴会での杜立山の一瞬の油断をついて彼を捕らえたという。⁽⁵⁰⁾「保険隊」としての人脈や経験を生かしたのであった。

この掃討戦の結果、遼西の社会秩序はようやく安定を見た。1909（宣統元）年はじめ、張は「騎馬・歩兵九大隊を統轄し、~~洮~~南・蒙古辺境一帯に駐屯」することを命じられ、モンゴル「馬賊」・陶克陶（胡）の鎮圧に従事することになる。⁽⁵¹⁾しかし、臨機応変に提携す

る相手を変え、巧みに立ち回る陶克陶は手強い敵であり、1922年に彼自らが病死するまで、⁽⁵²⁾壊滅させることはできなかった。

治安維持体制の整備にあたり、徐世昌が重視したもう一つの柱は、警察（巡警）であった。それは、光緒31年9月の巡警部新設にあたり、徐が初代尚書に任命されたことに起因する。⁽⁵³⁾さらにこの決定には、天津における巡警制度の成功で自信をつけた袁世凱による上奏と、⁽⁵⁴⁾載澤・徐世昌ら出洋考察五大臣の暗殺未遂事件が⁽⁵⁵⁾大きく影響していた。徐は北京政界の実力者・袁と親しい関係にあり、徐の人事には常に袁の意向や立場が反映されていた。東三省は、単に清朝発祥の地としてだけでなく、この時点では北京政界の動向と密接に結びついた地としても、重要であった。

1901（光緒27）年の上諭で、各省は従来の防營（防軍）を、「常備・統備巡警軍」に改め、一律に新式の武器で訓練することになった。⁽⁵⁶⁾同年、奉天城内城にも保甲局という機関が設けられ、翌年、警察総局に改められた。⁽⁵⁷⁾張作霖が帰順した新民府にも、巡警制度が設けられた。⁽⁵⁸⁾この時清朝は、天津の都市警察整備の際に参考にした日本の警察制度を、中国全体に拡大・応用していったのである。⁽⁵⁹⁾

また1905（光緒31）年には、盛京将軍・趙爾巽が、道路工事をも警察の職掌に入れることを理由に、警察総局を工巡局と改名した。⁽⁶⁰⁾翌年、巡警総局となったが、依然として「工程科」が含まれ、また行政・司法に関しても詳細な規定はなかった。⁽⁶¹⁾人員の募集方法も巡防隊と大差なく、1905（光緒31）年の通達でも、郷団そのほかの民間武装勢力を警察に再編することになっていたのである。⁽⁶²⁾例えば遼陽でも、前述のように、郷団が保甲局の母胎

となっている。⁽⁶³⁾

1904（光緒30）年に、袁金鎧が遼陽警務提調（局長に相当）に就任し、2年後には吉洞峪郷団を率いていた徐珍が、巡警制度を創設した。⁽⁶⁴⁾ 同年に開校した巡警学堂の校長には王永江が就任し、後に袁・王とともに「（奉天）文治派三巨頭」と称せられることになる于冲漢は、辦理遼陽西部巡警事宜兼遼陽交渉局長の任にあてられた。⁽⁶⁵⁾ 袁金鎧の遺児・袁慶清によれば、郷団を組織してから警務提調になるまでの3年間に、袁は于や王と知り合ったとのことである。⁽⁶⁶⁾ 金毓黻が指摘するように、王と于の人事には、袁の人脈固めの意図がうかがえる。⁽⁶⁷⁾ 袁の縁故で警察行政に関わった二人は、袁が奉天政界で抬頭するにつれ、地方行政官としてのキャリアを積んでいくことになる。⁽⁶⁸⁾

徐世昌は、総督に就任した1907（光緒33）年5月には、早くも王治馨を巡警局の総辦に任命して、警察の改革に着手した。警察の職掌からようやく「工程」が外され（新たに「工程局」という機関が設けられた）、総務・行政・司法・衛生・捐務の5課にまとめられた。⁽⁶⁹⁾

とはいえ、「巡警総局局制職掌章程」によれば、その範囲はまことに広い。行政課には、治安・交渉・戸籍・営業・交通の各股が所属し、各国領事館員や軍隊の動向を探索する活動から、戸籍編纂、商業取締を中心とする市政業務までが含まれる。司法課では、裁判股が全ての民事・刑事案件を管轄する。ただし、司法課の判定に不服な者は、各級審判庁に上告することができる。衛生課には防疫股がある。これは、通常は予防・検査業務が主であるが、ペストを中心とする伝染病を意識した組織でもあったと考えられる。捐務課は、「捐」の一部を徴収、監査する。特に城内住民の生活に関係のある房捐（家屋税）などが

⁽⁷²⁾ 目を引く。警察には、民政の基本事項のうち、かなり重要な部分が含まれていた。

このような警察制度を整備するうえで問題となったのは、軍隊と同様、帰順「匪」を受け入れたことによる質の低下や、経費の不足であった。後者について、郷鎮では、警察経費の徴収に伴う（中間搾取から得られる）利益を、「紳商」が手放そうとしないことが問題の根底にあり、監督権を行使しようとする警務長との対立もおこっていた。これは、警察の権限にとどまらず、財政全般をめぐる官民の葛藤の一例としても重要である。しかし解決策としては、新たに会計股を設けて、巡警局長の収支監査権を強化するといった程度の提案⁽⁷³⁾しかなく、「紳商」を納得させるに足る、警察行財政の明確な指針が示されることはなかった。こうした問題は、総督藤元の奉天城で、より深刻なかたちをとって現れ、徐世昌を動揺させることになる。

徐によれば、巡警局の経費は年間50万元以上必要であるのに、1907（光緒33）年現在、局の収入となるべき各種の捐をあわせても25-26万元にすぎない。そのなかで大きな項目である鋪捐は、一種の商業税として、奉天城の商人たちもその徴収には納得していた。しかし、従来の捐によるのみでは巡警局の増収は望めない。そこで、新たに房捐を課そうとしたが、巡警局の会計が明らかにならないことを不服として、総商会が猛反発し、商店が一斉休業を行う事態にいたった。⁽⁷⁴⁾ 官憲側は、一斉休業に先立ち、房捐免除を訴えたために拘束していた総商会の理事を釈放し、房捐の一部を減免することで、3日後には事態を収拾した。⁽⁷⁵⁾ 巡警局総辦・王治馨と、総商会総理・趙清璽は更迭された。⁽⁷⁶⁾

警察をめぐる諸問題は結局のところ、清朝の従来の体制になかった警察を、従来の行財政システム全体のなかに（もしくはそれとは別に）、どう位置づけるかがはっきりしない

ために起こっている。徐世昌自身も、警察を省公署内の民政司に所属させるか、東三省以外の省のように巡警道という独立の機関を設けるか、迷っていた。

1909（宣統元）年の間に、巡警道を設けるべしという主張と、民政司に統一すべしという主張が、あいついで出される。⁽⁷⁷⁾前者では、警務は民政の範疇ではないといい、後者では、奉天には民政司があるから巡警道は不要であると言っている。要するに、警察行財政を独立させた方が地方官の権限拡大につながるのか、それとも民政司に吸収した方が民政全般の権限拡大という意味で利点が多いのか、徐自身には見極め難かったのである。

東三省は最終的には、民政司に権限を集中させる方針をとった。それは、全国で東三省のみの決定であった。東三省は、新政のモデル地域であったから、民政に警察の行財政を含める道をとったということは、他省の模範となるべき選択ともみなされた。⁽⁷⁸⁾ともあれこの決定は、軍隊のみならず警察も、総督の強いリーダーシップを支えられる組織となっていくうえで重要であった。だが、徐世昌にはリーダーシップを十分に発揮する機会が訪れなかった。北京政界における袁世凱の一時的な失脚、および総商会の元総理（趙爾巽將軍時期）・孫百斛の弾劾にもあい、郵伝部尚書に転出したからである。⁽⁷⁹⁾

第二項 錫良総督時期（1909-1911年）⁽⁸⁰⁾

錫良は治安維持体制のうち、軍隊に関しては徐世昌の方針をほぼ踏襲しており、目だった変化はない。むしろ警察制度を軌道にのせ、より効果的に機能させることに努めている。

立憲準備第二期の成果、および第三期の準備状況についての報告書のなかで、警察の課題として挙げられているのは、庁、州、県での制度上の整備と、経費徴収の統一である。

特に後者については、徴収における秤量単位を統一し、各官庁内に一律に「收捐処」という機関を設け、納税者は直接そこに赴いて「捐」をおさめる。納税者の投票によって「捐務総董」を選び、専ら経費徴収とその管理にあたらせ、行政に干渉できるような権限はもたせない。こうすれば官民が互いに監督しあい、従来のような弊害は起きない、というのが錫良の提案である。⁽⁸¹⁾

とはいえ、地域ごとに事情が大きく異なるのに、強制的に統一規定を設けたり、また選挙という概念になじんでいない納税者に「捐務総董」を選ばせたり、この提案には無理がある。いろいろな面を考慮しても結局は、徐世昌が直面したような、税徴収末端における「紳商」の役割に関する問題を、一朝一夕に解決するのは難しいと考えざるをえない。

すぐに問題解決できないうえに、財政事情は逼迫している。困難を打開するためには、進行中の立憲準備の重要性を「地方の公正な士紳」に理解させ、「公益」のために寄付するという大義名分のもとに、彼らから集金するしかない。一般的な例は記録されていないので、錫良が特記している例をあげるが、鳳凰庁の紳士・孫毓廷は、「捐」の規定よりも3倍以上多い3500両を警察経費のために寄付した。その理由は、安東（現 丹東市）には中国人と外国人が雑居し、巡警をおく必要があるのに、財政事情が逼迫していてそれが十分にできないから、ということであった。⁽⁸²⁾

当時安東に関心をもたれたのには、相応のわけがある。安東は、朝鮮半島との境界をなす鴨緑江ぞいの港町で、近代になって海関がおかれ、その重要度が増した。1905年の日韓協約により、李氏朝鮮は消滅への道を確実に歩み始めていた。国境の街でもある安東は、日本の侵略行為に対する、東三省側のいわば防御線となりつつあった。しかも、安東と奉

天南部の間には、日露戦争中に日本側が軍用に敷設した軽便鉄道（安奉鉄道）が走っており、そのゲージ拡張によって朝鮮半島との連絡が図られようとしていた。東三省は朝鮮の次に日本に併合されるのではないか、という危機感を、官民ともに抱いていた時期である。⁽⁸³⁾

しかるに、安奉鉄道の沿線には警官が配置されておらず、日本側が工事で使っている苦力や、そこにまぎれこんでくる「外来の匪徒」によって治安が攪乱される恐れがあった。そのため宣統元年12月、省城から選ばれた精鋭100名と、別に募集された289名の警官が、4ヶ所の分局、30ヶ所の派出所に配属された。なお、ことは外交問題により深く関わるので、巡警総局ではなく交渉司の暫時管轄となった。経費も鋪捐などではなく、省財政から支出されることになった。⁽⁸⁴⁾

安東や安奉鉄道においてのみではなく、警察は他地域の、一般人の生活にも浸透しつつあった。1909（宣統元）年、吉林省の「各村の壮丁」を選抜して「預備巡警」とし、訓練を施して「馬賊匪」（馬賊）の討伐にあたらせたところ、成果が挙げられた。警察経費の節約にもなるし、警察力の助けにもなる。「固より目前の治盜の良策、亦憲政進行の要端」と錫良は考え、奉天省にも普及させることにした。⁽⁸⁵⁾警察はもはや、軍隊と未分化の集団という性格を脱却して、独自の方針を賦課された組織として、広範な人員を取り込んで展開しようとしていた。

このような時、東三省を襲ったのが、1910（宣統2）年冬から1911（宣統3）年春にかけて大流行したペストであった。哈爾濱などから鉄道によって拡大したこの疫病により、数か月間に6000-7000人が死亡し、被害は数十の州県に及んだ。⁽⁸⁶⁾病人の隔離・収容、病人宅の消毒・検査などの衛生業務にあたったのは、警務局であった。⁽⁸⁷⁾

当時、奉天に在住していたスコットランド人の伝道医師・クリスティーが述べていることを要約すると、以下ようになる。各班に分かれた「衛生警察員」は、ペスト患者の出た区域であれば毎日、その他の区域は隔日に巡回している。ペストと疑われる者については覚書を取り、数時間後に再確認してペスト患者と断定されれば、すぐに病院に運び、警察署に報告する。患者の同居者は最寄りの隔離所へ移され、患者の所持品などは焼却され、家は消毒して番人を付ける⁽⁸⁸⁾、といった次第である。さらに路上で病人が出たなど、交通を遮断する必要がある場合には、兵士も動員された。⁽⁸⁹⁾このように防疫活動の最前線にいる「兵警」にも、当然死者が多かった。⁽⁹⁰⁾

防疫活動には、行政責任者たる東三省総督の強いリーダーシップと決断が、ままた必要であった。ペスト流行が、鉄道による人（特に苦力）の移動によるところが大きいと判明すれば、日本やロシアに働きかけて、満鉄や東清鉄道の二・三等車を暫く南下させず、各国の医師団の意見が合わないときには自ら出向いてまとめた。⁽⁹¹⁾民間人の協力のほかは、隣接国・ロシアなど、東北に利権を持つ国の指示を一切仰がない錫良に対して、「ペストは国際病であるから、国を分かつず、等しく防疫の責務がある」として、暗に批判する向きもあった。⁽⁹²⁾しかし錫良自身は、「疫病が日々拡散すれば、単に東三省の人命や財産を保護できないというだけではなく、国際交渉にも極めて大きな影響が出る」として、むしろ周囲との連絡を絶って、撲滅に専念したのであった。⁽⁹³⁾

結果として、ペストの猛威もほぼ克服された1911（宣統3）年3月、奉天で、11ヶ国の医師を集めて万国ペスト（鼠疫）研究会が開かれた。錫良が議長を務めると、列席者はみな起立して彼をたたえたという。⁽⁹⁴⁾錫良の面目は大いに立ったわけである。錫良は自身の

強権を内政の危機には発揮したが、当時としては珍しく、思想・言論の弾圧のためには用いなかった。東三省からは、他省と合同の国会早期開設請願団が送り出されること3回、単独の請願団も1回ある。⁽⁹⁵⁾ 1910（宣統2）年11月初3、5日などのうちに、「各界の紳民1万人」が、錫良のいる東三省総督公署に請願に来た。代表として、諮議局議長・吳景濂らが錫良に面会を請い、ロシアや日本による侵略が東三省全土に及ぶ前に、早く立憲体制を整えて、これらに対抗する政策を採るべきであると訴えた。

錫良もこれに大いに動かされ、彼らを代弁して、東三省のおかれている危機的状况について、朝廷に報告している。しかし朝廷側からの指示は、「責任逃れをせず、つとめて難局にあたれ」という程度のものでしかなかった。⁽⁹⁶⁾ 錫良は請願団への同情が一因となって免職され、⁽⁹⁷⁾ 後任には、最後の盛京將軍であった趙爾巽があてられた。

第三節 辛亥革命における治安維持体制

東三省における辛亥革命についての研究は、きわめて多い。⁽⁹⁸⁾ 経過自体については本節で付加すべきことはほとんどないが、第一・二両節に関連させて、「馬賊」・軍隊・警察の果たした役割や、それに関わった人物たちの動向をもとに、再構成する必要はあるだろう。特に本節では、東三省における上記の問題が、外部からどうとらえられていたのか、という視点をまじえながら、考えたい。

第一項 革命派と「馬賊」

中国同盟会の母体の一つ・華興会の中心メンバーで、蜂起計画失敗のために1904年に日本に亡命した宋教仁は、東南諸省を中心とする革命を志向した孫文らに対抗して、東三省で「馬賊」を糾合してそこから北京をつく作戦を模索していた。⁽⁹⁹⁾

その宋が自分の論文のなかではじめて「馬賊」を大々的にとりあげたのは、翌年のことである。⁽¹⁰⁰⁾ 日本派、ロシア派、独立党派（および清朝寄りのもの）に分類し、頭目の名、配下の数、活動地域、特徴などを記している。もとより、著名なものうちからさらに選定したのであろう。地理的には大別すると、①遼東半島の黄海側沿岸から中央部（岫巖、鳳凰城あたりまで）にかけてと、②朝鮮国境に近い地域、および③奉天、遼陽、鉄嶺、新民屯など主だった都市近郊を拠点とするもの、以上3つにわかれる。

1906（光緒32）年12月には、宋に先立ち、同志の張継らが營口から遼西地方各地に、さらに鉄嶺から吉林に赴き、また安東に出没したという情報が新聞紙上で報じられるに至る。ただしこの時は、調査に専念して帰途についたようである。⁽¹⁰¹⁾ 上記の分類に従えば、おおよそ②と③に相当する。

宋の日記『我之歴史』に、宋自身の「馬賊」との接触計画が現れるのは、1907年3月20日のことである。「馬賊」という語が中国語で用いられる初期の例としても興味深いことはすでに述べたが、⁽¹⁰²⁾ ここでは計画そのものについて確認しよう。まず下関から乗船して、釜山にむかい、汽車に乗り換えてソウル経由で義州まで北上する（朝鮮半島を縦断）。そして鴨緑江を渡って安東に至る。その後は各馬賊と連絡をとり、通化県の金を奪取する。しかるのち、⁽¹⁰³⁾ おおいに積極策を行う、といった具合である。

日本からの場合、直接東三省に潜入するよりも、下関一釜山間の船便と、京釜・京義両鉄道を使って迂回して入るほうが人目につきにくかったのであろう。しかし、安東から通化までは直線距離でも200km 近くあり、水運を利用するにしても困難が予想される。それでも通化を目指すということは、張継らの先行調査によって、②の「馬賊」によい感触を得たためかもしれない。

宋は3日後には出発している。25日には下関に至り、乗船して4月1日には安東に着いている。5日には同行していた白楚香が、鳳凰城へ調査に出かけた。残った宋が、「馬賊」の李逢春・朱二角・金寿山・王飛卿・楊国棟・孟福亭・藍黒牙に宛てた書簡は、9日付の日記に見ることができる。内容は、「馬賊」の起源にはじまり、その現状、革命派の活動状況と説き進み、革命派との連携によって北京を討とうという勧誘で終わる。⁽¹⁰⁴⁾そして、現存の『我之歴史』も、ここで終わっている。

李逢春の本拠地は大狐山⁽¹⁰⁵⁾とあり、金寿山のそれは前述のごとく黒山一帯で、⁽¹⁰⁶⁾2人以外についてはわからない。李の活動範囲は、さきに筆者が行った分類に従えば②に入る。彼に対して、宋は最初に手紙を出している。一方、金はいずれの部類にも入らない。日露戦争中は二重スパイであった可能性もあるが、当時はすでに清朝に帰順していたから、宋の分類では、あえていえば最後の部類（独立派もしくは清朝寄り）に属することになる。宋らは、金のこうした変化を知らなかったのであろうか。ともあれ、通化が最初の到達目標に選ばれ、宋らの潜入ルートが安東からの北上であったこととあわせて考えると、宋らが提携の相手としてまず重視したのは、李逢春一朝鮮国境に近い地域に本拠地を持っている者⁽¹⁰⁷⁾であった。

その後、宋らは李逢春と面会し、その賛同も得て、同盟会遼東支部を奉天で設立したとされる。⁽¹⁰⁸⁾しかし、「馬賊」を集めた蜂起の計画は事前に洩れ、白楚香は捕らえられ、宋教仁らは再び日本に逃げざるをえなくなる。⁽¹⁰⁹⁾支部成立の意義をどうとらえるか（成立の事実も含めて）は難しいところであるが、活動実績をあげる前に打撃を受けた、ということは確実である。以後、革命派は軍界・教育界・出版界などに入って宣伝活動を中心にする一方、「馬賊」との連携を模索しつづけることになる。⁽¹¹⁰⁾

革命勃発後、特に藍天蔚の蜂起以降、「馬賊」のなかに革命派に投じるものが少なくなかったのは、宋教仁らの活動の影響によるものと考えられる。

藍は、奉天駐留の第二混成協（二協、約5000名）の指揮官であったが、同盟会員でもあり、革命勢力への負担を案じた東三省総督・趙爾巽により、11月14日には事実上解任されていた。⁽¹¹¹⁾しかし、遼東半島の莊河の聯莊会指導者・顧人宜、顧人邦らと協力して、一帯における蜂起を指導する立場となった。この蜂起に呼応したのものには、例えば莊河の最も有名な「馬賊」・樸冠山がいる（ただし、宋の「二十世紀之梁山泊」には名がない）。以前よりの革命派からの働きかけに応じ、200人あまりを率いて加勢した。ほかにも、楡樹台、昌図一帯（奉天省北部から吉林省にかけての地域）で500人あまりを集めた「馬賊」集団などの例があがっており、合計すると東三省全域の「馬賊」で藍に加勢したものは4万人あまりにも上ったという。⁽¹¹²⁾

もとより数字には誇張もあるだろうが、革命派と「馬賊」の結びつきの強さは、趙爾巽にとっては脅威であった。当時、東三省に駐留する日本軍は約3万、北方にはロシア軍もひかえ、東北の革命派にとって、蜂起には慎重を期さねばならぬ面が多かったが、逆に、

一種の治外法権地域である満鉄附属地などで、清朝官憲の追跡を逃れて武器購入や兵士募集を行うこともできた。ゆえに趙爾巽は、まず日本側に対して、「革命派を援助しない」という約束をとりつけ、次に、東三省全体の駐留軍の結束を固め、革命派に隙を与えないようにする必要があった。⁽¹¹³⁾

新軍を中心に、藍天蔚の説得に応じて革命に参加するものが出始めていたし、部下の反対にあっているとはいえ、協統（副官に相当）・聶汝清にも、故郷・安徽省の革命軍が聶の家族を通じて参加を呼びかけており、⁽¹¹⁴⁾目を放せないところがあった。当局からすれば、治安維持のために再編してきた軍隊が、社会秩序転覆のために、敵対勢力に利用されつつあるという状況になっていた。そしてその危機は、警察にも及ぼうとしていた。

第二項 軍隊と警察

武昌起義直後、趙爾巽は黒龍江省を視察中であつたが、5日後には奉天に戻っている。起義情報の記事掲載延期を、中国側・日本側双方の新聞社に命じたのは、それからまもなくのことであつた。前者は民政司と巡警局の管轄、後者は日本の総領事に依頼する形をとっている。趙が恐れたのは、情報の伝播による革命の拡大であつた。⁽¹¹⁵⁾それこそは、革命派が最も頼りとすることでもある。ゆえに、情報の途絶が革命派の出足を鈍らせ、当局にとって時間稼ぎになったことは否めない。

奉天においては、11月12日に趙を会長とする保安公会が成立した。副会長には、軍界から協統の伍祥禎、諮議局からは議長の呉景濂が選ばれた。さらに参議総長として、諮議局副議長の袁金鎧、参議副長として同盟会員の蔣方震、張榕が推薦された。⁽¹¹⁶⁾その後の奉天政

界を動かすと予想される勢力と人物は、ほとんど網羅されているといつてよいだろうが、もとより趙爾巽に共和政の意図などは皆無であつた。よく知られているように、保安公会成立の会場には、武装した張作霖の部下が配置され、革命勢力の発言を封じる役目を果たした。

従来、奉天に駐留している中路巡防隊に加え、張作霖を省城に入れるように趙爾巽に勧めたのは袁金鎧である。張作霖は当時、洮南駐屯の7大隊（前路巡防隊）を率いていた。趙爾巽は張に対し、「前路の騎馬・歩兵各1大隊ずつを省城に移駐せしめよ」との命令を出した。張は、命じられた通りに2大隊に対し迅速に移動できるように軽装を命じ、省城に入った。⁽¹¹⁷⁾軍人の常として、特に「馬賊」から帰順した張作霖にとって、好機を逃さず権力の中樞に近づくこと、近づいたら忠実に職務を遂行するのは、当然である。むしろ少しでも当局者に怪しまれたら、彼の命運は、義和団事変後に、あるいは日露戦争後に討伐された（なかには彼自身が討伐した）「馬賊」と同様になったであろう。張の兵力は、単純計算で320名あまりであつた。⁽¹¹⁸⁾

当時、革命思想が浸透しているとみなされていた新軍（二協）は、趙爾巽の信頼を失っていた。前述のごとく、巡防隊は旧軍に属しながらも、いずれは新軍なみの実力をつけることを期待されていた存在である。⁽¹¹⁹⁾新軍にはまだ及ばないとはいえ、従来旧軍に比べれば、戦闘力は増強されていた。⁽¹²⁰⁾また、「馬賊」討伐戦という苛酷な実戦経験を、新軍よりも多く積んでいた。張作霖個人については、これまでの経歴が考慮されたのはいうまでもないだろう。洮南は現在では内モンゴルに属し、清末にようやく奉天省の領域に入った地域であつた。杜立山らの討伐が終わった後、張はモンゴル「馬賊」の討伐にあてられてい

た。杜らに対するようにはいかなかったが、張が駐屯する前よりは事態が好転していた。⁽¹²¹⁾

しかし前項で述べたような事情で、藍天蔚が解任された後の二協は、引き続き奉天省城にとどめられ、趙爾巽の手中に入っていた。こうして省城における守備体制は、「陸軍<二協>、巡防軍、巡警<巡警>聯合一体」となった。⁽¹²²⁾

二協は、内城の小西・小北・大北・小東の四門と、皇宮（現在の瀋陽故宮）と総督公署などの官庁、外城の小西関（辺門）大街・大東関大街以北、大小北関までの市街地と辺門、および商埠地を管轄する。これに対し張作霖は、内城の大西・大南・小南・大東の四門と、外城の小西関大街・大東関大街以南、大小南関までの市街地と辺門を担当した（本稿末尾・奉天省城全体図を参照）⁽¹²³⁾。巡警には、内城から外城までの市街地全体の偵察や、秩序の維持が任された。⁽¹²⁴⁾

人員数からいえば最大の二協が、広範な地域や重要な地点を守るのはわかるが、張作霖の部隊にも、かなり大きな守備範囲が与えられている。巡警は、これら新旧の軍隊の補佐役であり、場合によっては融通のきく遊撃隊としての機能を期待されていたと思われる。

省城に駐屯する軍隊は十数営に分けられ、各地の革命派鎮圧にいつでも出動可能なようになっていた。そして、全省53府庁州県にも「防陸各軍」（巡防隊と新軍）が配備された。⁽¹²⁵⁾しかし、巡警の配備は十分ではなかった。

以上のように、趙爾巽を中心として新政体制の続行と強化が図られるなかで、11月18日に、張榕を会長として聯合急進会が発足したことは、趙を激怒させた。張榕ら革命派は、彼らの発言を封じた保安公会を不満として、そこから分離したのである。趙は、清朝朝廷が約束した立憲こそが政治改革の唯一の道であり、それを守らず、別に会派をたてた者は、

治安攪乱の意図があるもの、即ち「人民の公敵」として容赦なく弾圧する旨を明らかにした。⁽¹²⁶⁾省城の厳戒体制を見て、そこでの蜂起を諦めた革命勢力は、遼陽・復州・莊河・鳳凰・遼中などでの同時多発的な蜂起（地図2を参照）⁽¹²⁷⁾によって、保安公会側の軍事力を分散させ、そして省城を攻略しようとした。⁽¹²⁸⁾

実際の蜂起のなかで最大級ともいえる、遼陽郊外・劉二堡でのそれは、元巡警が教練所（警察学校）生とともに起こしたもので、巡防隊や「馬賊」をも引き入れ、総勢800-900名にもなって、遼陽州城を占拠しようというところにまで至った。⁽¹²⁹⁾趙爾巽は、この事態を収拾するため、遼陽の警察界に顔が広いという理由で、王永江を派遣した。⁽¹³⁰⁾王は革命直前に、袁金鎧の推薦により、趙爾巽の命令を受けて遼陽で3営の兵を募集したが、統括者は徐珍に決まり、それを不服としていたことがあった。革命勃発と同時に、王は再び趙爾巽の要請により、彼の相談に応じて機密を司る立場となっていた。⁽¹³¹⁾よって、王の名誉はひとまず回復していた。そのうえでの派遣である。しかし、沈静化のきざしは見えなかった。

同時多発蜂起の効果をできるだけ殺ぐには、革命の指導者たちを抹殺する必要があった。かねてより、袁金鎧は張榕と親しく、さまざまな情報を彼から聞き出していた。⁽¹³²⁾同時多発蜂起の具体的計画も知った袁は、さっそく趙爾巽に報告している。それらの情報に基づき、袁が張榕ら3人の革命指導者を宴会に招き、その帰途を張作霖の配下が襲って暗殺したのは、よく知られている。⁽¹³³⁾そして事実は大幅に歪曲され、真相は隠蔽され、張榕らは謀反と暗殺を企む極悪人とされ、張作霖はそれを未然に防いだ功労者とされた。⁽¹³⁴⁾こと暗殺については、巡防隊は趙爾巽らの期待通りに働いた。

さて、殺された各人の家宅搜索も巡防隊が担当したが、それは軍律を逸脱した掠奪と、⁽¹³⁵⁾

見物していた一般人に対する殺傷をとまなうものであった。⁽¹³⁶⁾少なくとも日本側から見るかぎり、趙爾巽、場合によっては張作霖ら統領にも、巡防隊のコントロールは難しかった。⁽¹³⁷⁾一方巡警は、巡防隊の横暴を通告する役目のほか、張榕らの遺体引取りや埋葬まで担当し⁽¹³⁸⁾ている。保安公会側から見れば、ともに治安維持のために投入した旧軍と警察であるが、⁽¹³⁹⁾旧軍はむしろ社会不安の要因になっており、警察は事後の雑務をこなす一方、旧軍に対する監視役でもあったさまがうかがえる。

第三項 日本とのかかわり

これまで、革命派側と旧体制存続派側の双方から、東北における治安状態がどのようにとらえられていたかについて考察してきたので、本項では、東北に利権をもつ日本の関与と、それに対する旧体制存続派の反応や働きかけについて見てみよう。

前述の巡防隊の横暴は、日本の管轄下にあった満鉄附属地にまで及んでいた。日本側はそれを口実に、1 小隊を配置している。⁽¹⁴⁰⁾日露戦争以降特に、干渉の機会をうかがう日本に対して、中国側はスパイを使って情報の収集に努めていた。日露戦争のときに、日本軍が「馬賊」を使って効果をあげていたのを、逆手にとったのである。ただし、中国側のスパイの出自は明らかではない。⁽¹⁴¹⁾

ともあれ、そのスパイの偵察により、日本人を含む王小堂（国柱）を主犯とする集団の暴動計画が明らかになり、⁽¹⁴²⁾そして爆弾を投げた実行犯を、二協の兵と巡警が捕らえるという事態に至った。⁽¹⁴³⁾趙爾巽は、この事件は日本の策動によるものと疑い、附属地に潜伏する王小堂らの身柄引き渡しを求めた。⁽¹⁴⁴⁾しかし、日本側は王らを附属地から追放するのみにと

⁽¹⁴⁵⁾どめた。王は大連に逃れた。⁽¹⁴⁶⁾以後の消息は、よくわからない。⁽¹⁴⁷⁾

大連は日本の租借地であるため、満鉄附属地以上に中国側の主権が及ばず、趙爾巽らからみれば、犯罪者の潜伏地として恰好の土地であった。大連には1000人以上の革命派が流入し、さらに「馬賊」1000人あまりが「省城租界の内外」に分散して潜伏していると認識していた。いずれも完全に日本側の警察体制下であり、それによる摘発に期待するしかなかったのであるが、思うような成果はあがらず、日本側に抗議している。⁽¹⁴⁸⁾日本側の行動のみならず、日露戦争以降、日本側が設定してきた種々の特権が、趙らの治安維持策の障碍となっている面があった。

革命派の蜂起に対しても、日本側は軍事行動を起こした。鉄嶺の場合、省城から張作霖の歩兵隊と騎馬隊が派遣され、革命勢力を駆逐した。しかし、その部隊が鉄嶺城に戻ると、日本兵が鉄嶺の城門を守っていた。⁽¹⁴⁹⁾中国側からの抗議によれば、日本兵は西門を占拠して城外を監視し、巡防隊の入城を許さなかった。さらに、城内の官庁なども全て占拠されているし、中国側の陸軍（新軍）騎馬隊が守備に戻ったのも、日本兵によって追い払われたためである、⁽¹⁵⁰⁾としている。しかし、鉄嶺に派遣された王永江によれば、それは「我が官民の誤解」であり、実際に調査してみるとそういう形跡は見当たらないし、むしろ王に協力してくれる日本人もいたという。⁽¹⁵¹⁾二つの史料を吟味してみると、鉄道附属地を中心に、また一時的に城門や官庁まで、日本兵が守備（見方によっては占拠）していた事実はあるだろう。王永江は、そうした事実に感情的にならず、むしろ利用することを考えたのではなかろうか。

さきの報告に続けて、王のその後の方針が語られている。それによると、まず城中を暫

時中立地として、蜂起軍を城外へ駆逐し、中国側の鎮圧軍が攻撃すれば、必ず勝てるという。そして、鎮圧軍は城外に残し、地方官が巡警を率いて入城する。400-500人と見られる蜂起軍には、弾薬などが不足している。一方、鎮圧軍も人員不足で、「土匪」を勧誘している始末である。あえて城北への配備は不十分にしておいて、蜂起軍を北部に追いやり、鎮圧軍は200-300の兵力で鉄道（満鉄）を使って追撃し、先回りして平頂堡で下車して、鉄嶺城北から7.8里（約3.5-4 km）辺りまで戻る。そうすれば、前後から挟み撃ちにできるというのである。⁽¹⁵²⁾

しかし、鎮圧軍の不足に加えて、作戦の成否を左右する巡警の不足も、王を悩ませていた。あらかじめ100-200名の巡警が必要なのであるが、現地で募集しては間に合わない。そこで、省城からの派遣を要請している。鎮圧にかかる諸経費も、鉄嶺県の財政からは出ない。趙爾巽の懇願によって、不承不承ながら鉄嶺に来た王永江は、日本兵の動向云々以前に、中国側の地方行財政一なかんずく危機への対処一が根本から成り立っていないことへの怒りを隠そうとしない。趙爾巽からの送金がなければ、王の個人名義で借金するように、袁金鎧に依頼している。⁽¹⁵³⁾そこには、地方行財政から地方官への援護がないことに対する、王なりの抗議がうかがえる。

王が「暫時中立地」作戦を趙爾巽に提案したのは、袁金鎧宛て書簡を出すよりも以前からであった。しかし、趙は「恐らく詐謀有り、承認すべからず」と回答し、大砲を備えた陸軍の派遣を約束している。⁽¹⁵⁴⁾この「詐謀」は、日本側のことであろう。趙の日本不信は根強かったのである。巡警と送金の件はどうなったかわからないが、作戦の根本を趙に反対されたのであるから、全体として首尾よくいったとは考えられない。

結局、さきの遼陽の件なども含めて、奉天省全域の蜂起がひとまず収まったのは、南北和議が成立し、黄興が藍天蔚に攻撃中止命令を出して、しばらくのちに各地の蜂起軍が自主的に解散したためであった。⁽¹⁵⁵⁾

小結

義和団事変後の清朝地方当局の主権回復は、治安維持体制の再編・確立と表裏一体の関係にあった。「馬賊」を取り締まることは、当局にとって治安維持の目に見える成果であっただけでなく、その体制の構成員を取り込むうえでも重要であった。取り込むうえで主な受け皿となったのが、巡防隊であった。一方取り締まられる「馬賊」の一部には、「保険隊」という民間自衛集団的な性格を帯びて、本来のそれである「団練」（「郷団」）などと同様に、官憲に近い政治的な地位を確保しようとするものが出てきた。「馬賊」の帰順や、「団練」と官憲との協力—それは主に警察制度に結実する—は、それらを組織する者の生き残り策であり、同時にそれらを切実に必要としていた官憲の政策でもあった。前者の代表例が張作霖であり、後者のそれは袁金鎧とそれに連なる王永江、于冲漢らであった。ゆえに張作霖政権において「文治派」と称される袁らは、実は出発点において軍隊や警察の問題と無縁ではなく、張作霖との利害の一致も対立も、そこに起因していると考えられる。

清末新政の過程で巡防隊は、いずれ新軍なみの水準に引き上げられることを約束されながら、十分には果たされず、まだ帰順しない「馬賊」の討伐に従事した。そのため、既に帰順した「馬賊」は旧来の性格—頭目、即ち統領の「私兵」的集団—をなかなか脱しな

った。一方警察（巡警）は、帰順「馬賊」を内部に含んでいたが、主に地方行財政の末端機関としての職掌を与えられたため、巡防隊とは若干異なる道を歩んだ。

辛亥革命に於いて、革命思想が浸透していないとみなされた巡防隊は、はじめて地方行政の中枢に達する機会を得た。警察行財政を通じて既に中枢部にあった袁らは、張を抜擢し利用できる立場にあった。かつ、彼らの出身母体である警察の制度を活用すれば、巡防隊を抑止し、地方行財政のもとに軍事力を統括することもできる。だが目的を十分に果たすには、新政を通じて得られた東三省総督の個人的な権限の強さではなく、地方行財政を制度として確立し、それに拠ってでなければ無意味であった。なおかつそこでは、日本の影響力を無視するわけにはいかない。

しかし、総督の懇願で革命勢力を鎮圧しに行った王永江が、その費用の捻出や作戦に必要な巡警の数に困るようでは、治安維持活動に制約が生じるのは当然であった。最初からその種の制約とは無縁で、巡防隊という「私兵」的集団を率いて、官憲への接近とそれともなう自分の地位の向上を図ってきた張作霖に、徐々に治安維持の主導権、ひいてはそれに附随する地方行財政上の諸権限、また次第により大きな権限も移行したのもやむをえないことであった。

つまり東北においては、新政によって形成される可能性のあった清朝の地方行財政システムが、革命によって混乱に陥り、新政の過程で生み出された治安維持体制の一部のみが機能して混乱を収拾し、以後の地方行財政に影響力を持った。結局、表面的には共和政体が受容されるが、その内実は、革命当時に唯一機能した治安維持における一部機能の、地方行財政全体への優位であった。

次章で検討する清末民初の東三省地方財政問題とともに、張作霖政権成立の背景には、治安維持体制の独特の性格と、変遷の歴史が重要な要素としてある。張作霖が「馬賊」出身であることについては、従来看過されがちであるか、興味本位でしかとりあげられてこなかったが、実は歴史学的分析にたえる問題なのである。それは短期的な分析では問題として抽出するのは不可能で、少なくとも「九・一八」事変期までを視野に入れ、しかも対抗勢力としての「文治派」や、その出身母体である警察、そこに深く関わる財政の問題を念頭においてはじめて浮上してくるものでもある。

注

- (1) 王鴻賓主編『張作霖和奉系軍閥』（河南人民出版社 1989年） 42頁／薛虹、李法田主編『中国東北通史』（吉林文史出版社 1991年） 526 頁／楊余練ほか編著『清代東北史』（遼寧出版社 1991年） 346 頁など。
- (2) 郭建平「辛亥革命張作霖進駐奉天新論」（『歴史档案』1995年第1期）。
- (3) Billingsley, P., Bandits in Republican China, California, Stanford University Press, 1988, pp.17-18. 邦訳は、フィル・ピリングズリー著、山田潤訳『匪賊—近代中国の辺境と中央—』（東京 筑摩書房 1994年） 33頁。なお東三省に限定した専論としては、趙中孚「近代東三省^匪問題之研究」（『中央研究院近代史研究所集刊』 第7期 1978年6月）がある。
- (4) 閏8月初6日（9月29日）の遼陽陥落に際して、時の盛京將軍・増祺と奉天城の文武各官が新民庁に逃亡し、ロシア軍の奉天入城を容易にしたことなど、その最たるものである（薛銜天「増祺」（李文海、孔祥吉主編『清代人物伝稿』下編 第5巻 遼寧人民出版社 1989年） 83頁）。
- (5) 楊ほか『清代東北史』 269 頁。
- (6) 当時の為政者は、反逆者全般への蔑称として、「匪」という言葉を用いた。しかし当時の官憲側史料に当たる場合には、「匪」とされる集団の性格について十分な注意が必要であろう。
- (7) 「盛京將軍増祺摺」 光緒26年11月25日（^朱批奏摺）（故宮博物院明清档案部編『義和團運動档案史料』＜以下、『義和團……史料』＞下冊 中華書局 1959年 890-891 頁）

(8) 白永貞編『遼陽県志』（遼陽県公署 1928年）巻22 警甲志。なお、日清戦争時において吉洞峪郷団は、少なくとも光緒20年11月18日、同12月初4日、24日に日本軍を一時的に撃退したという記録がある（徐慶璋撰「遼陽防守日記」＜戚其章主編『中日戦争』中国近代史資料叢刊続編 第6冊 中華書局 1993年＞267, 270, 278 頁）。しかし、正規軍との連携が悪く、光緒21年2月における戦闘では、何の援護も受けられずに敗れている（徐万善原著、姜樹棠修正「吉洞峪郷団紀略」（抄録）＜『同上書』＞ 354 頁）。また徐慶璋は、岫巖州知州であった1875（光緒元）年、同州でも郷団編成を試みたが、その実施に不可欠な戸口調査をめぐって、地元の有力な醸造業者とのトラブルがあり、断念している（^朱玉璞総編輯『岫巖県志』 1928（民国17）年 巻2 保甲）。戸口調査は必然的に新たな課税を伴うので、警戒されたのであろう。

なお、袁金鎧を軸として遼陽の郷団について詳しく論じた論考に、江夏由樹「旧奉天省遼陽の郷団指導者、袁金鎧について」（『一橋論叢』 第100巻第6号 1988年）がある。

- (9) 『遼陽県志』巻22 警甲志。
- (10) 「奉天將軍増祺摺」 光緒27年2月28日（『義和團……史料』下冊 1033頁）。
- (11) 彼らを「（抗俄）忠義軍」と総称する。その勢力は3万人あまり、40營に分かれていたという（^薛・李主編『中国東北通史』 491 頁）。「馬賊」という用語については、注(13)を参照。
- (12) 「盛京將軍増祺電報」 光緒27年3月初7日（『義和團……史料』下冊 1058-9頁）。9月には劉、楊らが帰順し、忠義軍としての活動は終息した。ただし残党は、義和団に似た結社（六和拳）を組織して地下活動に入り、1904（光緒30）年までその消息が伝えられ

ている(註・李主編『中国東北通史』 491頁)。帰順した劉は1911年に病没したが、楊の最期は不明(廖一中主編『義和団大辞典』 中国社会科学出版社 1995年 148, 181頁)。

(13)園田一亀『張作霖』(東京中華堂 1923年) 38頁。「馬賊」とは、東北地方における「匪(賊)」の活動が馬に依存することに由来する、元来は日本人による命名である

(渡辺龍策『馬賊一日中戦争史の側面一』 中公新書 1964年 25頁)。なお渡辺氏は同頁で、「仁侠的存在」であるか否かで、「馬賊」と「匪(賊)」を区別しているが、この基準はきわめて曖昧であると思うので、筆者は同意しない。「馬賊」という用語が中国語に入った例としては、1907年3月20日付の宋教仁の日記「我之歴史」(陳旭麓主編『宋教仁集』下冊 中華書局 1981年 722-723頁)などが挙げられる(後述)。「我之歴史」については、松本英紀訳注『宋教仁の日記』(同朋舎出版 1989年)もあわせて参照。

(14)張占軍整理「張作霖的土匪生涯」(『河北文史資料』編集部編『近代中国土匪実録』上巻 群衆出版社 1992年) 138-139頁／潘喜廷「張作霖在遼西的早期活動」(同『東北近代史研究』 中州古籍出版社 1994年) 68-69頁／陳琦「東北馬賊」(蔡少卿主編『民国時期的土匪』 中国人民大学出版社 1993年) 94頁。

(15)潘「張作霖在遼西的……」 70-71頁。

(16)同上。

(17)同上。

(18)潘喜廷「湯玉麟伝略」132-133頁；同「張景恵伝略」149頁(ともに潘『東北近代史……』所収)。なお、「易幟」(国民党への合流、1928年12月)後の張学良政権において、3名はいずれも東北政務委員会委員となり、湯玉麟は熱河省政府主席、張景恵は東省特別

区(現 哈爾濱)行政長官、張作相は吉林省政府主席に任じられた。「満洲国」政府において、湯は熱河省長、張景恵は1935年以降、國務總理となったが、張作相は張学良に従い、東北地方を離れた。

(19)張整理「張作霖的土匪……」 142頁／王寿山「遼西巨匪杜立三」(『河北文史資料』編集部編『近代中国土匪……』) 157頁／王鴻賓主編『張作霖和奉系……』 20頁。李雨農、張程九については、潘「張作霖在遼西……」70-71頁もあわせて参照。杜洋林については、寧武「清末東三省綠林」(『河北文史資料』編集部編『近代中国土匪……』) 79-80頁、86-87頁も参照。なお、劉春煒は遼河の治水や浚渫工事に尽力し、衆望の厚い人物であった(『東北人物大辞典』編委会編『東北人物大辞典』 遼寧人民出版社、遼寧教育出版社 1991年 373頁)。

(20)潘「張作霖在遼西…」 72-73頁。

(21)朱寿朋編 張静廬等校点『光緒朝東華錄』第5冊(中華書局 1958年) 総4844頁。

(22)注(20)に同じ。

(23)寧「清末東三省……」 82-85頁。

(24)「廖彭給盛京將軍增祺的密稟」 光緒28年8月28日(1902年9月29日)(遼寧省档案馆編『奉係軍閥密信選輯』 中国档案出版社 1993年 1-2頁)。

(25)潘「張作霖在遼西…」 73-74頁。

(26)同上。

(27)宋教仁「二十世紀之梁山泊」(陳旭麓主編『宋教仁集』上冊 12-13頁。初出は『二十世紀之支那』 第1期 1905年6月24日)／潘「張作霖在遼西…」 70頁。なお宋教仁

は、馮の勢力を「馬隊七百」、杜については「馬隊六百余」と述べるが、後に協力を依頼することになる金寿山については、言及していない。

(28)寧「清末東三省……」 82頁／園田『張作霖』 110 頁／王鴻賓主編『張作霖和奉系……』 26-7頁／王寿山「遼西巨匪杜……」 155 頁。

(29)寧「清末東三省……」 82頁。

(30)王寿山「遼西巨匪杜……」 155 頁。

(31)園田『張作霖』 46頁。王鴻賓主編『張作霖和奉系……』 27頁では、日本側の史料を引用して、張作霖の二重スパイ行為と、田中義一らの斡旋による「処刑」からの生還が述べられているが、いささか作為を感じる話である。ただ事実無根とも言い切れず、金寿山ほどではないにしても、日露両軍との接触はあったと思われる。黎光、孫繼武「張作霖」(李新、孫思白主編『民国人物伝』第1 卷 中華書局 1978年) 180 頁を参照。

(32)「盛京將軍趙爾巽奏各路剿捕迭次獲勝情形折」 光緒31年12月20日(軍機處錄副奏折)
(中国第一歴史档案馆・北京師範大学歴史系編選『辛亥革命前十年間民変档案史料』<以下、『辛亥革命前十年間……』> 上冊 中華書局 1985年 88-89 頁)。

(33)朱編 張校点『光緒朝東華録』第5 冊 総5647頁。

(34)『(清) 徳宗実録』卷574 光緒33年5 月丁巳／朱編 張校点『光緒朝東華録』第5 冊 総5688頁。

(35)『(清) 高宗実録』卷676 乾隆27 (1762) 年12月己亥。

(36)総督・巡撫制への移行に先立つ改革で最も重要なのは、1905 (光緒31) 年に、盛京五部が裁撤され、五部の権限が盛京將軍に移管され、盛京が「陪都」としての特別措置から

脱したことであろう。時の將軍・趙爾巽は、より実効ある改革を行うため、旧五部に属していた有能な官吏数人を残し、彼らを使いながら自らも実務にあたり、統廃合を進める計画を述べている(朱編 張校点『光緒朝東華録』第5 冊 総5388頁)。財政面での改革とあわせて、詳しくは次章参照。

(37)「密陳東省危迫情形並已辦籌辦各事宜摺」(徐世昌『退耕堂政書』<沈雲龍主編、近代中国史料叢刊第23輯、文海出版社刊> 卷23 奏議 1257頁) ; 「上政府条議」 光緒33年8 月(『同上書』 卷33 条議 1762頁)。

(38)「上政府条議」 1763-1769 頁。

(39)「東三省要政辦法条議」(徐世昌『退耕堂……』) 卷33 1769-1776 頁。

(40)「上政府条議」 1766-1767 頁。1 鎮は、旧日本陸軍でいえば1 個師団に相当し、標準的な定員は約1 万2500名(文公直『最近卅年中国軍事史』 文星書局 1971年 40-41 頁)。

(41)劉錦藻撰『清朝統文献通考』 卷220 兵考19 陸軍。1 標は、1 個聯隊に相当し、標準的な定員は約3125名(文『同上書』)。混成協は、混成旅団に相当。

(42)「紀奉天五路巡防隊」(徐世昌主編、李封田校点『東三省政略』<吉林文史出版社 1989年> 卷4 軍事 軍政篇 687 頁)。

(43)劉撰『清朝統文献通考』 卷220 。

(44)注(42)に同じ。

(45)「奏陳奉天巡防隊將士苦累情形請照原奏數目支給薪餉摺」 宣統元年3 月19日(徐主編 李校点『東三省政略』 卷4 軍事 軍備篇 802 頁)。

(46)宋教仁「二十世紀之梁山泊」では、「田日本は小北河にいて、騎馬隊100名あまりを擁している」、「日本派、かつて日本軍を助けてロシア軍を攻撃した」と紹介されている。また、下記注(47)史料でも、(田玉本の)本拠地は小北河とされているので、恐らく田日本と田玉本は同一人物であろう。

(47)「東三省総督徐世昌等奏遼西杜立山田玉本各股相繼剿除折」 光緒33年7月初2日 (軍機処録副奏折) (『辛亥革命前十年間……』 上冊 105-106頁)。

(48)同上。

(49)同上。なお、杜立山は新民府で確認されたうえ、知府立ち会いのもと、処刑された。

(50)王寿山「遼西巨匪杜……」 156-159頁。

(51)潘喜廷「論奉系軍閥的形成及其特点」(潘『東北近代史研究』) 59頁。

(52)盧明輝「陶克陶胡」(宗志文、朱信泉主編『民国人物伝』 第3巻 中華書局 1981年) 220-224頁。

(53)朱編 張校点『光緒朝東華録』 第5冊 総5408頁。

(54)光緒31年8月(『同上書』 総5393頁)。

(55)同上(『同上書』 総5401頁) / 沈雲龍『徐世昌評伝』(伝記文学出版社 1979年) 21-23頁 / 韓延龍主編『中国近代警察制度』(中国人民公安大学出版社 1993年) 58頁。

なお、この事件の実行犯の一人が、東北における革命指導者・張榕(後述)である。事件直後に逃亡したが、逮捕・投獄され、さらに脱獄して日本に潜伏、同盟会に加わり、大連に入って革命運動を始めることとなる。侯毅「張烈士榕事略」(卞孝萱、唐文權編『辛亥革命人物碑伝集』 巻4 団結出版社 1991年) 176-177頁 / 余阿土「張榕」(林增平、

李文海主編『清代人物伝稿』下編第三巻 遼寧人民出版社 1987年) 331-332頁。

(56) ^羽文選ほか修『奉天通志』(1934年) 巻143 民治二 警察。

(57)「紀内城巡警」(徐主編 李校点『東三省政略』 巻6 民政 奉天省)。

(58)注(56)に同じ。

(59)特に、京師(北京)と天津の都市警察の整備や、警官の教育・訓練に、川島浪速ら日本人が招聘されてあっている(Reynolds, D. R., China, 1898-1912: The Xinzheng Revolution and Japan, Cambridge(Massachusetts) and London, Harvard University Press, 1993, pp. 164-172)。

(60)注(57)に同じ。なおこの時に趙が行った道路整備は、洋風建築とともに、奉天城の都市改造にとって重要な意味を持った。西澤泰彦『図説 「満洲」都市物語』(河出書房新社 1996年) 88-89頁。

(61)注(57)に同じ。

(62)注(56)に同じ。

(63)第一節の第一項を参照のこと。

(64)徐友春主編『民国人物大辞典』(河北人民出版社 1991年) 652頁。

(65)『東北人物大辞典』 862頁。

(66)「警察教練所」(白編『遼陽県志』巻22 警甲志)。

(67)徐主編『民国人物大辞典』 16頁。なお、于のその後の経歴については第三章の注(104)を、「九・一八」事変勃発前後については第四章を参照のこと。

(68)袁慶清「袁金鏗的一生」(^羽燎原編『偽満人物』 偽満史料叢書 吉林人民出版社

1993年) 454 頁。

(69)金毓黻「王永江別伝」(下、唐編『辛亥人物碑伝集』 卷9 446 頁。および『吉林文史資料選輯』1983年第4 期)。なお、『吉林文史資料選輯』は、土田哲夫氏の提供を受けた。記して謝意を表したい。

(70)王永江の場合は1908(光緒34)年に遼陽警務長となり、1911(宣統3)年4月には、東三省総督・錫良の推薦で、徐珍や袁金鎧と同様の資格「知県遇缺」を得ている(「王永江辦理警政出力請破格録用片」 宣統3年4月13日<中国科学院歴史研究所第三所主編『錫良遺稿』<以下、書名のみ> 第2冊奏稿卷七 中華書局 1959年 1318頁)。そして、巡警学堂の卒業生や、張作霖政権時代に奉天省政務庁長として共に行財政に携わることになる王鏡寰を補佐として、警察行政を行ったという(金「王永江別伝」)。

(71)趙爾巽將軍の時期を上回る建設ラッシュで、もはや警察がその任にあたるのは無理であった。

(72)「紀内城巡警」。

(73)「議員吳慈培議巡警道呈擬画一警制案」 宣統元年正月二十八日(徐主編 李校点『東三省政略』卷12 諮議庁議案 民政案)。

(74)「查明奉省歷辦房捐情形摺」 光緒34年11月25日(『宮中档光緒朝奏摺』第26輯 故宮博物院<台北> 1975年 438-440 頁)。

(75)楊ほか編著『清代東北史』 319 頁。

(76)注(74)に同じ。なお趙清璽は、「嘗テ奉天官衙ノ車輛ヲ請負ヒ官車局ト称シ」た豪商であった(児玉秀一郎『趙將軍ノ財政政策ト奉天ノ恐慌』 1907年 66頁)。日露戦争以

前からの一種の「政商」で、房捐の一件のときも最初は当局の意向に賛成し、商店の一斉休業直前に反対に転じている。

(77)劉撰『清朝統文献……』卷139 職官考25 「東三省」/韓主編『中国近代警察……』 151 頁。

(78)韓主編『中国近代警察……』 150 頁。

(79)寧武「東北革命運動史述要」前編(『中華民國開国五十年文献』 第一編 第12冊 正中書局) 412-413 頁/同「東北辛亥革命簡述」(中国人民政治協商会議全国委員会文史資料研究委員会編『辛亥革命回憶録』<以下、書名のみ> 第五集 文史資料出版社 1981年) 540 頁。孫百斛は、史料「查明奉省歷辦房捐情形摺」によれば、趙爾巽と対立して総商会総理を免職され、房捐の一件の際に、巡警局の会計内容公開を書簡で求めて、一斉休業の端緒を作ったという。その後、1911年に諮議局議長、12年に奉天布政使に就任したが、趙爾巽が奉天都督を辞した時に離職した(外務省保存記録 MT<明治・大正。国立国会図書館憲政資料室所蔵>1.6.1.4 Reel.119 5047-5048 大正8年1月16日 「奉天省出身官吏ノ現勢」)。しかし奉天商界の実力者であり続け、張作霖政権下で王永江が財政庁長になると、再び商会長として共に金融政策に関与した。

(80)錫良については、戴其芳・張瑞^平「論錫良」(『内蒙古大学学报』 1992年第4 期)と、Des Forges, R. V., Hsi-liang and the Chinese National Revolution, New Haven: Yale University Press.¹⁹⁷³を参照した。

(81)「籌備憲政第二屆成績並第三屆籌辦情形摺」 宣統元年8月25日(『錫良遺稿』第2冊) 963 頁。

(82)「鳳凰庁紳士孫毓廷捐助警款請獎片」 宣統元年十月初十日 (『同上書』) 987頁。

(83)「密陳東三省閏繫大局情形摺」 (『同上書』) 929頁／南滿洲鉄道株式会社『南滿洲鉄道株式会社十年史』 1919年 157-165頁／井上勇一『鉄道ゲージが変えた現代史—列車は国家権力を乗せて走る—』 (中公新書 1990年) 129-133頁。

(84)「籌辦安奉鐵路沿線巡警已成立經費請作正開銷摺」 宣統2年正月12日 (『錫良遺稿』第2冊) 1087頁。

(85)「奉省推設預備巡警片」 宣統2年6月17日 (『同上書』) 1175頁。

(86) ³⁾ _注 ほか修『奉天通志』 卷144 民治三 衛生。なお、当該時期以降の東三省におけるペスト流行と防疫政策についてはNathan, C. F., Plague Prevention and Politics in Manchuria, 1910-1931, Cambridge (Massachusetts) and London, East Asian Research Center of Harvard University, 1957. を、また19世紀末から20世紀初頭にかけての東アジア各地域におけるペスト流行を比較する、飯島渉「近代東アジアにおけるペストの流行について—1894年広東及び香港、1902~13年横浜、1910~11年「満州」—」 (『史潮』新29号 1991年1月) を参照した。

(87)「東三省疫氣一律撲滅在事尤為出力人員」 宣統3年3月28日 (『錫良遺稿』第2冊) 1311頁。

(88)クリスティー著 矢内原忠雄訳『奉天三十年』 下巻 (岩波新書 1938年初版) 339頁。

(89)同上。

(90)「東三省疫氣一律撲滅……」。

(91)「疫氣蔓延人心危懼請俟事竣保獎出力人員摺」 宣統2年12月26日 (『錫良遺稿』第2冊) 1265-1266頁。

(92)「東三省疫氣一律撲滅……」／戴・張「論錫良」 18頁。

(93)「疫氣蔓延人心危懼……」。

(94)戴・張「論錫良」 18頁。

(95)楊ほか編著『清代東北史』 333-335頁。

(96)「奉天全省各界紳民因時局迫不及待呈請代奏明年即開国会以救危亡摺」 宣統2年11月初6日 (『錫良遺稿』第2冊) 1262-1263頁／故宮博物院明清檔案部編『清末籌備立憲檔案史料』 下冊 (中華書局 1979年) 648-649頁にも再録。

(97)楊ほか編著『清代東北史』 335頁。

(98)注(79)で挙げた寧武のもののほか、王葆真⁴⁾『~~奉天~~遼州起義及北方革命運動簡述』 (『辛亥革命回憶錄』)、中国社会科学院吉林省分院歴史研究所・吉林師範大学歴史系『近代東北人民革命運動史 (旧民主主義革命期)』 <以下、()内を除く書名のみ> (吉林人民出版社 1960年)、林能士「辛亥革命時期北方地区的革命活動」 (中華民国史料研究中心編『孫中山与辛亥革命』 下冊 1981年)、西村成雄「東三省における辛亥革命」 (同『中国近代東北地域史研究』 法律文化社 1984年) を挙げておく。補足すると、人物に焦点をあてた、例えば以下のような研究もある。潘喜廷「寧武与辛亥革命」；「關於宝琨被殺的經過」 (潘『東北近代史……』 35-38頁；39-41頁)。

(99)松本「解題」 (同訳注『宋教仁の日記』) 529-530頁。

(100) 宋「二十世紀之梁山泊」。但し、宋のいう「馬賊」の概念には注意を要する。例えば、民間武装勢力・聯荘会の指導者で、のちに革命に参加して有名になる、顧人儀（宜）や顧人邦も、独立派の「馬賊」に分類されている。

(101) 松本訳注『宋教仁の日記』 513 頁／『近代東北人民革命運動史』 191-192 頁。

(102) 注(13)参照。

(103) 陳主編『宋教仁集』 下冊 722 頁／松本訳注『宋教仁の日記』 354 頁。

(104) 陳主編『宋教仁集』 下冊 723-728 頁／松本訳注『宋教仁の日記』 355-361 頁。

(105) 「我之歴史」4月2日付（陳主編『宋教仁集』 下冊） 725 頁／松本訳注『宋教仁の日記』 358 頁。大狐山は、現在の吉林省伊通県にある。

(106) 前節の第二項を参照のこと。

(107) 山地や森林地帯（「窩集」）が多く、官憲の追跡を逃れやすいことも、好都合であったかもしれない。

(108) 楊ほか編著『清代東北史』 329 頁。しかし、潘「關於宝坻……」 40頁は、この支部の正式な成立を疑問視し、東三省における革命派の活動は、山東同盟会支部の指導によっていたとする。

(109) 松本訳注『宋教仁の日記』 513 頁／楊ほか編著『清代東北史』 329 頁／『近代東北人民革命運動史』 194 頁。

(110) 楊ほか編著『清代東北史』 330 頁。

(111) 名目上は、「東南各省における蜂起の状況視察を命じる」ということであった。

「趙爾巽委派藍天蔚赴東南考察戰事併布保安会宗旨札稿」 宣統3年9月24日（遼寧省档

案館編「辛亥革命在奉天」『歴史档案』 1981年第4期 1981年4月<以下、「辛亥……奉天」> 18頁。原文書の影印は、瀋陽市档案馆編『辛亥革命在瀋陽』（瀋陽出版社、1991年<以下、「辛亥……瀋陽」>） 89-90 頁に見ることができる。

(112) 郭孝成「東三省革命紀事」（中国史学会主編『辛亥革命（七）』中国近代史資料叢刊<以下、書名のみ> 上海人民出版社 1957年） 396-397 頁。なおこの史料では、「馬賊」に敬意を表してか、「馬傑」という表現が使われている。

(113) 故宮档案馆編「東三省起義清方档案」より、「宣統三年十月初七日外務部發東三省總督趙爾巽電」（『辛亥革命（七）』） 422-423 頁。

(114) 注（112）に同じ。

(115) 「趙爾巽為緩登武昌起事消息札」 宣統3年8月27日（「辛亥……奉天」） 17頁。原文書の影印は『辛亥……瀋陽』 68-71 頁にある。

(116) 「趙爾巽為成立奉天国民保安公会及辦理保安札」 宣統3年9月23日（「同上」）。張榕の前歴などについては、注(55)を参照のこと。

(117) 郭建平「辛亥革命張作霖……」 122-123 頁。

(118) 郭孝成「東三省革命……」 397 頁にも、「部下300人あまりを率いて」とある。無論その後、人員の追加募集や後続部隊の到着などで、最終的には500人内外にはなったであろう。

(119) 第二節の第一項を参照。

(120) 亦兵「清末的巡防隊与辛亥革命」（『社会科学戦線』 1981年第4期）73頁。

(121) 注(119)に同じ。

- (122) 「奉天交渉司致日本領事館節略稿」 宣統3年10月（中国第一歴史档案馆編『清代档案史料叢編』 第八輯 中華書局 1982年〈以下、『清代档案史料……』〉） 89-90頁。
- (123) 「東三省軍隊聯合防守及組織勳王辦法」 宣統3年11月（『同上書』） 289-290頁。商埠地とは、奉天駅周辺に区画された満鉄鉄道附属地と、外城大小西関とのちょうど中間に開発された土地である。1903年の美清通商条約などに基づき、1909年に清朝政府が指定したもので、本来は各国の商業活動のための土地であるが、附属地の拡張を図る日本側と、土地の主権保持を図る清朝側の思惑が対立し、問題になっていた（尾形洋一「奉天の歴史の変遷に関するノート」 早稲田大学文学部東洋史研究室編『中国前近代史研究—栗原朋信博士追悼論集—』 雄山閣出版 1980年 224-225頁）。なお、地図は1919年のものであるが、奉天城全体の形態は辛亥革命当時とほとんどかわっていないので転載した。
- (124) 同上史料。
- (125) 「東三省総督趙爾巽曉諭各府州縣人民文稿」 宣統3年11月初2日（『清代档案史料……』） 94頁。原文書の影印は、『辛亥……瀋陽』 111-114頁にある。
- (126) 「趙爾巽為立憲実行“別立会名”“擾乱治安”者即應“痛剿”札」 宣統3年10月12日（「辛亥……奉天」） 18-19頁。
- (127) 「奉天交渉司致……」 89-90頁。
- (128) 「趙爾巽為史紀常稟報遼陽起事詳情准請歸 用款札」 宣統3年11月初6日（「辛亥……奉天」） 21頁。
- (129) 同上／「趙爾巽為遼陽州保安分会呈称革命党人起事請派王永江到遼“安撫”事給度

- 支司的札文」（遼寧省档案馆編『辛亥革命在遼寧档案史料』 1981年〈以下、『辛亥……遼寧』〉） 87頁／「東三省総督趙爾巽曉諭……」。
- (130) 「趙爾巽為遼陽州保安分会……」。
- (131) 金「王永江別伝」 446頁。
- (132) 「袁金鎧致趙爾巽稟」 宣統3年11月11日（『清代档案史料……』） 110頁。
- (133) 楊ほか編著『清代東北史』 343頁／江夏由樹「旧奉天省撫順の有力者張家について」（『一橋論叢』 第102巻第6号 1989年） 101頁。
- (134) 「張作霖報告擊殺張榕等人呈」 宣統3年12月初6日（遼寧省档案馆編『奉系軍閥档案史料彙編』一 江蘇古籍出版社・香港地平線出版社 1990年） 617-618頁／活字化・校点したものは、「辛亥……奉天」 22-23頁と『辛亥……遼寧』 123頁にある。
- (135) 「趙爾巽的曉諭」 宣統3年12月初10日（『辛亥……遼寧』） 129-130頁。
- (136) 「奉天省城警務局給趙爾巽的呈文」 宣統3年12月初10日（同上）。
- (137) 「奉天ノ状況不安ニツキ兵力増加ノ必要アル件」 明治45（1912）年1月31日（外務省編『日本外交文書』第45冊別冊 清国事変（辛亥革命）〈以下、『日本外交……』〉 306-307頁。
- (138) 注(136)に同じ。
- (139) 「奉天省城警務局給趙爾巽的呈文」 宣統3年12月初7日（『辛亥……遼寧』） 126頁。
- (140) 「奉天ノ状況不安ニツキ……」。
- (141) 「奉天民政使為齊鎮東稟陳準備戰時提唱民氣開通民智事給奉天府的札文」 宣統3

年2月16日（『辛亥……遼寧』） 11頁。

(142) 「探報」 宣統3年10月初6日（『清代档案史料……』） 34頁。

(143) 「東三省總督趙爾巽致內閣及外務部電稿」 宣統3年10月12日（『同上書』） 54頁／「日本人ノ奉天爆破事件ハ王国柱關係ナルニ付王ノ逮捕方曹ヨリ申出アリタル件」 明治44年12月3日（『日本外交……』） 277頁。

(144) 「清国側ヨリ王国柱ノ引渡要求アリタル件」 明治44年11月27日／「王国柱ヲ附属地内ニ放任シ置クハ不可ナル件」 同28日（ともに『同上書』） 271-274頁。

(145) 「探報」 宣統3年10月14日（『清代档案史料……』） 64頁。

(146) 「東三省總督趙爾巽致袁世凱函稿」 宣統3年10月15日（『同上書』） 70頁。

(147) 遼州起義（1911年12月31日、旧曆11月12日）の前、王小堂が暴動を起こそうとして張榕に止められるということがあった。その後、張榕はますます勢力を拡張し、各方面と連携したという（侯毅「張烈士榕……」 177頁）。記述が簡潔すぎてよくわからないが、王が依然として暴動路線を捨てなかったこと、およびそれを阻止したことが張榕の革命指導者としての地位向上につながったことはいかがえる。

(148) 「奉天交渉使為革命党人在大連結会“招匪”請驅逐禁阻事給日總領事的照会稿」（『辛亥……遼寧』） 359頁。

(149) 「1912年2月23日穆厚敦<T. D. Moorhead 奉天関稅務司>致安格聯<F. A. Aglen 総稅務司>第29号函」（中国近代經濟史資料叢刊編輯委員会主編『中国海関与辛亥革命』中華書局 1964年） 311頁。

(150) 「交渉司給日總領事的照会稿」 宣統3年12月30日（『辛亥……遼寧』） 370頁。

なお蜂起の首謀者として、「著名な馬賊・戴洛秀」の名があがっている。

(151) 「鉄嶺知県王永江致袁金鑑函」 中華民國元年2月19日（『清代档案史料……』） 201-203頁。

(152) 同上。

(153) 同上。

(154) 「東三省總督趙爾巽致鉄嶺知県王永江電稿」 中華民國元年2月19日（『同上書』） 201頁。

(155) 薛・李主編『中国東北通史』 525頁／楊ほか編著『清代東北史』 345頁。

はじめに

第一章においては、張作霖政権成立の背景のうち、治安維持に関わる部分を主に分析した。本章では、治安維持問題とも密接に関わる財政問題のうち、第一章とほぼ同じ時期について考察したいと思う。治安維持問題は、地域社会の安定に不可欠であるという重要性をもつと同時に、それを支える制度の基本型は、もともとは中国全土共通のものであり、地域の実情に応じて変えられてきている。つまり、普遍性と特殊性という両面を抱えている。同じことは、財政問題にも言える。奉天省の特殊事情でありながら、実は清朝行財政全体の構造的問題をあぶりだす結果にもなっているからである。

張作霖政権の重要な構成員で、かつほぼ唯一、張作霖と対峙できた王永江に焦点をあてて政権の新たな面を発掘するという、本稿の主目的の一つから言っても、彼が担っていた財政について認識を深めておく必要がある。その意味では本章は、張作霖政権の財政的背景を扱うといってもよい。⁽¹⁾

筆者は、治安維持問題と地方行財政を確立するという問題こそが、張作霖政権をとらえなおす大きな鍵になると考えている。この二つの問題の解決法や優先順位をめぐって、張作霖ら軍人と、王永江ら文治派官僚との妥協（「保境安民」）と対立が生じ、それが基調になっているとさえ言えるからである（詳しくは次章を参照のこと）。そしてこれらが政権にとって大きな課題になった原因は、いずれも義和団以降の地方当局の対応策の蓄積に求められ、なおかつ清朝という巨大な国家システムの崩壊と連動していると考えられる。

その点を意識しつつ、分析を進めたいと思う。

第一節 盛京將軍・増祺による再建努力

第一項 義和団事変期

義和団鎮圧後、増祺を悩ませたのは治安維持の問題ではなかった。彼の認識によれば、奉天省の歳入は「地丁錢糧」のほか、「税釐」（税捐）に大きく依存していた。それが、1900（光緒26）年7月の營口陥落以降、「東辺」⁽²⁾の木材取引が低調になったうえ、各地の税捐局員も逃亡して、税捐の徴収がおぼつかなくなった。この地域を接收した今、すぐに税捐を整頓しなければならない。また接收後の必要経費は莫大であるが、盛京將軍衙門の「庫款」はつきており、各地の被害も甚大で、税捐からの収入が伸びる見込みもない。よってロシア側と協議して、まず華俄道勝銀行から30-40万両ほど借りることとし、当座の用に充てたい旨、上奏している⁽³⁾。実際、増祺は翌年1月には年息8厘で28万両の借款を成立させ（年息込みで30万両強となる）、1902年3月には償還している⁽⁴⁾。さらにはそれに先立ち、1900年末には、ロシア側に押さえられていた、塩釐の返還を明文化することにも成功した⁽⁵⁾。

しかも増祺が相手にしなければならなかったのは、ロシアだけではない。イギリス国教会は当初180万両もの賠償金を要求していたが、交渉の結果、何とか57万両にまで減額し、3年分割での支払いにこぎつけた⁽⁶⁾。フランスのカトリック教会とは、144万両を分割して支払うことで同意したが、フランス側はすぐ100万両を支払うように要求したため、増祺

らは、「もし主教が各地での税捐取り立ての状況を目の当たりにしたら、とてもこんな要求はできないだろう」と嘆いている⁽⁷⁾。以上のような賠償金に対しては結局、当座必要な50万両のうち、25万両は天津海関からの給付が得られたもの⁽⁸⁾、残額は全て税捐の引上げという形で奉天省民にはねかえったのである。

無論増祺も、借款や税捐の引上げだけで、苦境をしのごうとしていたわけではない。彼の報告⁽⁹⁾によれば、義和団以前、奉天省の歳入は、主に地丁銀約50万両（盛京戸部に送られ、各官庁の官吏や、内外城の官兵の俸給などに充てられる）、協餉約20万両（北京の戸部が各省から徴発して送金する）、新設の各税捐130-140万両ほど（盛京將軍管轄で、専ら軍事費に充てられる）となっていた。しかし、義和団鎮圧のための軍事費がかかり、戦乱による被害も甚大で、以前のような徴税もできなくなった。かつて税捐のかなりの部分を占めていた營口はロシア軍から返還されず、東辺は治安が悪化してあてにできない。道勝銀行からの借款も、当面の窮状を救うためのものにすぎない。そのうえ、イギリス・フランスから合わせて300万両あまりも賠償金を要求され、減額に努めたが、相手側が金を求めること急で、どうにもならない。そこで新たな財源として、大凌河牧廠の売却を提案する。

この牧場は、主に八旗兵が使う馬を育てるところであって、一般人の耕作は禁止されていた。義和団以前には8400-500匹の馬を飼っていたが、ロシア軍に盗まれるなどして5000匹あまりに減っていた。そのうえ日清戦争にはここの馬は役に立たず、わざわざチャハルから別に取り寄せたほどであった。増祺の計算では、可耕地は30万畝あまりで、売却すれば数十万両の収入が見込めた。

とはいえ増祺のこうした努力も、ロシア軍による徹底的な掠奪の前にはひとたまりもなかった。すでに1901年に奉天省城に進駐したロシア軍が、1903年に盛京将軍に引き渡すに際し、各官庁に侵入し、施設や器物を損壊したうえ、「庫存の銀両」や出納帳なども掠奪していったのである。⁽¹⁰⁾単に金銭的損失というだけではなく、その後の徴税業務などに大いに支障が出ることは明らかであった。

第二項 日露戦争

義和団による被害や賠償金負担などから再起するめども立っていなかった1904年、奉天省は日露戦争の戦場となった。この時の被害は、先述の東辺・営口・省城といったところにとどまらなかった。再びロシア軍からの掠奪があっただけではなく、日本軍による各地での強奪行為も目立つ。

例えば復州では、日本軍による「旗庫存款銭文」1万元の要求があった。盛京将軍側は局外中立の例に照らして、何とか一時的には回避したが、日本側を諦めさせるには至らなかった。その上、日本側は勝手に「郷勇」240名からなる総民務公所を作り、各村に「郷約」を派遣して、税務調査を行った。⁽¹¹⁾総民務公所は復州城で1箇月間訓練を受けた後、各地へ展開したのであるが、復州城滞在中の費用は総額2520元にも及んだ。それは盛京戸部から出されたが、日本側はなお納得せず、やむを得ず「旗庫」からも8820吊を支出した。⁽¹²⁾

東三省では、旗地管理を中心とする八旗の財政は盛京内務府が、民地（一般漢族の土地）管理を中心とする財政は盛京戸部が、原則として担当していた。ゆえに「旗庫」とは、内務府管轄の金庫である。盛京将軍の立場からすると、同じ強奪を受けるにしても盛京戸部

財政からの方がまだましで、「旗庫」からの強奪には根強い抵抗感があったことがうかがえる。

一方、ロシア軍による被害については、報告のあった各地の被害と公的な損害（賠償金など）を合わせただけでも、2億8056万両あまりにのぼった。⁽¹³⁾度重なる内憂外患で深刻な苦境に陥った奉天省からの援助要請に対しては、南京・蘇州からのそれぞれ4万両を筆頭に、各地から義捐金も寄せられたが、総額22万両あまり⁽¹⁴⁾ではどうにもならなかった。

救済策としては、特に被害が甚大であったとされる地域（安東、鳳凰、復州、蓋平、海城、遼陽、承德、興仁の各州県と、岫岩、寬甸、懷仁、輯安、通化、興京などの各地）には、租税免除措置がとられた。⁽¹⁵⁾この「被害」には、日露両軍の戦闘に伴う掠奪・破壊といった一次的なものだけではなく、土地の荒廃や治安の悪化によって生産活動が軌道に乗らないという二次的なものが含まれるであろう。また特例措置を住民に公表せずに課税した場合や、逆に被害報告を水増しして特例措置を得ようとする地域が出ないよう、十分な警戒態勢をとる旨も報告している。⁽¹⁶⁾前者の想定からは、末端行政機関の課税における裁量権と取り分（盛京戸部などに送金した残り）の大きさをうかがうことができるし、後者の想定からは、特例措置から外れた地域への蠲寄せの大きさがうかがえる。

ともあれ、以上に見てきた増祺の盛京将軍在任期間中は、まず義和団とロシア軍による財政体系の破壊のため、新たな財源の発掘が模索される一方、賠償金支払いなどが急を告げていて、腰をすえた再建策はとれなかった。勢い、急場しのぎの借款や、税捐徴収への過大な傾斜という方向へ、地方財政が向かわざるを得なかった。その上、息をつく暇もな

く日露戦争に巻き込まれ、義和団とは比較にならない被害を蒙り、また復州での例に見られるように、いわば最後の砦である「旗庫」の金にまで手をつける事態に至った。もともと「封禁」の地として農業開発が遅れ、経済基盤が貧弱な奉天省にもかかわらず、この時の北京や他省からの援助は少なく、本来の財政規模からいって天文学的な負担が残ったことは明らかである。

第二節 盛京將軍・趙爾巽による財政・金融改革⁽¹⁷⁾

義和団、日露戦争と、あいついで地方行財政の機能が停止する非常事態に見舞われた奉天省においては、いずれの場合でも、特に奉天省城の都市行政を代替する機関として、公議会という組織が活動していた。これは、城内で商業活動を行う商人の代表による、一種の自治組織であり、医療・慈善・金融（融資）などの面で、独自に活躍していた。そのため、日露戦争の戦後処理にあたって趙爾巽は、まず公議会から都市行財政機能を取り返さなければならなかった。また言うまでもなく、度重なる戦乱による深刻な財政難と、経済界の沈滞、およびロシア・ルーブルや日本の軍票の流通による商取引上の混乱に対して、早急に手をうつ必要もあった。

1905年11月に、奉天官銀号は、省庫から支出された30万両もの公金と、一部の商人から集めた数万両の資本金を合わせて発足した。これは、奉天省当局が紙幣発行権を掌握して、財政や経済を統制していくうえで画期的なことであった。また、後の張作霖政権の主要発券銀行となった東三省官銀号は、奉天官銀号を母体としている。実はいずれの官銀号も、自行発行の紙幣に一本化することには成功しなかったのであるが、趙爾巽も張作霖も、官

銀号によって省の金融力を高めたことは否定できない。ちなみに趙爾巽は、主に奉天官銀号の紙幣発行権を利用することによって、六百数十万両の黒字を残している。⁽¹⁸⁾

省財政の整理・再建という方向性は、税制改革にも現れた。奉天省には、前節でふれたもの以外にも地域的な、特に商工業にかけられる税捐項目（例えば斗秤・豆餅 [=大豆の絞り滓を固めて肥料にする]・火車・河口糧貨など）が多く、盛京戸部や盛京將軍が把握できない金が増えていたと考えられる。趙爾巽はこれらを全廃して、1906年に新たに「出産税」（1.5%、製造税）と「銷場税」（2%、商業税）からなる「統捐」を設けた。⁽¹⁹⁾児玉秀一郎は、これを事実上の増税と予想した（著書、114頁）。ただし、史料の数値を信じる限りでは、税目統合前は372万両あったものが、統合後（1907年=光緒33）には70万4000両に減っている⁽²⁰⁾ので、短期的にみて成功であったかどうかはわからない。

それに配慮してなお趙爾巽の意図を、前節での結論とあわせて考えてみる。義和団以前は、地域間の経済格差が大きく、東辺や營口などに省財政が大きく依存していた。ゆえに、地域ごとに税捐項目が細分化されているのが当然であった。しかし義和団、日露戦争を経て、それまで省財政の大収入源であった地域が、あるいはロシアの手にわたり、あるいは治安が悪化して、財政構造そのものに再考が迫られる状態となった。増祺の時は、やむを得ず、それまで恐らく税負担の軽かった地域も、失われた財源を補填する対象とした。趙爾巽は、その一時的措置を恒久化する制度を、財政のなかに創出したと見るべきであろう。ゆえに、新制度への移行にともない、目減りや混乱があるのは、客観的にみてしかたがない現象である。この制度の意義は、究極的には盛京將軍に（盛京戸部ではなく。もしくは両者が分配する形でもなく）財政を一本化することにあつたからである。

そう考える根拠の一つは、趙が行った盛京五部の廃止と、その権限の盛京將軍への集中である（1905（光緒31）年）。

盛京には、北京の六部にならって吏部を除く五部がおかれていた。しかし時代が下るにつれて、複数の官庁にまたがる案件が増え、その対応への遅れが目立つようになっていたし、極端な場合は責任回避する官庁が出たりした。また東三省という地方自体が、満洲族の故地というよりは、漢族移民の新開地へと変わりつつあった。満洲族統治を念頭においた五部という存在は、時代の趨勢に合わなくなったのである。五部の廃止によって、盛京は清朝の「陪都」としての特別措置から脱した。また、職掌の細分化とそれに伴う將軍のリーダーシップ欠如という、東三省行政の根本的問題を解決するうえでも大きな前進となった。

義和団、日露戦争を経て、緊急事態においては、行政・軍事・財政全ての権限が將軍に集中していなければ、対応が難しい問題が多発することが明らかになった。従来、権限を分散させることで各機関同志を牽制させ、地方行政が清朝支配から分離しないように工夫されてきたシステムは、ここにきて動揺し始めた。

また、奉天内部の事情をしてみると、それまでの公議會にしても各地税捐局の自由裁量権の大きさにしても、地方行政全体の省力化、一種の経費節減という面から言えば効率が良かった。しかし、奉天（さらには東三省）全域が一丸となって地域の再建と強化という課題に取り組む場合、上記の特徴は、盛京將軍の命令に従わないという選択肢を各機関に与えることになりかねない。

奉天においては、盛京將軍への地方行政諸権限の集中が、趙爾巽のときかなり進めら

れた。それは1907年の東三省総督の誕生につながるだけでなく、張作霖政権における権力集中とその過程での諸々の葛藤を考えるうえでも、重要な起点としてとらえるべきなのである。

第三節 徐世昌・東三省総督時期（1907-1909年）の財政問題

第一章で考察したように、徐世昌による治安維持体制の再編が、張作霖政権にとっては重要な背景となった。では、財政面ではどうなるのか。治安維持問題は財政問題と表裏一体であった実態、さらに、内外の事情に迫られて盛京將軍の権限強化が東三省総督の新設につながった点をふまえて、以下で考えていきたい。

第一項 徐世昌による問題認識⁽²¹⁾

彼によれば、東三省はもともと他省からの協解に頼る財政構造であった。しかし（宣統元年現在で）400万両も送金が滞っており、それが財政難の1つの原因になっているという。それでも、行政機関が少なく、関内に比べて支出が少ないうちは、趙爾巽がしたような「統捐」の新設や横領の摘発で財政もかなり好転したが、新政においてはそれだけでは不十分である。「磅余」銀が支給されても、「辺防」（国境警備）や「蒙務」（モンゴル族王公所有の土地の売買、開墾など）には足りず、別に大金を申請する必要がある。（全国で）東三省が最も普及させていると評価された「学堂」や「巡警」にしても、その必要経費は「地方及び各項の公益」でまかなっている。その他、各級の審判庁・調査・統計・選挙・実業振興といった新規事業を行うにしても金がかかる。少しばかり、地元から集め

た程度の金では通常の費用にも足りない、というのである。

趙爾巽がいわば自助努力による財政再建に重きをおいたのに対して、徐世昌は事態の変化（新政の開始）による自助努力の限界と、東三省本来の財政基盤の脆弱さ（ゆえに協解を要するという体質）を訴える。第一章で述べたように、奉天省を中心とする東三省は、新政のモデル地域であった。初代総督という徐世昌の立場としては、公私ともに失敗が許されない。しかし、短期的に顕著な成果を挙げなければならないという期待をかけられても、東三省の財政構造が劇的に好転しない現状では、結局は従来通り北京や他省からの援助をあおがない限り、期待にこたえるのは難しい。趙爾巽時代に地ならしされたうえで東三省総督が新設されながら、権限を発揮するうえでの足腰とも言うべき財政基盤には、根本的な解決がなされていなかったのである。

趙爾巽の改革は、結果的に東三省総督新設への地ならしになったとはいえ、その時点ではあくまでも盛京將軍という枠組みでできる最善策であった。徐世昌は、趙爾巽の残務を引き継いで、地方行政長官としての東三省総督の具体的な職掌や権限を充実させなければならなかったはずである。しかしそれは主に、彼が得意とする治安維持体制の面で自覚され、財政面では不十分であったと筆者は考える。

清朝の高級官僚の常として、いやそれ以上に、厳しい勤務評定にさらされていた徐世昌は、どうしても目が北京へと向きがちであった。行政規模が拡大したなかで、財政に抜本的改革を行おうとしても、すぐには成果は挙がらない。それどころか、東三省地方の歴史的経緯から言って、ことは清朝財政全体の問題になる危険性がある。結論として、従来の対北京、他省関係に則って、（実際に得られるかどうかは別として、建て前としては）こ

れらからの援助を待つほうが得策である。

新政の必要経費として北京の度支部（1906<光緒32>年、戸部から改称）から支給された300万両の「磅余」銀は、上述の史料によれば、結局は全ての重要事業をまかなうには足りなかった。とはいえ、代表的臨時資金として言及されているところを見ると、新たに奉天省財政を発足させるに際して、かなり大きな比重を占めていたと考えられる。そこで次項では、この「磅余」銀のメカニズムを通じて、奉天省財政と中央財政との関係を取りあげる。

第二項 「磅余」銀のメカニズムと支出項目⁽²³⁾

「磅余」銀とは、一言で定義すれば、「賠償金の徴集額を英貨磅に換算したる剰余⁽²⁴⁾」である。つまり、1901（光緒27）年締結の北京議定書（辛丑和約）に規定された、海関銀450兆両（年利4厘）の賠償金を、イギリス・ポンドに換算した時に出た余りということになる。この規定では、「海関銀両の市価に照らして金款〔イギリス・ポンド〕にかえる」か、「もしくは償還の期日の市価によって金に換えて支払う」となっていて、1902-1940年の39回払い、元本の最初の分割償還期日は1903年と決まっていた。

ところが、1903年に金が高騰し、銀が暴落した。この時清朝は、和約では銀が基準になっていると判断したのに対し、債権国側は、最終的には金で決済すべきものと解釈していた。いずれにせよ、ポンド不足による損失は避けなければならない。結局1905年に、和約締結時のレート（1海関両=30ペンス⁽²⁵⁾）で支払いが決まった。それ以前のポンド不足は、海関両800万両で一律に清算することにした。元本の償還は月賦となり、清朝側は相手国

の希望する手段で支払うことになった。この決定は当然、金高が続けば債権国側により有利となる。

しかし1907年に銀高に転じると（1 海関両＝約37ペンス）、清朝側には規定額を支払った後の余分のポンド、即ち「磅余」銀が残った。徐世昌が受領したのは、賠償金返済の重圧のなかで、為替変動に助けられた清朝がようやく手にした、貴重な資金だったのである。換言すれば、清朝としても、いかに国家プロジェクトとして東三省の新政を支援しようとしていたかが窺える。

300 万両という算出額は、実は庫平銀によるもので、市平銀に換算すると309,6000両になったという。吉林省に19,7194 両、黒龍江省に67,6259.1666両が支給されたことになっていて、残りは次の表の通りになっている。⁽²⁶⁾

表 「磅余」銀決算報告（1908年） ※単位は全て（市平銀）両。小数点以下は切り捨て。

項目	金額
吉林省	197,194
黒龍江省	676,259
東三省行営支応処	82,892
東三省陸軍糧餉局	243,345

奉天省造磚廠	30,000
奉天省官紙局	23,500
	小計1,253,190

（度支部監査分）

奉天行省公署建設用地買収費	35,074
陸軍第一混成協兵舎用地買収費	78,544
陸軍第二混成協兵舎用地買収費	70,517
督練処用地買収費	3,800
奉天城内道路用地買収費	9,241
法政学堂開校用建造物買収費	50,000
陸軍小学堂用地買収費	10,202
第一・第二混成協共同墓地購入費	3,474
陸軍測繪学堂用地買収費	2,655
東三省軍械局弾薬庫用地買収費	3,384
混成協各部署および学堂、医院の家屋賃貸費用	33,130
各官庁開所費用	124,500
各地探偵費、来賓接待費など	35,940
	小計 460,461

(陸軍部監査分)

陸軍第一混成協兵舎建設費	325,600
陸軍第二混成協兵舎建設費	325,000
東三省駐屯陸軍第三鎮第五協兵舎建設費	108,965
奉天陸軍第一標兵舎増改築費	40,000
陸軍第一・第二混成協勸忠祠建設費	4,500
督練処建設費	3,860
兵器庫、火薬庫建設費	10,774
陸軍小学堂建設費	60,881
陸軍測繪学堂建設費	18,040
奉天歩兵第一標及び大砲隊一営への 毛皮コート追加支給費など	13,142
奉天軍<巡防隊>八路各営の 衣類・靴・帽子などの購入費	73,047
騎馬隊・歩兵隊・衛生隊の 軍服・靴・帽子などの購入費	3,248
小計	987,057

(民政部監査分)

奉天行省公署などの建設費	234,920
奉天城内道路建設費	126,644

奉天城八路門洞道路工事費	26,922
小西門外から東清鉄道<奉天駅> までの道路工事費	62,616
小西関<内城の門>外の道路工事費	67,905
鉄嶺県城関内外道路工事費	130,130
奉天城門洞工事費	1,222
道路建設用ローラー車購入費	20,862
法政学堂改築費	2,393
工芸伝習所及び農業学堂校舎建設費	59,960
農業試験場の塀・家屋工事費	7,920
農業試験場畜舎建設費	18,000

小計 759,494

総計 3,460,202

(-364,202)

これを見ると赤字は統計上、364,202 市平銀両で済んでいるが、各項目が少なめに申告されている可能性もあり、実際はそれより大きかったかもしれない。ともかく、かなりの赤字である。趙爾巽が残した六百数十万両の黒字を想起しても、報告外の支出もかさんだであろうことや、趙爾巽以前の財政問題などを考えると、本質的な解決にはならない。支出配分そのものも、徐世昌の財政認識そのままに、勤務評定に有利になりそうな、そして清朝からさらなる支援を受けられそうな、機関の新設⁽²⁷⁾や設備の充実(特に陸軍関係、道路

工事)に関する項目が多い。またもう一つ疑問を呈するとすれば、黒龍江省への支出に比して吉林省へのそれはかなり少ない。

だがこれだけ急速な施設と制度の新設・拡大を図れば、当然、その必要性を討議する時間は不十分になる。しかも、徐世昌ら高官の独断で人選も行われた結果、「奉天の官場は一時に濫吏の府と変じ」た。⁽²⁸⁾新設された施設や制度の運営費も、結局は省財政から捻出しなければならない。そしてその負担は、次項に見るように、例えば「房捐」という名目で省民に課せられ、地方当局と省民の間に大きな対立を生むことになった。

第三項 残された問題

徐世昌は光緒33(1907)年の報告で、⁽²⁹⁾「奉天省の歳入は500万両にも満たないが、歳出は1400万両あまりにもなろうとしている。現在各省からの協解は、すでにあてにならない金になっている」と訴えた。つまり、もともと脆弱な財政基盤を強化せずに新政にふみきった結果、歳入に比して異常に大きな歳出を恒常的に抱えることになったのである。それはもはや、協解による支援に頼れるものではなかった。また同じ報告で、「大事業を行うには、全て財政が命脈となる。前[盛京]将軍・趙[爾巽]が奉天の財政を整理して、歳入はにわかに増えたが、それは多くは税項目のなかの中間搾取を取り除いたからである。今、統捐に改めて、歳入は大いに減った。その他の荒価、股票捐といったものはみな臨時収入で、恒常的・長期的なものではない。今、歳入は奉天の養兵・養官・行政費に充てているが、なお不足している。…(中略)…また、現在計画していることは東三省のことであって、一省のことではない」とも述べている。

奉天省よりもさらに財政基盤の弱い吉林・黒龍江両省を加えた体制で、新政を推進しなければならない。ゆえにしばらくは、奉天省財政で東三省全体をカバーするということになる。新たな財源としては、文中にある趙爾巽の財政整理の産物、つまり統捐がありそうなものだが、徐世昌によれば、統捐への移行は失敗だったことになる。臨時収入も、ずっとあてにできるものではない。となると、統捐以前の「捐」のありかたに戻すという方法が浮上してくる。このように考えてくると、第一章でふれた「房捐」の問題は、警察制度の運営という面だけではなく、新政時期の東三省地方財政形成という面でもきわめて重要である。

房捐は、「舖捐」という税捐に由来する。日露戦争のときに日本軍が奉天城に進駐して、清朝側に防疫・衛生事業を行うよう求めたので、当時、(事実上職務放棄した)増祺にかわって、盛京将軍職を署理していた奉天府尹・廷杰が、商会から1万円を借りて、なおかつ警察局に命じて舖捐という名目で毎月11,000円を商会から徴収して、警察・衛生経費に充てさせた。趙爾巽の時代になって警察局は「巡警局」と改称され、警官が1000名以上になり、経費も40万以上かかるようになった。財政局からの支出では間に合わなくなり、「衛生房舖捐」として、巡警局が自らこれを徴収するようになった。しかし、後に公議会の反発で、「房(捐)」の名目はなくなった。

徐世昌が東三省総督になると、警察経費はより一層拡大し、年に50万以上になった。警察経費として認められてきた従来の項目(舖捐、斗用膏捐、人力車捐など)ではまた不足するようになったので、「房捐」の復活が図られた⁽³⁰⁾という次第である。

徐世昌と商会の対立とその結末についてはすでに述べたので、ここでは繰り返さないが、

「舗捐」の徴収には納得していた商会在、「房捐」には猛反発したというのには、複雑な事情がある。先述のごとく、根拠と用途が不明朗な増税であるという理由が、商会側にとっては最大ではあろう。また、「舗捐」は商業税だが、「房捐」は家屋税であって、商人にとっては二重の税負担になるし、一般民にとっては巻き添え的な増税となる。奉天省城あげての商店休業に、一般民からの苦情がなかったことは、恐らく両者の利害が一致していたためであろう。そして商会は、趙爾巽のときに公議会を解体する目的で作られた一種の御用団体なのであるが、公議会のメンバーがかなり入っており、実質的には公議会の後身とみなしてもさしつかえない。見方によっては、趙爾巽に奪われた公議会の権限一少なくとも奉天省の地方行財政に意見できる権限一を、「房捐」問題を契機として取り戻そうとしたようにも思われる。

徐世昌側から言えば、「房捐」徴収という案は窮余の一策だったはずである。趙爾巽のときに統捐の制定によって、奉天省省民は名目上、地域ごとに細分化された税捐の負担を免れることになった。「統捐」の意義は、その名の通り、全省一律の商業税であるところにある。「舗捐」は、恐らくは城鎮のみの商業税であっただろうが、その城鎮の警察経費は地元の商会が自弁するという原則があって、まだしも商人を納得させるものであった。しかし「房捐」は家屋税であって、明らかに原則から外れる。それが原因で、趙爾巽の時にも立ち消えになった税捐なのである。

税捐項目の統合と、商業税をベースにした警察制度運営という、奉天省財政の2つの重要方針に背く「房捐」を、敢えて徐世昌が復活させようとしたのは、よほどのことであっただが、新政時期にあっては、時代に逆行するような増税が省民に受容されるはずはな

かった。この一件は、省民と協調しつつ地方財政をどう強化していくかという難問を、後任者に残したのである。

税捐の課税率アップや、大義名分のない税項目の復活・新設に限界があるとすれば、財政規模を拡大するには東三省全体の財政と金融を統一し、利害調整機関をおかなければならないという徐世昌の認識⁽³¹⁾も、ある意味では正論である。彼が言うように、例えば督練処軍械局・転運局といった陸軍関係諸機関、「蒙務」「辺務」といった諸事業は、1つの省の財政で処理できる問題ではない。かくして、前出の表に見たように、支給された「磅余」銀で東三省支應処が新設された。しかし、これまで考察してきて明らかになったように、この事例もまた、後の展開からすると、一省から東三省財政への構造転換にとっては机上の空論で終わった可能性が高い。徐世昌が示した、奉天5割・吉林3割・黒龍江2割という配分原則⁽³²⁾が、実行された形跡はないからである。

第四節 錫良総督時期（1909-1911年）の財政問題

第一項 錫良自身による問題認識

徐世昌と比べて錫良は、日本やロシアに対する危機感と、東三省財政の弱体ぶりを一体化する傾向が顕著であった。例えば総督就任早々の1909（宣統元）年4月における奏摺⁽³³⁾では、「今日の財政の競争は、他日の国権・領土の競争である」と指摘している。つまり、ロシアの（華俄）道勝銀行がルーブル紙幣で、日本の（横浜）正金銀行が金円で、東三省

金融を席卷し、清朝側の経済特権を奪い、民間の生計を脅かしている、というのである。

この難局を打開するには、最低でも資本金1000万両の「東三省総銀行」が必要である。銀行がなければ、交通（鉄道）網の整備も、鉱業・牧畜業・林業・漁業などの振興も無理である。しかし、東三省の財政は逼迫しており、自弁では創立できない。度支部からの借款という形でもよいから資金を融通してほしい、と錫良は願い出た。だが、この提案は拒否された。

東三省財政への支援を、北京や他省からの協解に頼るのは、錫良も徐世昌と同様である。同年12月の奏摺⁽³⁴⁾によると、東三省の旧来の規定では、毎年100万両以上の協解を請求できることになっていた。それが1875（光緒元）年、署（盛京）將軍・崇実のときの奏准で、70万両に減額になった。にも拘らず、光緒34年までに4,185,170両が送金されていない。また、前年に度支部が奉天・黒龍江両省に支給しようとした420,700両についても、山東省の臨清関や兩淮（塩運使）から送られた180,000両を受け取っただけで、247,000両も不足している。そして錫良は、戦乱からの経済回復の困難さ、うち続く天災、新政経費の膨大さを語る訴え、それらが財政難からの再起のきっかけを奪っていること、他省からの援助を余儀なくさせていることを述べる。この奏摺は、度支部にも伝えられた。しかし、何か有効な手立てが講じられた形跡はない。

「磅余」銀や、前任者の残した黒字があった徐世昌さえ、東三省財政の自立化に失敗し、むしろ財政を窮地に追い込んだ。錫良は、この放漫財政の処理をしつつ、年来の課題に取り組まねばならなかった。しかし、恐らくは徐世昌への支援でこりた度支部は、簡単には援助しなかった。錫良は、趙爾巽が行ったのとは違う方法での、一種の自助努力の道を選

択することになる。

第二項 奉天省としての解決プラン

東三省を一体にして再建するのは、外部からの巨額の援助がないかぎり無理である。となれば、三省の中心である奉天省に、解決策を集中した方がよい。

まず、新政の主要な産物にして最も経費がかかる陸軍については、史料を見るかぎり第20鎮の場合、二四塩釐の截留を申し出ている。⁽³⁵⁾陸軍全体が徐世昌の時期に大きく改編されたのは第一章で見たとおりであるが、少なくとも第20鎮においては、財政的裏づけが希薄なまま、錫良に申し送られたように思われる。

ここでいう「二四塩釐」とは、『東三省政略』に記される「二四解部の款」であろう。他省同様、奉天省においても「練兵」や「学堂」の経費などを口実に、少額ずつではあるが塩税の増税が図られてきた。まず1877（光緒3）年に、塩1石ごとに東錢2吊400文と定められた。ついで1882（同8）年に、これが倍額になった。即ち4吊800文、「四八練兵経費」である（錫良の文章では、「四八塩釐」として出てくる）。さらに1891（同17）年に、従来の「四八練兵経費」に上積みする形で、2吊400文が課税され、戸部に送金されることになった。これが「二四解部の款」である。1898（同24）年には1吊200文の「一二学堂経費」が、1902（同28）年には1斤につき制錢4文（即ち1石につき2400文）、東錢に換算して15吊が加わった（『東三省政略』は「一五加価督銷経費」、錫良は「四文加価」と表記⁽³⁶⁾）。

これだけ納税先によって税目が細分化され、事実上増税され続けながら、錫良によれば

塩釐収入は落ちていた。あるいは事後承諾を求める釈明かもしれないが、二四塩釐が「解部専款」であることを知らずに、陸軍の拡充を行うためにすでに宣統元年徴収のそれを流用してしまったとさえ言う。錫良は、四八塩釐や四文加価の増収を待って、截留した二四塩釐を改めて度支部に送金するので、しばらくこの種の流用を認めてほしいというのである。この申し出は、認められたようである。

錫良の自助努力は、趙爾巽とは明らかに異なる。趙は奉天省財政の中に新たな財源を作ろうとし、かつ公議会や盛京五部、あるいは末端税局の権限を吸収することで將軍権力の強化と連動させながら改革を進めた。しかし、徐世昌の時期に行政区としての東三省が正式に発足し、清朝の国家プロジェクトとしての新政モデル地域となったため、北京の度支部もここを放任しておけなくなった。ただし、徐世昌の時期は北京が地方財政に干渉した結果、地元民と総督の対立を招いた。錫良の時期における北京の対処法は、前代への反省に立っているかにみえる。事実、錫良の時期に、どんなに懇願されても北京は目だた「融資」をしていない。そのかわり、従来度支部（戸部）の取り分とみなされてきた領域の、地方による切り崩しは黙認するのである。この傾向は、民国時期にも継承されたと考えられる。

一般行政分野においても、発想は同じである。ただ錫良とて、趙爾巽同様に内部の綱紀肅正は心得ている。例えば、宣統3年の予算を組むうえで、以下のような工夫をしたと報告している。⁽³⁷⁾

①錦（州）新（民）、興（京）鳳（凰城）両道各府・庁・県、およびそれぞれの警務局、税捐局の改革。これらにおける財政上の公私混同、徴収方法の不正その他問題を是正

すれば、庫平銀752,124両を節約できる。

②省城各署、局、および附属の各堂・場・所、軍政各署局の経費削減（436,247両）。そして、注目すべきは次の項目である。

③国家行政費の黒字分で、地方行政費の赤字分を補填する。宣統3年の予算における歳出は、16,121,927両あまり（うち、国家行政費は庫平銀12,200,824両あまり、地方行政費は同3,921,10両あまり）となった。同様に歳入は、両者をあわせて16,183,311両で、額面上は61,384両の黒字となる。但し、地方行政費にはなお666,274両あまりを要するので、実際には604,890両ほどの赤字が出る。一方、歳出臨時門には、国家行政費の予備金として60万両がある。これで歳出の実際の赤字を補填できれば、4890両ほどの赤字で済む。

殊批によれば、度支部は以上3項を了承した。もとより、予算にありがちな、数字の操作とも考えられる。しかしここでは、地方行政官における財政観の変化が重要なのである。

元来、東三省には「省財政」という認識さえなかったであろう。それが、特に義和団以降、徐々に「省」が形成されていくに従い、「省財政」というものも必要になった。その創出にあたっては、当初は国家財政からの援助があった。しかし、実際に新しい制度（特に警察や教育）を運営する費用までは援助できない。そこで徐世昌は無理な増税を行おうとして失敗した。錫良は、初めは援助を期待したが、それがかなわないと知るや、本来は度支部に送られる部分を切り崩しはじめた。それは、清朝によっても黙認された。

第一章で見たように、錫良の時期に本格的に官界に入った王永江にとって、地方行財政におけるこの微妙な変化は、十分に感知できるものであっただろう。辛亥革命における末

端財政機関や警察制度の無力さを嘆き、第三章で述べるように、未完の新政を継承しようとした彼の改革の歴史的背景として、徐世昌から錫良にかけての地方財政や警察の変遷は、きわめて重要なのである。

第五節 辛亥革命前後における抗捐⁽³⁸⁾

上記のような地方財政の変化は、地域社会にどのような影響を与えたのであろうか。第一章で考察した、治安維持体制の変化を想起しつつ、以下に見ていきたい。

第一項 革命前

まず、復州における抗捐をとりあげる。宣統元（1909）年5月（6月）、李双貴という人物を首謀者とし、逃亡中の盗賊や有名な博徒らを含む一団が、「鋤捐」の半減をうたって人心を掌握しはじめた。李は最初は、報告者・孟伝文の勧告に従って、一団を解散し服従するかに見えたが、次第に孟を脅かす存在へと変容したのである。孟の肩書きは、「戴岳社社長」であり、名称からして、恐らくは郷団か聯荘会系の自衛集団で、知州から警察業務とそれに附随した徴税業務を請け負っていたと考えられる。「鋤捐」というものは、報告文から察するに、復州ローカルの、「塩務」に関する税捐の一種である。この徴収は、孟に任せられ、それは「戴岳社」の維持経費に充てられていた。⁽³⁹⁾つまりは、李双貴の集団がこの利権を横奪し、孟伝文より安い金額を地元民に課すことで、警察業務代行者としての支配権をも奪おうとしたことに、問題の発端がある。

復州は、後に革命派の蜂起の本部がおかれた荘河に近く、荘河蜂起の4日後には呼応し

て蜂起した。西村氏が指摘するように、1911年の8月の、復州・荘河での第一次抗捐の最大の原因は、「在地における「憲政」実施段階での捐税増大」からくる負担感にあり、闘争そのものも「全国的な反憲政闘争の一環」としてとらえることができる。⁽⁴⁰⁾しかし前史を探ってみると、実は自衛集団の交替とそれに伴う徴税権限の移行という問題が深く関わっていて、少なくとも「鋤捐」については、地元民は当初は撤廃ではなく「減額」を求めていたことが判明する。もう少し具体的に考えてみよう。地元民にとって孟伝文の「鋤捐」徴収は、妥当なルールに則ったものではなかった。だからこそ、「半減」を公約した李双貴を支持したのである。

東三省における辛亥革命に直接連動するものではないが、復州の例と対比させる意味で、他の地域も少し検討してみよう。

例えば、寧遠州の「抗捐」は、復州よりいささか話が複雑である。ここでは本来、毎月「東錢」で「警款」500文、「学款」250文を徴収していた。それが、東三省総督の呈准した警務通則によって、土地面積に従って捐を徴収し、しかも銀元に統一されることになった。改正後は、1畝ごとに毎月小銀元で「警款」1厘、「学款」5毫を徴収することにした。しかし、寧遠州では銀元が不足しており、小銀元1元が錢8吊あまりにほぼ相当する。妥協策として、土地面積1日(?)ごとに2畝分(3厘)を徴収することにし、土地が3日に満たないものからは徴収しないことにした。しかし3日以下のものは免除という規定は周知徹底せず、地元民の間では割高感がつり、「匪徒」の煽動によってついに「警款」「学款」(「畝捐」と総称される)の軽減を求める紛争が起こった。さすがに錦州知府が輿論調査を行ったところ、警察や学堂の腐敗ぶりと、それらを放置してきた地方

官への不満が明らかになった。そこで不正の摘発を進めると、不満はおさまった。⁽⁴¹⁾

ここで、復州の例と比較しながら、東三省の税体系の変化に伴う地域社会の混乱を整理してみよう。復州の例からはまず、末端の警察業務を地元の自衛集団に請け負わせ、地方行財政全体からすれば一種の経費節減を実現していたことが窺える。しかし、自衛集団は請け負った権限を自在に使うようになり、地元民と摩擦を起し、ついには他集団に取って代わられる事態を招いた。これは地方当局からすれば、地域社会の秩序を破壊しかねない動きであったはずである。一方寧遠州では、地域事情を無視して東三省総督による警務通則を遵守しようとした結果、「抗捐」の動きが起こった。趙爾巽から錫良までの歴代の為政者が、税目の統合や財政権限の集中と、民間の請負に任せるという分散とを並行して行っているのは、前者に偏れば寧遠州でのような事態を引き起こすし、後者に偏れば復州のような結果を招くからである。

しかし、このような均衡を保つのは容易ではない。地方財政に確たるルールがないまま、東三省は革命を迎えたのである。

第二項 革命後

革命中、王永江が鉄嶺に派遣されたものの、現地の税捐局には金がなく、総督（省財政）からも送金がなく、地方行財政のあまりの弱体ぶりを袁金鎧に嘆いた書簡については、すでに第一章で紹介した。では革命後、張作霖政権が発足するまで、清末新政期に明らかになってきた財政面での矛盾は、どうなったのであろうか。

結論から言えば、少なくとも警察に関しては、税捐を自ら徴収し、それで必要経費をま

かなうという大きな構造に変化はなかった。但し、徴収する税の額や性格に若干の変化が見られるということはある。

例えば、1914年の奉天省懷徳県でのケースを検討してみよう。ここでの「抗捐」騒動は、要するに預備警察総長・趙喜生による様々な名目での苛酷な金銭徴収に原因があった。例えば「牲（畜）捐」の名目で、管轄する農村の成人からは1元、子供からは5毛、家畜（豚、鶏、アヒル、ガチョウ、犬）からもそれぞれ3毛を取り立てた。あるいは、懷徳県では銃を売る場合は大洋円で30元という規定になっていたが、趙喜生は60-90元も徴収していた。そのため、金を趙に渡して銃を受け取っていないものは恨みを持ち、4000-5000人もの群衆が武器を手にして税捐局を襲撃したこともあった。趙喜生が罷免され、後任者の説得により、ことはおさまった。規定額以上に徴収された捐を除いて、規定に基づく納税をさせたところ、暴動を起こしたのから率先して納税したので、円満解決した。⁽⁴²⁾

「牲（畜）捐（税）」ということに関しては、本溪県の例も興味深い。東三分所の巡官・翁恩霖が、税捐局員を随伴して「牲畜税」の追加徴収をすることになった。まず南台山村から着手しようとしたが、その村長が反抗し、巡官の説得もよく聞かずに逃げてしまった。1週間ほどすると、各地の「村百長（百家長）」らが700-800名も集まり、牲畜税の追加徴収に反抗する動きを強めた。本溪県では県政施行以前から、たびたび牲畜税徴収への反抗が起きており、今までに完全に徴収できたためしかなかった。そこで今回、巡官が地元民に納税の義務についてわかりやすく説明し、騒動を鎮めたという次第である。⁽⁴³⁾

まず懷徳県の例からわかるのは、警察が権限を持っていたのは、商業税（「舗捐」など）や土地付加税（「畝捐」の一部としての「警款」など）だけではなく、人頭税としての

「牲（畜）捐（税）」もあったということである。この税捐は、例えば徐世昌の時期には都市の商業税の一種であった。それが、警察制度の普及につれて農村にも適用され、ここでは商業税としては徴収できないため、人頭税的な性質に変化したと考えられる。また、警察が経費を自弁することから、銃を売るのも認められていたことがわかる。趙喜生の場合、売値が高すぎることで、かなり強制的に銃を売り付け、しかも現物を渡さなかったケースが多発したため、暴動へと発展したのである。

本溪县における「牲畜税」が、懷徳県における「牲捐」同様、人頭税的なものであったかどうか、定かではない。ただ、本溪县の警察と税捐局が協力して何度も完全な徴収を試みているにもかかわらず、地元民の不信感が根強くて失敗してきたということは明らかである。巡官が地元民に「納税の義務」を説いて騒動をおさめたということから、それ以前においては相当に無軌道な税捐徴収が行われていたのであろう。

いずれにせよ、民国になっても警察は、地方財政の正式な歳出項目からは外されていたので、経費を自弁しなければならなかった。しかし、警察制度が農村にも普及するにつれて、都市とは別種の問題が出てきた。それは懷徳県では、人頭税化した「牲捐」の苛酷な徴収や不当な銃の売却という形で出てきたし、本溪县では、税捐徴収そのものへの不信感と、警察および税捐局が対峙しなければならないという事態を生んだ。だがこれらはいずれも、末端の行財政と省全体の行財政をつなぐ存在としての警察が、地域社会と接触するうえで避けられない摩擦であった。そしてそのことは、各級の地方行財政と、警察のような治安維持機構との密接な関係を助長することになり、やがては後者が前者をリードする、張作霖政権への一つの足がかりともなっていくのである。

小結

中国東北地方は、清朝にとって封禁の地であったため、長期にわたって地方行財政上の特別措置がとられ、結果的に中央（もしくは東北以外の他省）への依存体質が作られた。ところがまず、義和団で弱体な基盤が動揺し、独自のシステムを確立する必要に迫られた。とはいえこの段階では、要求された賠償金を引き下げさせたり、皇室所有の牧場を売却するといった弥縫策にとどまった。

日露戦争では、東北が戦場になったため、当局者（盛京將軍・増祺）がさらなる危機感を覚えた。しかし、日露両国の圧倒的な軍事力を前にしては、増祺も毅然とした態度がとれなかった。それどころか、義和団を上回る被害を蒙り、財政の窮状はおおうべくもなかった。

後任者の趙爾巽は、奉天行財政の早期再建の必要性を痛感し、金融と税制の整理を断行した。それは具体的には、①營口や東辺といった特定地域から重点的に課税する税制から、奉天全域に均等に負担をかける税制への改革、②義和団や日露戦争のときに機能しなくなった地方当局にかわって自治機関となった公議会や、行財政の経費節減を担ってきた反面、独自の徴収権を持っていた各地税捐局からの権限回収、という二点に要約できる。この時期は、盛京五部の廃止なども含めて、全体として、將軍権力の強化が図られた。

その「地ならし」をふまえて、東北には行政区としての「東三省」が正式に成立し、総督・巡撫制が施行された。しかし奉天一省の改革・再建もまだ途上だったところへ、それらの対象が三省全域に拡大され、また新政モデル地域として目立つ成果を挙げなければならないという政治的圧力が加わり、財政難という段階を超えて、財政構造自体の危機を迎

えるのである。それは主に、新たな制度の運営経費に関わる問題であったから、新制度発足費として支給された度支部からの巨額の援助（「磅余」銀）をもってしても解決できなかった。

徐世昌は危機を感じ取りつつも、財政規模の縮小という手段はとらず、従来の税制の外延へのむやみな拡張、つまり税捐への依存に訴えた。それは税捐の課税率上昇や、「房捐」のように廃止されていた税捐の復活という形にまで及んだ。しかし、趙爾巽のときに進んでいた税目の統合化からすれば、徐世昌の案は窮余の策とはいえ、省民（特に商人）の理解を得られるものではなかった。

錫良は徐世昌よりも切実な動機で、三省財政・金融の統合を図ろうとするが、徐世昌のときほど度支部からの支援がないと判断するや、縮小策と転用策に出る。特に後者で注目されるのは、公然と塩釐の截留を行って陸軍経費に充てた点、国家行政費の余剰を地方行政費の赤字補填にまわそうと発想する点である。当時の清朝財政の構造から考えるに、軍隊や警察といった新しい制度や機関の運営経費は、度支部・東三省いずれの負担ともはつきりしない、いわば空白の領域であった。その時々事情に応じて、負担を分け合ってきたのである。ただし、現地に駐屯していることから、東三省の負担が重くなりがちであったことはうかがえる。

徐世昌時期のような強硬な増税にも限度があるとすれば、本来度支部に送金される分を截留するという発想は、自然に出るものであろう。増祺の時期には、旗庫の金を流用するにもかなりの抵抗感があったから、錫良までの為政者における財政観の変化は極めて大きい。そして、後代の張作霖政権においてはこれが一步進んで、截留が当然となり、1922-

1924年の「保境安民」期（後述）以前から、北京政府へは報告されない、事実上の地方財政の大項目となっていくのである。ゆえに、この政権における臨時収入の截留を、軍閥専権の証拠として過大視するのは、少なくとも筆者にとっては疑問である。

このような財政構造上の変化は、地域社会にどのように受け止められたのであろうか。徐世昌の時の税捐への依存、末端徴収機関としての税捐局や警察の地域社会における権限増大の結果、農村にも警察制度が普及した錫良の時期に、「抗捐」という形で矛盾が噴出するようになる。但し「抗捐」の主な目標は、税捐の完全撤廃であったとは断言できない。むしろ、妥当な徴収額であれば地元民が納得するというケースを、本章では検討した。そして東三省総督の立場で考えると、各地の実情に配慮してある特定集団に末端行財政を請け負わせすぎても、また東三省一律の規定を強制しすぎても、地方当局への反抗を惹起する危険性があり、常に両方針の均衡を保つのが理想的ではあった。そういう均衡を調整する存在として、例えば警察があるわけだが、時期が下るにつれ、恐らくは調整の難しさから、軍隊と大差ない治安維持機構となる。やがて、辛亥革命で一体となった活動をした軍隊と警察の組織から、張作霖政権の構成員や政治構造が生まれたといっても過言ではない。

しかしある面では利害が一致しても、軍隊と警察に付与された役割は、本来異なるものであった。新軍から疎外され、苛酷な治安維持活動を強いられた巡防隊を母体とし、さらにその前身は「馬賊」という反社会的集団の長であった張作霖と、東三省における地方財政の黎明期に地方官界に入り、遼陽の警察行政から始まって、激動する各地の行財政の現場をつぶさに見てきた王永江や袁金鎧とは、おのずと張作霖政権のあり方をめぐって認識の違いがあった。次章では、その違いに留意しつつ、本章と前章での検討をふまえて、

張作霖政権における行政の問題を考察したいと思う。

105

注

(1) 本章が扱う時期以前の財政問題については、古市大輔「光緒初年盛京行政改革の財政的背景……」〈前掲〉を参照のこと。なお、1907年の総督・巡撫制度への移行まで、東三省は行政上正式には省の扱いではなかったが、便宜上、省名で表記することもある。

(2) 「柳条辺」の東側から朝鮮国境にかけての地域。封禁が最も厳しかった地域で、豊かな森林資源が残されていた。ここの持つ重要性については古市論文、注(50)を参照のこと。因みに徐世昌『東三省政略』巻七 財政 奉天省 「附稅務沿革表」を見ると、東辺道に固有の税目としては、東辺山貨税・東辺税・中江税などがある。時期は下り、趙爾巽による税制改革(後述)の後になるが、それでも1906(光緒32)年分の東辺税局の徴収額は154,964両で、省内全41局中の第5位となっている。

(3) 「盛京將軍增祺摺」 光緒26(1900)年11月25日(硃批奏摺) (『義和團……史料』下冊) 892頁。

(4) 「全權大臣奕劻、李鴻章致行在軍機處電一增祺由華俄銀行提借銀三十萬」 光緒27(1901)年正月19日 / 「盛京將軍增祺折一息借華俄道勝銀行銀兩現已屆期如數歸還」 光緒28(1902)年3月27日 (いずれも中国人民銀行參事室編著『中国清代外債史資料』 中国金融出版社 1991年) 686-689頁。

(5) 「盛京將軍增祺致俄國水師提督阿列克西耶夫照會一接收東三省地方專條」 光緒26(1900)年12月初9日 (『同上書』) 686頁。

(6) 「增祺等奏報奉天耶蘇教案議結並請獎叙出力官員摺」 光緒28年5月19日(1902年6月24日) (中国第一歴史档案馆編輯部編『義和團档案史料統編』 下冊 中華書局 19

106

90年) 1495頁。

(7) 「増祺等為請商法使分年勻交賠款事致奕劻等函」 光緒28年9月24日(1902年10月25日) (『同上書』 下冊) 1601頁。

(8) 「戸部為抄送籌撥奉天教案恤款電底事片呈外務部文」 光緒28年12月26日(1903年1月24日) (『同上書』 下冊) 1658-1659頁。

(9) 「増祺奏為奉省需款孔亟擬將大凌河牧廠招墾收佃事摺」 光緒27年6月15日(1901年7月30日) (『同上書』 下冊) 1123-1124頁。

(10) 「鐘靈奏報庚子年衙署被毀遺失銀物案冊等項情形摺」 光緒29年閏5月21日(1903年7月15日) (『同上書』 下冊) 1752-1753頁。

(11) 「關於日軍欲占拠復州官庁、提用庫款查弁賦稅的文件」のうち、「(1) 増祺給盛京戸部咨」 光緒30(1904)年9月12日(遼寧省档案馆編『日俄戦争档案史料』 遼寧古籍出版社 1995年) 364-365頁。

(12) 同上より、「(2) 増祺給盛京戸部咨」 光緒30年9月28日(『同上書』) 365-366頁。

(13) 「俄軍在奉損毀人命財産合銀清單」 光緒32(1906)年(『同上書』) 469頁。

(14) 「増祺、廷杰為各省電撥賑款數目事給奉天督轅糧餉處札」 光緒30年10月16日(『同上書』) 483-484頁。

(15) 「盛京戸部為奏准豁免日俄戦事被災地方錢糧事給復州城守尉札」 光緒30年10月20日(『同上書』) 483-484頁。 (16) 同上。

(17) この節は特に断らない限り、児玉秀一郎『趙將軍ノ財政政策ト……』をもとに、そ

の後の経緯も含めて、荆有岩「東三省官銀号」(全国政協文史資料委員会編『中華文史資料文庫』 第14巻 經濟工商編・金融財稅 中国文史出版社 1996年)を参照して叙述した。

(18) 園田一亀『奉天省財政の研究』(盛京時報社 1927年) 11頁。

(19) 徐主編 李校点『東三省政略』巻七 財政 奉天省 「紀稅務」。

(20) 同上。

(21) この項は特に断らない限り、徐『退耕堂……』巻34 条議 所収の「上監国摂政王条議」に基づいて叙述する。この史料は、執筆した詳しい年月日は不明であるが、摂政王(宣統帝の実父・醇親王載灃)に任期中に宛てたものであることから考えて、宣統元(1909)年のものであろう。総督としての最終年にあたるので、結果論や釈明にとれる部分もあるが、徐世昌の財政観が最もよくまとまっている史料である。

(22) 短期的実態については、前章でふれたような疑問があるが、ここはあくまでも徐世昌の認識に従って述べる。

(23) 基本的にこの項は、「1905年7月2日(光緒31年5月30日)各国公使致慶親王聯合照会」(中国近代經濟史資料叢刊編輯委員会編『中国海関与庚子賠款』 中華書局 1962年) 17-19頁と、廖一中『義和団大辞典』のうち「庚子賠款」の項目によって記した。

(24) 園田『奉天省財政……』 11頁。

(25) 海関兩の対ポンド為替相場については、狭間直樹・岩井茂樹・森時彦・川井悟『データで見る中国近代史』(有斐閣選書 1996年) 111頁の「図表3-6 海関兩の対ポンド為替相場」(森氏作成)を参照した。

(26) 表も含めて、徐主編 李校点『東三省政略』巻七 財政 奉天省 「附奏部撥磅余銀兩逐款請銷摺並單」。

(27) 例えば徐主編 李校点『東三省政略』巻六 民政 奉天省 「述要」には、自治研究所・議員養成会・調査員宣講所・諮議局籌弁所といった、いわゆる地方自治に必要な機関の新設が列挙、申請されている。

(28) 園田『奉天省財政……』 11頁。

(29) 「上政府条議」(徐『退耕堂……』 巻33 説帖)。

(30) 「查明奉省歴弁房捐情形摺」<前掲>。

(31) 「設立東三省支応処摺」(徐『退耕堂……』巻16 奏議)。

(32) 同上。

(33) 「請撥款開設銀行摺」 宣統元年4月21日(『錫良遺稿』 第二冊) 890-891頁。

(34) 「請撥庚戌年的餉並請催各省歴年欠餉摺」 宣統元年12月22日(『同上書』 第二冊) 1071-1072頁。

(35) 「宣統二年以後経徴二四塩釐截留奉省応用片」 宣統2年正月18日(『同上書』 第二冊) 1092-1093頁。

(36) 徐主編 李校点『東三省政略』巻七 財政 奉天省 附東三省塩務 「紀税率」。

(37) 「清理財政局宣統三年預算冊表送部核定弁理情形摺」 宣統2年8月20日(『錫良遺稿』 第二冊) 1213-1215頁。

(38) この節でとりあげる東三省での抗捐問題については、西村『中国近代東北地域史研究』で「農民闘争・第一次「荘河・復州抗捐暴動」」(94-99頁)としてまとめられてい

る。しかし、西村氏はあくまでも「基本的な階級支配=強制の矛盾を検討」(94頁)しており、東北地方における財政構造の変化に伴う地域社会の反応と考える筆者とは立場が異なる。

(39) 「孟伝文為李双貴等聚衆抗捐併懇准辭職事給署復州知州的稟文」 宣統元年5月初5日(1909年6月22日)(『辛亥……遼寧』) 17-18頁。

(40) 西村、前掲書、99頁。

(41) 「關於寧遠鄉民匪署抗捐警兵鎮圧的有関文件」より、「張元奇給錫良的呈文」 宣統2年12月初4日(1911年1月4日)(『同上書』) 20-21頁。

(42) 「奉天懷德奉化鄉民抗捐」(1914年7月)(中国史学会・中国社会科学院近代史研究所編『北洋軍閥』第1巻 武漢出版社 1990年) 597-598頁。

(43) 「奉天本溪縣~~城~~等処聚衆抗税」(1915年4月)(『同上書』) 602頁)。

はじめに

張作霖政權に対しては、日中関係史、「軍閥」研究、そして近年は地域史の観点から、様々な分析が加えられてきた⁽¹⁾。だが、ややもすれば政權の性格は張個人の属性と野心に帰せられ、政權支配の抑圧的側面と、それに対する人民の抵抗などが強調されてきた。本章は、以上の解釈からでは明らかにできない問題、つまり政權が地域社会を統治するにあたって何を約束し、どの程度実行し、それが地域史的にみていかなる成果を残したかについてとりくむ。また、政權支持層を中心とする地域社会は、政權に何を期待し、政局運営にどう関わったかということをも考える。政權を道徳的基準から評価するのではなく、支配の論理と実際との間に生じる矛盾を通して、地域社会にとっての政權の存在意義をとらえる必要があるからである。

提示した問題により接近するため、時期と区域を限定したい。張作霖政權には、大別して以下の4つの時期がある。①張が奉天省の実権を掌握してから東三省巡閱使兼奉天省長に任じられるまで（1916—1918年）、②安直戦争を経て第一次奉直戦争に敗れるまで（1918—1922年）、③東三省保安総司令を自称した時期（「保境安民」期。1922—1924年）、④第二次奉直戦争の勝利を経て、安国軍総司令となるも、北伐軍によって北京から逃れることになり、帰途で関東軍によって爆殺されるまで（1924—1928年）。このうち、最も東北地方（特に東三省）に密着していたのが③の時期で、本章は③を中心としたい。①、②の時期も、問題の一貫性を把握するうえで軽視できないので、適宜とりあげる。区域につ

いては、東三省地域全体の統合という問題⁽²⁾も視野に入れつつ、政権本来の基盤にして支配の強固な核になっている奉天省に限定する。

さてここで、第一章にもすでに登場している王永江を、「保境安民」期の奉天省を代表する人物として再び登場させたい。王は、奉天省民政・財政の最高責任者として、政権の地域支配に重要な役割をはたしたが、その重要性について従来は一面的な評価一紙に対しても、日本に対しても、従属的な官僚としての一を受けてきた⁽³⁾。しかし、第一、二両章での考察、および先述の問題提起を通じて、彼の考えや施策、存在意義を再検討しなければ、結局のところ、彼を重要な部分として含む張作霖政権研究の水準は、あくまでも日本近代史研究の補完にとどまるであろう。そこで政権の重要部分としての王永江⁽⁴⁾を、張作霖政権研究の中心にすえ、研究水準の向上にいささかでも貢献したいと思う⁽⁵⁾。

第一節 奉天省財政の問題と王永江

民国成立後の王永江は、各県の税捐局長をつとめた。1916年、張作霖は、馮徳麟率いる第28師団の一部を教唆して、当時の鎮安上將軍兼東三省巡按使・段芝貴（袁世凱の腹心）を脅かし、これを省外へ逃れさせ、「奉人治奉」の名のもとに奉天省の実権を掌握した⁽⁶⁾（ゆえに、この年をもって張作霖政権の開始とする）。同年、王永江は再び袁金鎧の推薦により、奉天省医務処長に任じられた。しかしほどなく、奉天全省警務処長兼警察庁長に抜擢された。

第一章で考察したように、張作霖政権の基盤は、帰順した馬賊を主とする軍隊にあった

が、一方で、地方民政や財政の末端を担う警察を足がかりとして抬頭してきた袁金鎧、王永江、于冲漢ら、いわゆる「奉天文治派」の政治力も必要としていた。そのため、政権発足時の警察行政は、ひとまずは「馬賊」時代から張作霖の部下であった湯玉麟に委ねられたものの、清末新政以来追求されてきた課題の遂行は、彼では無理であった。

第二章で考察したように、必要経費の徴収は軍隊（旧軍）も警察（巡警）も原則として大部分は自ら行うのであるが、警察経費は「捐」として半ば合法化されている（無論、限度を超えると住民とのトラブルを招く）のに対して、軍隊経費には徴収方法に行財政の裏づけがない。そういう体質に長年なれてきた湯玉麟が、一定の行財政知識を必要とする警察で、ルールにのっとりた経費徴収にすぐに切り換えるのは無理である。

巡警の風紀の乱れ（アヘン売買など）や、税徴収をめぐる一般人への暴行といった、当時の警察が抱えていた問題の背景には、大別して次の2点が考えられる。一つは、地方軍財政の未確立である。もう一つは、独自の財政基盤の形成途上で革命を迎えた警察への臨時措置として、本来は所属系統が異なる軍隊に肩代わりさせ、結果として軍隊の経費徴収方法がそのまま警察に持ち込まれたことである。

警察行政畑を歩んできた王永江の抜擢にはまず、辛亥革命で完成できなかった、地方民政・財政の末端機関としての警察制度の完成が志向されていた。また、張作霖政権自体の問題としても、いつまでも出身母体（旧軍、「馬賊」）に依存しては一特に「馬賊」は、清朝にとっては反社会的な存在であった一、清朝崩壊後の社会秩序の再構築という課題に対応しきれない。様々な矛盾があったにせよ、清朝の地方行財政システムにかわるものがない以上、そのシステムを運用できる人材の確保は急務であり、袁金鎧や王永江らの

存在意義もそこにあったと考えられる。王は警察の規律をただして湯玉麟の影響を一掃に努めたため、湯との対立を招いたが、張作霖が王を信任したことで、政権における優位を確立した。

1917年5月、王永江は奉天省財政庁長に就任した。前章で検討した結果、清末における奉天省財政の根本的問題は、北京や他省からの協解への依存から脱却できなかったこと（無論、それは清朝財政の全般に関わる問題で、地方的解決は難しかったのではあるが）と、度重なる戦乱による荒廃が再建の契機を奪ってきたこと、および新政のモデル地域として、地道な改革よりも存在意義を顕示できる機関や制度の新設が志向されたこと、以上主に3点にあった。正規財政の外延にある「捐」の肥大化とそれに伴うトラブルも、先にみた通りである。

民国時期になっても、当面は清末の行財政システムを踏襲しなければならない以上、張作霖政権成立までの地方当局者にもこの問題へのよい解決策があったわけではなく、その時々の弥縫策はとられたものの、一説に王永江の前任者・王樹翰にいたるまで、毎年200～300万円の赤字が累積していた。それが王永江が財政庁長になるや漸減し、1918年には70～80万円となった。⁽⁷⁾さらに1920年の張作霖自身の演説によれば、1000万円の黒字が出たという。⁽⁸⁾王は財政危機を救った「理財能手」として、張の信任を厚くした。

だが、王がなぜ短期間でこれほどの難事業をこなせたのか、改善後の実態がいかなるものであったかなど、核心部分については同時代の報告は充分には言及していないし、中国側の研究や回顧録でも明らかではない。そもそもどこまでが王の業績で、どこからが張作霖政権全体の構造に関わる問題なのかも、示されていない。

そうした状況をふまえたうえで、現時点で財政について王の名が明確に出てくるのは次の4点である。

①省財政全体への細かい目配り

王永江が財政庁長に就任した直後、『盛京時報』に発表された官営事業についての基本方針は、将来性を判断しての統廃合・緊縮財政政策・開墾奨励策といったもので、⁽⁹⁾一見新味はない。だが、これらを根底で支える税務機構の改革に、王は熱心であった。例えば、各地の税収状況を調査して、優秀な税捐局長を表彰し、増収地域に関しては徴税規定額を上げ、⁽¹⁰⁾官吏の収賄や各県税捐局の税の滞納に罰則を設ける、⁽¹¹⁾などである。園田氏は、「従来税収の大半が省庫に送付されず、県知事・税捐局長のために着腹され財政庁に虚偽の報告を致せるものが、王永江の厳令にて大いに改った」と評価している。⁽¹²⁾また1924年のことになるが、王は張作霖に上書して許可を得、税務官吏の育成を目的とする「奉天税務講習所」⁽¹³⁾を設立している。

警察行政や税務の実務を経験したうえで地方民政・財政の最高責任者となった王永江には確かに、清末新政時の高級官僚とは異なる、その地域出身者ならではのノウハウがあったと見るべきであろう。ただ、その基本方針は原則として、東三省総督在任時期の趙爾巽のそれから大きく外れていない。ちなみに趙の方針としては、「冗員の淘汰」、「開墾事業の奨励」、財政の整理、「幣制改革」、および膨張する軍事力を警察制度の完備によって抑える⁽¹⁴⁾といった点が挙げられる（幣制改革については後述）。

つまり、ある意味では王の改革（方針）は、辛亥革命でとぎれた清末新政時のその復

活であったと言えるし、さらに具体的に言えば、清朝全体の財政体系には明確化されていなかった、(奉天)地方財政領域の確立という課題の継承であった。

②短期的な借款の起債と、償還の反復

1916年6月9日に、前任者・王樹翰が、朝鮮銀行から借りた100万円を、王永江は18年に償還し、同様に16年8月1日に借りた200万円を、17、19両年に半額ずつ償還している。また、王永江自らも18年4月22日に300万円の借款を成立させた。当時は、世界的に銀の高騰期にあっており、⁽¹⁵⁾金建の朝鮮銀行券⁽¹⁶⁾を借りて銀で償還するのは、かなり有利な取引であった。王永江は金銀相場と借款のしくみを熟知しており、ゆえに「王財政長ノ発意ニヨリ」、東三省「官銀号ガ出来ル丈多クノ金貨買収ヲ実行シ最低額金68銭及75銭ノ頃最モ多ク買収ニ努メタル為メ漸ク金銀ノ差額ニヨリ再ビ奉天政府ヘ貸シ与ヘタルモノニシテ今回ハ所謂対内借款ヲ以テ対外借款ノ填補ヲナ」⁽¹⁷⁾すこともできたのである。

関東都督府陸軍参謀部はこのことについて、「金銀相場ノ騰落ヲ利用シ巧ミニ交換ノ収益ヲ以テ邦人側ニ対スル一部借款ヲ償還シタル功績ニ由リ昨今其ノ名声頓ニ揚レルト同時ニ實際ニ於テモ奉天省ノ財政整理ハ能ク王永江ノ手ニ由リテ其ノ端緒ヲ得ツツアルコトヲ⁽¹⁸⁾確認スヘシ」と、高く評価した。無論、近代的な財政知識からすれば、奉天満鉄公所が指摘したように、「⁽¹⁹⁾其实借金ナルモノハ依然トシテ残存シ」たわけであるが、ここでは、財政庁長がその裁量権を行使して、地方財政の実態を把握しようとしていたことに意義がある。

実態が不明のまま、赤字の総額だけが一人歩きしていたのが以前の状態であったとすれ

ば、王永江の時代は、少なくとも認識のうえでは、解決可能な赤字と、補填不可能な赤字とが分けられた。また東三省官銀号は、張作霖政権にとって主要な発券銀行であり、財政庁長が督弁を兼ねる慣例があった。財政庁長に力量がなければ、督弁の座も有名無実なものとなり、政権の恣意によって無制限に紙幣が発行される恐れがあるが(事実、王辞任後はそれが現実化した)、発行量を調節すれば、借款の償還も、赤字の解消も可能であることを、王は計算していたと考えられる。

③東三省銀行早期開設への反対

1919年、張作霖は、王永江と孫百斛(奉天省商会会長)に、東三省銀行の開設準備を命じた。⁽²⁰⁾銀行設立の目的は、東三省の乱立気味の各銀行・銀号を併合して幣制を統一し、かつ朝鮮銀行券・横浜正金銀行券(銀建)、ロシア・ルーブルといった、外国紙幣を追放することにあり、20年10月29日に発足した。資本金は大洋800万元で、その内訳計画は、官資400万元(奉天省から200万、吉林・黒龍江両省からそれぞれ100万ずつ)、民資400万元(張作霖から100万、東三省官銀号と興業銀行が共同で100万、三省の各商会在共同で200万)であった。実際には、民資が50万元多くなった。本店は哈爾濱におかれ、大洋票を発行し、中東鉄路沿線における新たな金融拠点たらしめようとした。

しかし、該行は経営状態が比較的良好であったにもかかわらず、24年には東三省官銀号に合併された。⁽²¹⁾王永江は東三省銀行の中心人物ではあったが、「銀行其物の創立は賛成なるも、⁽²²⁾これは三省の財政整理を完了せる後に於て開業すべき性質のもので今日は時期尚早であると反対」し、「今日東三省銀行が行詰れるのは理の当然」と述べたという。

彼の認識としては、東三省銀行は一行としては経営状態が良くても、将来的に東三省の中央銀行たる資質がないということであったのであろう。事実、該行発行の大洋票は哈爾濱・長春と中東鐵路沿線の市場にのみ流通し、当面の目標は達成できたが、それ以上に成長するものでもなかつた。⁽²³⁾ 地方財政の基盤整備に尽力していた王としては、苦しい資本状況のなかで、これ以上の成長が見込めない銀行に投資し続けるのは無駄に思えたであろう。

④一貫した軍事費削減要求

この問題にふれるには、また前述の3点を補足する意味でも、ここで素描的にせよ当時の省財政の構造的な問題をまとめておく必要がある。

現在のところ、省財政についてまとまった正確なデータは得られないので、比較的信用できる推計を本稿末尾の表A, B にまとめた。ゆえに、民国8, 13 (それぞれ1919、1924) 両年は推定予算額で、民国15 (1926) 年は歳入の推計値で論ぜざるをえず、情報源も統一されていない。

表A 中の「金庫」とは、名目的には北京政府管轄財政を指す。民国8年には合計額の約90%を占めたが、同13年には約77%に落ちている。その代わり、「省庫」の占める割合が大きくなっているのが興味深い。そもそも金庫・省庫という区分さえ、厳密ではない。

例えば、表A で金庫の項目に入っている出産税が、別の統計では統捐⁽²⁴⁾ = 省庫に含まれていたりする。また、金庫では田賦と撥款収入の項、省庫では雑款・正雑各費の項 (つまりは各県以下の税捐局の裁量にかなり委ねられる項目) が微増で、これらの項目で見込める収入はなかば定額化していたと言える。換言すれば、これらを除く項目の増収に期待する

しかないが、表B で民国15年度の經常歳入推計が2000万元というのをみると、おおよそのあたりが限界であったと考えられる。これは、歳入全体の31%にすぎない。あとはいわゆる「臨時歳入」で補われている。「臨時」といっても地方財政の正規項目にないというだけのことで (とはいえ、民国における奉天省の地方財政で正規項目化されたものは、清朝では本来、外延的なものにすぎなかったのであるが)、截留の継続により恒常化したのである。例えば、塩税余款の事情について、張作霖は次のように説明している。

塩税借款契約ニ対スル東三省ノ分担額ハ年220 万元ニシテ東三省ニ於テハ近年徹底的私塩取締ヲ励行セル結果 (不明) 年額770 万元ニ達シ居リ残550 万元ハ従来財政部ト東三省トノ間ニ於テ政費ノ相殺ニ供セラレツツアリシモノ……⁽²⁵⁾

元来塩税については、「政府の専売制よりは塩商人の營業に課す間接課税法による徵税が一般的であり、徵税方法も複雑で地域差があった」。そのため、「外国人顧問の関与にもかかわらず、関税のように塩税を統一することはできなかつた」⁽²⁶⁾ ののである。表B によれば、塩税余款截留収入は、歳入全体の約4分の1を占め、臨時歳入に依存する地方財政の性格の一端をうかがうことができる。またそれは、清末以来、常に外延 = 非正規部分を肥大させることで地方財政を形成してきた経緯の、一つの帰結点でもあった。

このような財政の性格は、王永江の時代になると軍事費の膨張によってより深刻な問題を生み出した。1917年に王は、歳出の「僅二十分ノニヲ以テ行政費、教育費、実業費、其ノ他ノ諸費ヲ支弁」していると語った。また、「張 [作霖] 督軍ハ更ニ軍備拡張ノ計画ヲ有シ居レルハ將シテ何等ノ必要アルヤ……予ノ考ヘニテハ余リニ無定見ノ策トシテ之ニ不

同意ヲ唱へ居レリ」、と述べている。⁽²⁷⁾確かに、後年の統計によれば、1918年に歳出全体の約69%であった陸軍費は、翌年には72%、1920・21兩年には73%を超え、22年には80%弱となっている。⁽²⁸⁾

軍事費を突出させた結果、本来当局が指導すべき東三省の地域開発は、開墾奨励・実業振興のかけごえだけにとどまり、それらが実現された場合に見込める經常歳入は伸び悩んだ。借款と臨時歳入と紙幣発行に財政が依存しがちな体質は改まらず、ひとたび戦争という不安材料ができると、紙幣が暴落して省民の生活が脅かされるという悪循環の構造が、⁽²⁹⁾次第にできていった。これを断ち切るには、最低限、内戦（いわゆる「軍閥混戦」）を惹起せず、また起きた内戦に関与せず、軍事費の増大をおさえて、できれば清末新政時期の規模にまで、奉天省財政を圧縮するのが良策ということになる。

当時東三省では、複数の発券銀行が多種多様な紙幣を発行していた。奉天省では、奉天票（奉天大洋票・小洋票などの総称。それぞれ、大洋銀・小洋銀を本位とする兌換紙幣）が主力であった。1918年1月、この奉天票の本体として、対上海・天津為替兌換が保証された、「匯兌券」が発行された。⁽³⁰⁾この決定には、東三省と他地域との金融・経済上の結合の強化という意図もうかがえるが、こと紙幣の性格としては、事実上の不換を意味する。

不換紙幣は、それを発行する銀行や政府にとって、常時十分な現銀を用意しておかねばならないという制約からの解放を意味し、自由な金融政策を可能にするが、反面、発行者の調節能力と統合力、紙幣自体の安定性がより厳しく問われる。事実、この決定以前、また王永江が財政庁長に就任する以前、例えば1916年11月には、小洋票100元を大洋票20元と決めて小洋票の回収を図っている。⁽³¹⁾また17年3月には、中国銀行の東三省各支店が発行

した大洋票の回収が行われ、さらに同年8月には小洋票の発行が正式に停止した。⁽³²⁾全ては、張作霖政権主導の大洋票への一本化と、大洋票流通量の調整策として理解できる。

加えて、日常生活に根強く残っていた私帖（一定の商店や、奉天省城周辺の農村などが発行する使用範囲限定の紙幣）に対しては、1917年11月に「收銷各県私帖章程」全7条、20年9月に「査禁私帖考成弁法」が公布され、その根絶が図られた。⁽³³⁾つまり、交易の形態によって使い分けられていた紙幣を、奉天大洋票に統一するための前提的政策である。紙幣の流通にはなんらかの意味で当局の強制がつきものであるが、奉天票にはことにその色合いが濃い。18年1月の決定が、これらの金融諸改革の要をなしていたことは言うまでもない。

人為性や政治性が強いだけに、地域経済が危機に瀕したときの反動は大きい。第一次奉直戦争が勃発すると、「奉軍出動ハ滿洲ノ經濟界ニ及ボス影響大ニシテ大洋票ノ暴落ハ張使 [=張作霖・東三省巡閱使] ノ嚴シキ取締ニ依リ漸ク抑止セラレアルモ金融界ノ恐慌著シク……奉天票取引ヲ停止或ハ制限スルモノアリ」、「奉天省民ノ一部ニ於テ奉軍ノ敗北ヲ予測シ国内共通ニ係ル大洋銀（中央政府発行）ヲ買占ムル腐心スルモノアリ」⁽³⁴⁾という事態に陥った。王永江は、「商務会ヲシテ主トシテ錢業者ノ現銀及金票ノ交換率並取引高ニ制限ヲ加へ、且ツ空売買ヲ絶対ニ禁止セシメ以テ奉天票ノ下落ヲ防止シタル」⁽³⁵⁾という対策を講じた。

奉直戦争後、奉天省代理省長を兼ね、民政上の権限を張作霖から事実上一任された王は、以下のような方針を出した。⁽³⁶⁾「（一）予算の厳守」。特別な枠外請求には応じない。無論、

膨張する軍事費に歯止めをかけるためである。「(二) 軍費の縮小」。20%削減を要求した。奉天財政の悪循環構造を断つ契機が、そこにあったからである。「(三) 政費の削減」。各省行政費の10%削減。軍事費の一方的な削減のみでは、反発が予想されたからであろう。「(四) 地方費の整理」。各県ごとに「地方の士紳を公選せしめ、県の捐款を監理せしめ以て県知事の官金横領の弊を」未然に防ぐ(実現しなかったが、錫良にも同様の提案があったことを想起されたい)。「(五) 現銀の保存」。奉天省庫に現存する100万円の現銀は、「不時の用に備ふ」。張作霖といえども不可侵の領域が、設定された。「(六) 内外債の償還」。先述のごとく、財政庁長就任当時から、財政に負担をかけている軍事費の削減は、王にとって最大の課題であった。これ以後彼は、奉天軍の軍事行動を抑えること(次節参照)で、財政再建と地域経済の保護育成を図ろうとしていった。また、上記のことに、監査役として「地方の士紳」を参加させようとしたことは、注目に値する。

1924年、王永江の反対にもかかわらず、第二次奉直戦争が始まると、奉天票は再び下落した。王は「此に対して異常に焦慮」し、商務会や各銀行・銀号首脳を召集して会議を開き、「奉票の価値を維持するに現大洋一元毎に奉票一元八角を値て、金票一元は奉票一元三角に値て、定価の外に越出するを得ず⁽³⁷⁾」と定めた。「保境安民」⁽³⁸⁾期の安定は取り戻せなかったが、1925年の対金票相場は年平均一元七角程度であったし、また対現大洋相場は約一元二角⁽⁴⁰⁾で、奉天票の価値維持に、政権はほぼ成功したと言えよう。

ところが、1926年に王永江が辞任⁽⁴¹⁾し、張作霖が北京進出を果たした後、奉天票は奉天軍の軍事行動の拡大にともなって増発され、市場では内戦への不安から暴落しつづけ、7月には「一時七百元台ニモ達セントスル状態」にいたった。王の後任、莫德恵・奉天省長は、

王のように、自らの経歴のなかで商務会や各銀行・銀号との信頼関係をつちかっていたわけではなかったため、「無能ヲ攻撃」され、逆に「人心王永江ノ復職ヲ思フノ傾向増シツツアリ⁽⁴²⁾」という結果となった。だが、王は復職しなかった。

その後、張学良政権期に、新たに現大洋票が発行されて奉天票が回収され、何とか危機を克服⁽⁴³⁾するまで、特に北伐軍の進軍と奉天軍の戦況不利が明らかになるにつれて、奉天票は收拾のつかない下落にみまわれた。

政治や軍事の状況に、金融と財政が大きく左右された1920年代前半期の奉天省において、若干の構造的考察を加えてみると、王永江は、財政上のみならず、政治上も、清末新政時期以来の課題を解決しようとする存在として、かなり重要であったことが明らかである。

第二節 地域政権としての張作霖政権支配

第一項 政権と地域有力者層との関係⁽⁴⁴⁾

1922年、奉天軍が山海関外に退却した直後、「東省各団体ハ同心協力シテ張使ノ後盾タラン事ヲ期セラレタシ。万一人心散ズル事アレバ……東三省文武紳商悉ク立脚ノ地ナキニ至ル可シ⁽⁴⁵⁾」と王永江は訓示し、張作霖のもとに各界が結集するよう訴えた。しかしそれは、単なる張の独裁体制強化ではなく、「目下の世界を広く見てみると、以前から軍閥政治を認めず、一般輿論も亦始終民意を代表する政治を要求している」という認識に基づいていた。現実問題として、「急遽全部の兵士を裁撤するのは事実上不可能であろう」とはいうものの、「或る種の形式の下に於て軍民分治⁽⁴⁶⁾を行う」という方向性をもっていた。このよ

うな状況下で6月3日、東三省聯省自治宣言が發布され、北京政府から一切の官職を剥奪された張作霖は、東三省保安総司令を自称した。

聯省自治という政治様式は、1920年代に、華南を中心とする諸省（広東・湖南・湖北・四川・雲南・貴州・福建など）で広く唱えられた。これらの省では、独自の省憲法制定の動きも盛んであったが、同時に、地方勢力割拠を正当化する論理としても、聯省自治理念が利用されていた。北京政権の奪取を目標としてきた張作霖政権が、敗北という危機を克服するのに、北京政府を批判もしくは無視するという姿勢を示すうえで、聯省自治宣言は重要であった。そして、この新たな状況下での地域秩序の再建には、ダメージを受けた軍人よりも、王永江ら文治派官僚の手腕が期待されたのである。

張作霖が東三省総司令に就任するにあたって、王永江は東三省省民の「推薦」を演出した。「張作霖ハ五月三十日予メ王永江ガ企画シテ招致シ置キタル三省各界代表数十名ト省長公署ニ会合セリ」。しかし、彼らが「張帥ヲ推挙シタルハ、彼ノ威望ト政治的能力トヲ認メ心ヨリ此挙ニ出デタルヤ否、疑問無キ能ハザルモ、現下ノ時局ヲ收拾スルニ張作霖以外他ニ適任者無キ為、已ム無ク斯ク処置⁽⁴⁸⁾」したというのが実情であった。政権の核はあくまでも張作霖であることを、東三省省民が再確認する一種の“儀式”であったと同時に、張に対しても、彼が「各界代表」の「推挙」により、東三省保安総司令という新たな地位を得たことを自覚させるのが、王永江のねらいであったと考えられる。換言すれば、政権続行について、支持者と張作霖との相互の了承を、王永江が仲介したということになる。

王はこの時期まず、張作霖に対して、現状維持による軍事力の温存と不拡大方針を説いた。例えば、「東三省は中央が鞏固な政権を樹立するまでは、今日の状態で進む。……一

方、中央に対しては、発言権を取得するために、東三省の軍隊は精鋭主義で訓練し、徐ろに自重を⁽⁴⁹⁾図って動かないほうがよい」と進言している。

ここでいう「中央」とは、狭義の北京政権（内閣）を指す。そして、「王永江等の文治派は奉天自治主義を保持し、中央、直隸派、段祺瑞系、孫文系等とは聯絡を採らざるを可とし⁽⁵⁰⁾」ていた。つまり王としては、中国全体の政治情勢を見据えつつも、東三省が政局の混乱にまきこまれて活力を失うことは、極力避ける方針であった。

王永江は、日本側が考えていたような、単純な「保境安民」論者一半永久的に東三省にとどまり、地域を完全に孤立させ、中国全体の情勢は関知しないという意味での一ではなかった。陸軍少将で奉天特務機関長であった貴志弥次郎の報告によれば、むしろ張作霖より王永江のほうが、当時話題になっていた列強による中国の共同管理論について、「支那破壊ノ端ヲ開クモノトシテ之ニ反対⁽⁵¹⁾」したという。

また王の「保境安民」論は、中国の他地域でのそれとはいささか異なるものであった。例えば少し時期が下がるが、1925年に楊宇霆を中心とする奉天系軍を破って、浙江・福建・江蘇・安徽・江西の五省を支配下においた孫伝芳も、「保境安民」の名のもとに「練兵斂財」を進め、上海の士紳の支持を得ようとして市政の充実を図った。しかし孫は支配地域の出身ではなく、元来の政治基盤が弱いため、域外からの干渉を退けることに「保境安民」の眼目があった。⁽⁵²⁾王永江の場合は、東三省の外に膨張しようとする軍事力を抑止し、それによって三省省民の財政的負担を軽減することに目的があったと見るべきである。

また北京政界からみても、王は注目すべき人物であった。彼が張作霖を牽制する形になっている以上、東北情勢に変化はないからである。段祺瑞の右腕と評され、張作霖対策を

任されていた徐樹錚は、1924年4月18日に奉天を訪れ、「一、救国の大観より自重し漸次其の歩を進むる事。一、東三省の改善を遂行して保境安民の実を挙ぐる事。一、時機至る迄堅固なる守勢に立つ事」と要望を述べた。しかも、「嫉妬を招く虞ある為張作霖には秘し居るも、王永江とは従前より連絡し今回も王と懇談した。之は決して張を度外するわけではないが、王永江をして張を輔佐せしむとの友誼に外ならぬ⁽⁵³⁾」と語っている。

張作霖の専横を不快に思う勢力は、北京のみならず奉天省内にも1916年以前から存在していた。しかし、辛亥革命のときに革命派に対してとった態度からも明らかなように、張は必要とあれば対立者を徹底的に弾圧し、暗殺することも厭わない。ゆえに、革命後の張作霖に対してどのような反対者がいたのか、具体名は不明である。それでも例えば『盛京時報』には、「張雨亭 [= 作霖の字] 軍長は……軍民分治の議が時に乗じて復活せんとするのを深く恐れ、茲に特に三種の意見を提出し、奉天の分治は緩やかに行うべきであるということを弁護した」とある。「三種の意見」を要約すると、第一に、東三省には馬賊が横行して治安が悪いので、軍隊指揮権をもたない省長には省民の安全を守りきれない（防務の困難）。第二に、新しい機関の設立には金がかかる（財政の困難）。第三に、民政を独立させるのに必要な人材が足りない（人材の困難⁽⁵⁴⁾）、ということである。

これらはいずれも、奉天省の過去の行財政実績からいって説得的であり、張はこれらを論拠にして、1922年の敗北まで軍民両政の実権を掌握していた。しかし、彼の権威が絶対的でなくなったとき、省民の「推薦」で東三省内での支配者としての地位を維持できたこと、その演出を王永江が考え実行したこと、その功に報いる形で王を代理省長にしたこと、以上三点の持つ意味は重要であった。張は王に民政上の権限を委ね、「民意」を地方行政

に反映させることを省民に誓う形になったからである。

もっとも、当時の「民意」「輿論」といった言葉は、政治的発言を公認された有力者と、それを支える階層のものに限られた。これまで見てきたように、奉天省においても、有力者層は義和団事変以降特に、名称はさまざまながら、どこかの政治的団体（最終的には1920年代に法定団体か省議会に集約される）に属して、陳情や声明によって地方政治を動かしてきたのである。一時的にその役割が後退しかけた時期もあるが、彼らを見捨て、地方政治は成り立たなかった。

1922年6月3日の聯省自治宣言直後も、それに呼応する形で有力者層は、「曩ニ教・農・工・商各会ニテ統一促成会ヲ組織シタルガ、去ル九日、省議会聯合会ハ各団体発起人ヲ教育会ニ召集シ、名称ヲ東三省国民促成統一会ト改メ、三省自治ヲ実行スルヲ主旨トナスベキコトヲ協議シ⁽⁵⁵⁾」ている。無論、王永江の意向に沿ったものであろうが、ここからうかがえる彼らの認識では、東三省での自治の確立が、中国全体の統一にも寄与するということになる。北京政府が「中央」としての安定と権威を取り戻すまでの一時撤退策と地域振興策として、王永江が「保境安民」政策をとらえていたのと、一面相通ずる認識である。

商務会は以前から、財政・金融政策を通じて政権に協力してきたが、王も、より多くの有力者を末端の地方行政に参加させ、従来のいわゆる「官治」を補完させようとした。それが22年10月に公布された「自治区村制」であった。「其の意は漸進を以て民治の根基を培養することに在る」。規則は全14章・76条で、一県をほぼ八区にわけ、区は、若干の村区の巡警・保甲の指揮や行政を管轄する。区長は任期3年で、3回以上の再選は許されず、「三十歳以上の公正な士紳で素より衆望を集め、政体に明達している者」を選ぶ。⁽⁵⁶⁾清末以

来、民政の自立に課せられていた治安の維持という問題を、有力者層の協力を得て解決するという意義が、この政策にはあったと考えられる。

元来、張作霖は自己の勢力範囲一場合によっては「地域社会」と換言できる一の治安維持を担う存在として支持を訴え、またそれを得てきた。張の意識における勢力範囲は、彼が「大団」として活動し始めたころは、(現 台安県)八角台鎮一帯程度にすぎなかった⁽⁵⁷⁾のであるが、帰順して巡防隊を率いるようになると、各地を転戦するに従って拡大し、辛亥革命時に奉天省城に保安公会側の武力として招き入れられてからは奉天省全域に、やがて、黒龍江・吉林両省の内紛に乗じてこれらを統合し、自分の腹心を送り込んでからは、これらも当然含まれた。さらには、内モンゴル地域や熱河省をも射程に入れたため、直隸派などの他の大軍事集団から警戒され、内戦の一因を作った。

このような張の軍事行動には、単なる領土的野心では理解できない側面がある。より大きな勢力範囲を手中にしておかなければ、大軍事集団としての安定(例えば財源の確保、治安の維持、他の大軍事集団からの攻撃などという問題がある)が難しいということもあるし、東北に割拠するだけの軍事集団で終わるのではなく、まずは中国北部の統一、さらには中国全土の統一を目指すことが、政治的正統性を志向すれば当然の道筋になるということもある。

張個人に即して言えば、単なる地方の高級軍人から、全国に号令できる大元帥にして政治家に脱皮することが、野心を越えた目標になっていたはずである。少なくとも張においては、個人と集団の志向は一致していた。そして大筋において、王永江ら文治派官僚たちも賛成していた。但し、それを達成するための手段や、達成する前後の具体的な行政プラ

ンまでも、彼らが共有していたとは言えない。そのすり合わせが不十分であったことが、張作霖政権においては、軍人と文治派官僚とが齟齬を来す要因になったと考えられるのである。

1922年の敗戦によって、確かに張作霖は東三省内につなぎとめられ、王永江の主張する「保境安民」政策に忠実になったように見える。しかしそれは、張の王への追従ではないし、王もそこまでは望んでいなかったことは、王が張に進言した内容をみても明らかである。となれば、張を東三省内につなぎとめるには限界がある。王は自治区村制を通じて、末端の小地域を把握し、政権の支配を貫徹させようとしたと同時に、張が再び関内へ進出した時の東三省内の動揺を、未然に防ぐための布石を打ったのである。軍事的には、一種の後方強化策とみても良いかもしれない。王は地方の高級行政官僚であったが、警察行政出身だけに、治安維持策に独自の見解を持っていて、たびたびそれを表明してきた(第一章参照)。張が、自分を取り立てた袁金鎧よりも、実務面で王永江を重用したのは、袁を重用すると、張が袁と対等、もしくは袁より優位でいられないという事情もあろうが、王の財政手腕および治安維持能力を高く評価していたためであろう。

その王が治安維持と政権の安定に不可欠と考えていたのが、地域有力者層の協力であった。特にそれを意識するようになったのは、第一次奉直戦争に際して「軍費計画ニ付、一般ニ増税ヲ為シタル結果、民間ノ財界ニ大ナル影響ヲ及ホシタル為、現今東三省各県知事ハ連名ニテ王永江ニ反対運動ヲ起シ居ル」⁽⁵⁸⁾という事態を招いてからであった。彼らの「民意」が、増税なき地域経済の発展、換言すれば軍事行動の不拡大にあることを、この時王は痛感したのであろう。

では王はいかなる地域振興策を、「保境安民」期に行ったのであろうか。それらは、その前後の東北の歴史や中国近代史にとって、どのような意味をもつものなのか。次にあげる項目は注目に値するであろう。

①奉海（奉天—海龍）鉄道の建設

清末から、中国各地では経済振興の要として、自弁鉄道の建設が盛んに計画されてきた（辛亥革命の前兆としてよく取り上げられる、四川の例が典型的である）。それと並行して、外国資本による鉄道建設に、徐々に警戒心が持たれるようになり、列強との新たな紛争要因になったことも周知の事実である。しかし東三省においては、まずロシアによる中東鉄路、ついで日露戦争後にその南半分が日本に譲渡されて設立された満鉄、日本が朝鮮半島と連絡する意図で充実させた安奉鉄道など、外国資本による鉄道が圧倒的に優位であった。日露に対抗するため、アメリカ借款による錦愛鉄道の建設などが新政期に検討されたこともあったが、日露に動きを察知されて、結局は実現しなかった。⁽⁵⁹⁾ましてや自弁で鉄道を建設できる環境ではなかった。

東三省における自弁鉄道の建設は、この地域の歴代の為政者たちにとって、いわば宿願であった。それを初めて実現したのが、「保境安民」期の王永江であった。

1922年1月、王は満鉄側に、この路線の建設に関する交渉を申し入れた。この路線は、大豆や鉱産物などを豊富に産出する奉天省東部地域を通り、なおかつ、1905年12月の、日清満洲善後条約附属秘密協定第三項、「並行線」禁止条項に抵触するため、当初、満鉄側は難色を示した。しかし王は、かねてから満鉄が建設を希望していた洮昂（洮南—昂々溪）

線、吉敦（吉林—敦化）線の、満鉄による建設請負を認め、その交換条件として、張作霖政権による奉海線の建設を満鉄側に認めさせた。資本金は奉天大洋で2000万元、20万株とし、まず一般から投資を募り、残額を張作霖政権が負担するいわゆる「官民合弁」で、1925年3月には着工にこぎつけた。⁽⁶⁰⁾

ちなみに王は、1924年5月に東三省交通委員会の委員長に任命されている。そしてこの委員会は、張学良政権になると東北交通委員会と改称し（この時期、王はすでに死去して参加できなかったが）、満鉄による東北の経済支配に対抗して、より熱心に自弁鉄道計画を公表していくことになる。

②東北大学の創立

民国になって、袁世凱に政治権力が集中するなかで、それに危機感を持ち、革命の徹底や祖国の自立を願う知識人たちが、出版言論界や教育界（特に大学）に多く集結し、五四運動の一つの素地をなしたことは言うまでもない。五四運動はその後の大衆運動の先駆けとして画期的なものであるが、この運動やそれに前後する知識人たちの言動によって、中国の「国権」が強く意識され始めたことも重要である。「国権」回収運動は、旅順・大連租借地の返還要求運動といった大規模なものから始まったが、次第に細分化する傾向を見せた。大きな要求では相手国の態度をいわずらに硬化させるだけで、かえって目標から外れる危険性があったからであろう。

東三省においては、教育権や裁判権（後述）に目標がしばられ、かつ大衆運動というよりも政治問題として、張作霖政権が直接・間接に日本側と交渉にあたるようになった。ま

た教育権に関して言えば、日本側が満鉄附属地や関東州にまだ設立していなかった総合大学の創立が、張作霖政権の政治的急務となったのである。東北大学には、張作霖政権の最高教育機関、政権の諸方面に人材を提供する養成機関という性格と、日本側への対抗手段としての性格という、二重の政治性が付与された。

1922年、東北大学設立準備委員会の委員長に任じられた王永江は、奉天駐在の赤塚総領事の反対「勸告」を受けたが、東三省全域からの資金集めに着手した。結局、吉林省は独自の大学を創立するという理由で参加しなかったため、奉天省が9割、黒龍江省が1割という偏った資金編成になってしまい、東北大学の名称とはうらはらに、奉天省の省立大学に近い性格になったが、翌年10月24日に開校式を迎え、王はそのまま大学の初代校長に就任した。⁽⁶¹⁾ちなみに王は、出身地の金州で、かつて満鉄と協力して、南金書院公学堂の創立と経営に深く関与していたことがあり、教育行政についても素人ではない。

創立当時、学生は約480名で教職員は約50名であったが、その後、張学良政権期には張学良自らが校長であったこともあって、手厚い保護が加えられた。全国的には財政難の大学が多く、北平大学（現 北京大学）でさえ1929年には大学全体の経費として年間90万元しか支給されていなかったが、それより規模の小さいはずの東北大学には、同年150万元も支給されていた。1931年度には学生1910名、教職員249名という大規模校になったが、同年に勃発した「九・一八」事変のために各地を流浪するのを余儀なくさせられ、48年に北平で廃校になった。⁽⁶²⁾ただし、張学良が1937年に西安事変を発動するにあたっては、東北大学の学生たちからの働きかけが一つの契機になったとされているし、⁽⁶³⁾その後の抗日運動の核としても重要な存在であった（現在でも台湾・中国や、アメリカの華僑社会には東北

大学の卒業生による同窓会組織があって、東北大学の完全な復興に尽力している）。

以上から、王永江はこれらの重要な政策に、政権から委任されて自ら積極的に関わったことがわかる。しかしいずれも、日本側との利権の衝突は避けられなかった。①、②には、正面衝突を回避して妥協点を探ったり、結果として規模が縮小したから成功したという面があった。そのようなならなかったのが、②にあげた裁判権の問題などであった。

「奉天省長王永江氏は最近、船津奉天総領事に対して、関東租借地に於ける裁判権に関し、重大なる要求を提起した……其大要によれば、現在日本の行使しつつある租借地内居住支那人に対する裁判権を否認し、支那に回収すべきを主張したものである⁽⁶⁴⁾」という報道があって、真意を問われた王は、「関東州租借地裁判権問題ハ、復県審判庁長ヨリ上申ノ次第アリタルヲ以テ、其儘ニ放棄スル訳ニ行カズ……」⁽⁶⁵⁾と答えている。その後、租借地全体の裁判権の一括返還要求では交渉しにくいと察したのか、金州、復県といった局地的な要求に転ずるが、結局、奉海線建設交渉で得られたような成果はなかった。日本側からしてみれば、租借地のなかに異なる制度を持ち込まれるのは不都合が多かったからであろう。

また鉄道問題のなかでも、清末からの複雑な経緯と、朝鮮半島との連絡においてとりわけ重要な意味をもつ安奉線の回収問題については、王も日本側も妥協点を見出だせないでいた。船津の観察では、「王永江ノ如キ真ノ愛国者ニシテ、利権回収ニ関スル直接行動ハ断シテ之ヲ排斥シツツアルモ、隠然利権回収ノ首謀者ニシテ、彼ノ周囲ニアル智者ヲ利用シ……又時々省議會議員連ヲ操縦シテ、逐次日本ノ既得権ヲ回収セントスルノ画策ヲ樹テ、之ヲ提唱セシメ居ルガ如シ」⁽⁶⁶⁾であった。これに対する王の答えは、「省議會ノ如キ、或ハ

民事具申会 [=民治俱進会] ノ如キ、或ハ新聞記者連中ノ如キ一部ノ知識階級中」に、

「動モスレバ日支国交ヲ阻害セントスル言動アルハ事実ナリ。当局ニ於テモ余リ高圧的ニ出ズレバ却テ風潮ヲ激成スル虞アルニ付、其ノ対策ニ関シテハ鮮カラズ苦心シツツアル次第ナリ」と、船津の観察を必ずしも否定していない。⁽⁶⁷⁾

1924年5月18日の省議会では、「嗣後我が奉天省の土地及び附属土地一切の権利は……総て奉天省議会全体の議決後に非ざれば妄りに条約を締結するを得ず」という決議が採択された。⁽⁶⁸⁾そしてついに、王永江の「排日ノ目的トスル所ハ、是ニ由テ省議会始メ支那国民ノ輿望ヲ繋ギ自己ノ地位保全ニ努ムルコト」と、満鉄側から断言されるに至る。⁽⁶⁹⁾

24年を境にして、王永江と「民意」の関係はそれまでとは異なる段階に入ったと、筆者は考える。24年以前は、王が「民意」をリードし、22年の時のように、場合によっては張作霖政権の安定のために利用していた。24年以降も基本的には王永江の優位は揺るがなかったのであるが、「保境安民」期の中に、「民意」の持つ意味が大きくなり、ひいてはそれを誰が、いかなる団体が代表するかによって、王との関係も変わっていったのである。

1925年1月、前月に組織された奉天省議会国是討論会の委員選挙が行われ、「国民党系ノ排日思想家」で民治俱進会会長、東三省民報社社長の趙鋤非が、委員長に選出された。⁽⁷⁰⁾

「趙鋤非派ノ議員多数当選ヲ見タル結果、内部紛糾ヲ来タシタルガ、去ル五日初会議ヲ召集シ……王奉天省長ノ認可ヲ得タリ」。⁽⁷¹⁾

民治俱進会は、東北における革命家の一人・張夢九が創立し、趙鋤非が後継した政治組織で、1924年6月には、張作霖を選挙総監督とする公認団体になっていた。⁽⁷²⁾東三省民報社は、やはり張夢九が創刊し、彼の没後は半官営化されていた。⁽⁷³⁾毎月「軍署軍需処」から大

洋3000元が支給され、「省署・署政務庁」から、新聞の発行を監視する人員が派遣され、省署から各県にはこの新聞を購読するように通達が出ていた。⁽⁷⁴⁾

革命家を排斥して実権を掌握した張作霖のもとで、このように「国民党系」の人物や団体が躍進した背景には、一時は陳炯明によって広東を追われ、その後失地を回復したものの、独自の軍事力を持たないために苦汁をなめさせられていた孫文からの積極的なアプローチがあり、張作霖も、全中国統一への足がかりとして、孫文とのつながりを歓迎したからであろう。王永江は、「保境安民」期の最初期においては、いかなる派閥との提携も図らないという立場であったが、中国全体の政局と、張作霖の方針変更に鑑みて、立場を変えたものと考えられる。

しかし、「国民党系」の勢力拡張を公認するという事は、彼らの排日色がより広範に発揮されるということでもある。1924年は「保境安民」期終焉の年であると同時に、張作霖政権の対日態度や、中国全体への政局観が変わった年としても重要なのである。換言すれば、地方行財政確立という課題がまだ達成されないうちに、そしてそれに伴う矛盾—各項目別の財源確保など—が解決されないうちに、張作霖政権の最重要課題が、国政への関与というレベルに一気に達してしまったのである。それには、政権における「民意」の変質が、大いに関わっていた。

地方行財政の未確立に伴う矛盾のなかで最大のものは、王永江にとっては軍事費の削減であった。だが王のたびたびの勧告にもかかわらず、「奉天ノ財政ハ其大部分軍事方面ニ流用セラレ、殖産工業ノ方面ハ大ニ閉却セラルル傾アリ、現ニ奉天省ノ軍事費ハ経常費ノミニテモ年額約一千九百萬元ニ達シ」⁽⁷⁵⁾ていた。張作霖は、「日夜直隸派、特ニ吳佩孚ニ対

スル對抗策ノミニ腐心シ」ており、例えば奉天兵工廠に対する1923年の出費は、「実二千七百余元ニシテ他ニ未払金百余万元アリ」⁽⁷⁶⁾という状態であった。

王永江は楊宇霆宛⁽⁷⁷⁾の書簡で、速やかに方針を改め民治を發展させ軍備を縮小することを、張作霖に対して諫言するように求めたり、⁽⁷⁸⁾或いは、1926年の兵工廠への莫大な出費（半年たらずで3000万元以上）は1000万元以下に抑えられると指摘し、「将来外力の来侵を待たずして已に自殺の策を成す」と忠告している。⁽⁷⁹⁾そして、「個人的にも最も親密な間柄」⁽⁸⁰⁾であったはずの楊との関係は、徐々に悪化していった。

ただ、悪化する兆候はかなり以前からあった。王が財政庁長に就任した時、警務処長の後任は、彼が「自由に任用する権限」を持っていたにもかかわらず、楊の推薦で、于珍という軍人を充てなければならなかった。⁽⁸¹⁾また満鉄が請け負った洮昂線の、張作霖政権側選出の鉄道局長に、王の「意中ノ人物」をさしおいて、逆に王の不興を蒙っていた盧景貴が、やはり楊の推薦で選ばれた。⁽⁸²⁾

張作霖政権は、清末新政期の地方行財政改革を継承・發展させた王永江を欠いては成り立たない存在でありながら、そのみでは済まない、国政への関与という課題を抱えるようになった。それはひいては、行財政の基盤が貧弱なまま、政権における軍事力の突出という事態を招き、東三省省民の負担をより一層増大させかねないものであったし、また政権内部の動揺や分裂から、外部勢力の干渉を招きかねないものでもあった。王永江の「保境安民」政策や理念は、決して退行的なものではなく、実は政権の安定にとっては必要な方策であったが、張作霖と完全に共有できなかつたところに脆弱さがあつたと言えよう。

第二項 郭松齡事件

1925年11月22, 24日の両日にわたって、国民軍が起こした反奉戦争を鎮圧するため出動中であつた郭松齡は、突如として⁽⁸³⁾奉天で通電を發し、張作霖に叛旗を翻した。通電では、張作霖・楊宇霆の下野と張学良の擁立、および国民軍との停戦などが求められていた。日本側も予想外の事態に驚き、郭の真意を質すべく、浦参謀を派遣した。

郭はまず、張作霖の「武力統一政策ノ失敗」を指摘した。北京政権を掌握し、国庫収入によって軍隊を維持しようとしても、「国庫ノ空虚ナル今日ニ於テハ、之ヲ各省ニ分担上納セシムルノ他策ナク、結局ハ国民ノ負担トナル」とも言っている。⁽⁸³⁾張作霖政権のような地方政権に比べれば、塩税や関税などからの収入が多いとはいえ、北京政権独自の財源もまた貧弱で、各地方勢力からの送金を強制的に復活させない限り、持ち堪えられない。郭はまた、自軍を「東北国民軍」と改名し、「国民ノ真意ニ従フヘキモノ」⁽⁸⁴⁾として位置づけ、敵対していた国民軍の指揮官・馮玉祥との提携関係をにおわせた。

以上の言動には、郭なりの危機感と状況分析力がうかがえる。この事件が「保境安民」期終焉直後、さまざまな意味で張作霖政権が変質した時期におこつたことは、従来看過されがちであつたが、その方面からも注目されてよいであろう。事件の詳細な経過と、日本側の外交・軍事活動については、すでに多くの研究があり、⁽⁸⁵⁾ここでは繰り返さない。ただそれらの研究は、地域有力者層と張作霖政権との接点としての王永江に着目したわけではない。さらに言えば、1924年を境に、地方行財政の確立から国政への関与へ急速に関心を変えた政権のなかで、王の存在意義がどうなつたのか、王はこの変化にどう対応しようとしたのかといった問題がある。本項では、王が事件中にいかなる行動をとり、それが社会

にどう影響したのか、事件の背景から始めて王の動向を復元しつつ考察を加えたいと思う。

郭松齡の通電に驚いた張作霖は、楊宇霆の総参謀長職を解き、11月25日には大連に潜伏させた。郭は、辛亥革命当時は四川駐在の新軍の軍人で、同盟会員でもあったうえ、出身地の奉天に戻って、革命派の聯合急進会に接近し、湯玉麟軍に捕らえられたことがあった。その後他の同盟会員に救出されて、北京の陸軍大学を卒業し、護法運動に参加するなどの経歴を経て、張作霖が創立した奉天講武堂の教官として、1919年に奉天に戻った。

張作霖は、郭のこうした前歴や主義主張も承知していたであろうが、軍人としての能力を評価し、長男・学良の事実上の教育係にしたのである。日本留学経験者（「洋派」）である楊宇霆を重用する一方、中国の近代軍事教育のみを受けた（「土派」）郭松齡をも信任したのは、両派のバランスをとる張作霖なりの人材登用法であったかもしれない。学良が長ずると、張作霖は郭松齡を副官につけて、学良に指揮官としての実戦経験を積ませた。反奉戦争鎮圧のための出動に際しても、学良は第三方面軍の指揮官に、郭松齡はその副官に任命されていた。事件の10日ほど前、学良は奉天軍の戦況不利を見て、国民軍との停戦を勧告するため、父のもとに帰っており、第三方面軍は郭に任せられていた。しかも、この軍は奉天軍一の精鋭であった。張親子は、それほど郭松齡を信任していたのであった。ゆえに、この親子の受けた衝撃も大きく、張作霖は一時、学良が自分を裏切ったのではないかと疑ったほどであった。

狼狽する張作霖に代わり、王永江は11月25日に「省議会以下各機関の委員を召集し、郭松齡勸告方を命⁽⁸⁶⁾じた。翌日には、奉天城内に戒嚴令が布かれた。その後、11月下旬から12月上旬にかけて、戦局は一進一退を続けた。だが当時の奉天総領事・吉田茂は、次のよ

うに報告している。「当地ノ民心比較的落付キ居ルハ畢竟王永江ノ手腕ニ待ツモノト存セラル。今日ノ形勢ハ尚往年第一奉直戦後張作霖敗北当時ノ如ク王ノ力ニ依リテ今回モ亦当地方ノ関スル限り或ハ静（不明）ヲ見ルヲ得ベキカト存セラルル……政治組織ハ不満足乍ラモ当地方相当ノ程度迄完成セラレ居リ……張作霖王永江ヲ其儘ニ置キ……我对支政略ノ基礎タル東三省ハ現状維持ヲ以テ支那中央混乱ノ此時期ヲ経過セシムル外無キカト存ズ」⁽⁸⁷⁾。

吉田には、日本側軍部の強硬意見を退ける狙いもあったのであろうが、王の行政手腕とその成果を高く評価している。そして、民政の保護は今後の日奉関係にとっても重要であるとの判断から、王支持（ひいては張作霖支持）へと傾いた。だが12月5日、張作霖軍が大敗を喫し、張作霖は、郭松齡の要求通り下野することを口にし、絶望のあまり自殺未遂まで引き起こした。

戦局が張作霖不利となった時、王永江の態度は変化した。「早くも王永江一派は、張作霖を下野せしめ、平和裡に政権の授受を行はしむるは地方治安維持上の賢策なりとし……即ち省議会議員の一部及総商会の如きは、早くも密かに郭松齡に密書を送り、歓迎の意を伝ふると共に……張作霖に下野要請を協議せる事実あり」⁽⁸⁸⁾。先述のごとく、省議会においては国民党系の議員の躍進が目立っていたのであるから、この非常事態において、単に王永江に協力するだけでなく、省議会が郭軍に期待感を持つことも充分にありうる。そして吉田に対しては、「王省長ヨリ調停頻リニ依頼アリ、和平ノ間ニ地方政権ノ授受ヲ了セシムル為邦軍ニ連絡ヲ付クルノ急務ナルヲ求メ」ている。この変化を受けて吉田も、「郭軍司令部ト接触ヲ講ズル手筈」を整え、内山領事には、「内政干渉・張作霖援助ノ誤解ヲ避クルニ付テハ十分ノ注意ヲ与ヘ置」いたのであった。⁽⁸⁹⁾

後に、「文治派の全勢時代は郭松齡が武断派の首領楊宇霆の排斥を理由として反旗を翻し、張作霖も其地位不安に怯え将来武力の非を悟り民政を重んじ云々と云ふ通電を發した當時にあった」と指摘された⁽⁹⁰⁾ように、事件中は、一面では王が政權を掌握する好機でもあった。だが、張作霖下野後の政局運営について、王は迷っていた。

王永江ハ……今回ノ事變ノ初ヨリ張ノ下野ノ已ムヲ得ザルヲ云ヒ、唯此ノ際ハ兎モ角一応彼ノ面目ヲ立テシメ、適當ノ機会ニ下野セシムルヲ可トストナシ……郭軍一応山海関ニ退キテ張ノ自決ヲ待タシムルカ、或ハ張郭共ニ下野シテ他ノ何人カ張ノ後ヲ襲フカ、或ハ張下野シ郭モ亦奉天ノ主腦タラズ、奉天ノ主腦ハ官民各法團ヲシテ選挙セシムルモ可ナリ。

最後に挙げた項目の現実性については、「結局ハ張ヨリ推選セラルルヲ便利トスベシ、各法團ノ選挙ニ待ツガ如キハ議纏マリ難シト答ヘタリ」⁽⁹¹⁾。「民意」の尊重を訴えてきた王としては、「官民各法團」による選挙をかなり意識していたであろう。

しかし、現実問題として、変質してきたとはいえ、清末新政がやり残した地方行財政の確立を、王が続行できた環境は、張作霖政權が提供したものであった。郭松齡は張作霖の軍備拡張政策を批判して、東三省行財政の重視という旧来の方針への回帰を主張し、王も張の不利を見て、郭との提携を構想したことは確かである。しかし郭の背後には、国民軍という未知数の勢力があった。郭が勝利した暁に、郭の公約通りに、国民軍が張学良を東三省の指導者に据えるかどうかはわからなかった。むしろ、矛盾に満ちているとはいえ、長年張作霖を核としてきた地域社会が混乱に陥り、「保境安民」期における王の努力も水泡に帰すかもしれなかった。そのうえ、対郭工作を始めて約一週間で、張作霖軍側には黒

龍江軍1380名の援軍があり、吉田=外務省の意図に反して、日本の軍部がこの事件への事実上の介入を決め、増兵を計画していた⁽⁹²⁾。事態は、徐々に郭軍不利へと動きつつあった。諸事情に鑑みて、王は張作霖政權体制の“内”にとどまったのである。

12月15日、日本は歩兵二大隊と野砲二中隊を朝鮮から奉天省に移動させ、さらに久留米第十二師団から混成一旅団（歩兵四大隊・騎兵など三中隊）や近衛師団など約2500名を21日に派遣して、先発隊と交代させる旨を命じた。その名目は、「帝国臣民保護」「帝国ノ権利利益擁護」⁽⁹³⁾であったが、先発隊の到着した19日には、早くも「奉天軍挽回ノ形勢」⁽⁹⁴⁾が報告されているところを見ると、名目以上の意図があったと考えられる⁽⁹⁵⁾。

一方、郭軍有利の時にはその進撃を歓迎していた省議会などの勢力も、三省保安会を籌設し、張作霖をその正会長に挙げて、張支持にまわった⁽⁹⁶⁾。22日から23日までの決戦で張軍は大勝し、24日から25日にかけて郭松齡夫妻は逮捕・銃殺された。一時は郭への平和的政權譲渡を画策した王永江は、張作霖政權内にとどまるかわりに、王の考える政權の本来のあり方—地方行財政の充実—に戻そうとしていた。

第三項 王永江の政局観—辞任の背景—

郭松齡の処刑により、張作霖政權の危機はひとまず回避された。しかしこの事件がなげかけた波紋は大きく、「奉天の政局依然混沌」としており、仮に張作霖が下野しても東三省保安総司令の後任は見当たらず、「張郭戦以来の経緯から張学良氏一派の武断派は、王永江氏等文人派抬頭を快しとせず、暗に軋轢を生じ居る事実あり」とも報道されていた⁽⁹⁷⁾。

張学良が当時、本当に武断派のリーダーであったかどうかはともあれ、事件中、張作霖

政権の命運を王永江が握っていたことは確かである。それは「保境安民」期とは異なる、王がかなり前面に出る形での政治的リーダーシップととらえたほうが正しいであろう。1924年に国政への関与に傾いた政権は、25年末の郭松齡事件で方針転換に伴う矛盾に直面させられ、26年年頭に、再び「保境安民」路線へと引き寄せられていった。1926年という年は、王にとっては中断していた改革を復活させる好機として認識されていた。

張作霖はすでに、郭松齡事件中の1925年12月6日に、東三省「父老」宛に、いわゆる「保境安民」通電を発していた。主な内容は、「武備を縮小し以て財力の耗を省き」、「金融の紊乱を防ぎ……以て幣価の維持を為し」（事件によって奉天票が大暴落したことを指す）、「民治を實行し以て文化の施設を謀る」というものであった。張はこの時、王永江に依存しきっており、「従来の態度を一変して民衆の信憑を背景とする文治派の言に聴かざるを得ざる⁽⁹⁸⁾」状況が生じていた。ゆえに王は通電を、「忠実に履行すべきものと信じ、又是非履行せしむべく期し⁽⁹⁹⁾」たのであった。

1926年1月、郭松齡事件の善後会議で、王は以下のように述べた。「最近の奉天省の軍事費の内、兵工廠の経費は年額2300万元、經常軍事費は1800万元、張作霖個人の機密費は約1000万元、総計5100万元という巨額に達するが、歳入は僅かに2300万元しかな⁽¹⁰⁰⁾い。この事態を解決するには、「①兵工廠の費用を40%に削減せよ。②節約した費用で、経済を発展させ実業を振興せよ。③軍備を縮小し、軍隊を3,4師団に縮小せよ。④張作霖個人の機密費を削除せよ。」⁽¹⁰¹⁾という大胆な改革が必要であると強調した。

張作霖政権が軍隊に大きく依存することは、王永江といえども否定できない。ただ、どこかでガイドラインを作っておかないと、すでに東三省の財政面での実力を上回る軍事費

を抱える政権としては、将来が危うい。換言すれば、上記の努力目標こそ、王の考えるガイドラインであり、東三省財政がもちこたえられるぎりぎりの範囲ということになる。

政権内部では、王の意見は結局、表だった支持を集めることはできなかった。張作霖は、1月中には宿敵・呉佩孚との同盟を結び、北伐軍との最終決戦に備えて再び軍備を増強しはじめた。王は2月19日、持病の治療を理由に突如帰郷し、奉天へ戻ろうとはしなかった。日本側も、「軍閥攻撃・軍備縮小が人気に投ずる故、文治派が之を利用するの傾あり。故に余り文治派を煽て上ぐるは考えもの⁽¹⁰²⁾」として冷静に受けとめ、張作霖政権への介入は行わなかった。

3月2日、王は正式な辞表を提出した。その中で、また「保境安民」論を展開して最後の忠告を試みた。『盛京時報』のインタビューに対しては、「たとえ中央が奉天に挑戦してきても、奉天側は省境を守るにとどめれば、現在保有している軍隊の半数で充分である」と答え、⁽¹⁰³⁾確固たる信念を示した。王永江の辞任までは想定していなかった張作霖は驚愕し、さまざまな説得工作を始めたが、5日に再び辞表が提出されて、やむを得ず受理した。于冲漢⁽¹⁰⁴⁾は、この時の王の真意を次のように語っている。

王省長ニ於テモ、総司令ガ真ニ民意ニ基礎ヲ置キ諸政ノ改善ヲ図リ且閥門ヲ閉ヂテ自ラ守ル事ニ対シ、確實ナ保証ヲ与フルトキハ、絶対帰任セナイデモナイ……⁽¹⁰⁵⁾

張作霖に統治方針の再変更を促すため、ひいては自らがその陣頭指揮をとるため、王は政治生命を賭けて直言したと見るべきである。王の側近・丁鑑修は張の様子について、

「〔王永江の辞任は〕是恰モ郭松齡ガ倒戈セルト同ジク、一種ノ文治派ノ謀反ナリトテ類ル憤怒セル模様⁽¹⁰⁶⁾」と述べている。確かに、王の主張を全面的に受容すれば、張作霖の優位

を否定することになる。しかし王永江としては、郭松齡の問題提起は看過できなかったのである。郭は武力に訴えたが、王はあくまでも言葉による説得を選んだという点、あるいは国民軍との関係をどう見るかという点において、両者は異なるが、張作霖政権を国政に傾斜させたままでは東三省の統治が瓦解するという危機感において、両者は共通していた。一時的な郭軍優位という状況だけでは、王も荷担しなかったであろう。

辞任から5箇月後、王は以下のように心境を述べた。「「保境安民」論は、もとより奉天省第一の要義である。惜しむべきは、当局が郭松齡の反乱平定後ただちに実行せず、今日にいたって形勢がすでに変わったことである。……今日の形勢では、もう「保境安民」を唱えることは許されない。⁽¹⁰⁷⁾」地域社会の利益を擁護する「保境安民」方針を、張作霖政権の中に定着できなかったことを、ついに王は自ら認めたのであった。

郭松齡事件を機に、「王ニスレ楊ニスレ、武ヲ捨テ文ニ全力ヲ傾注シ、財ヲ整ヘ民力ノ培養ニ努力セラルル人物ナラバ、大ニ之ヲ歓迎スヘシ」、「省民ハ孰レモ張作霖ノ專擅ニ対シ、内心不快ヲ感ジ居レリ」と日本側からは観察される風潮が、東三省にはあった。しかし辛亥革命当時から、張作霖の反対勢力は、常に生命の危険にさらされてきたという背景もあり、王永江のほかに、「直面的ニ張ヲ説服スル有志ハ到底之ヲ見出ス能ハザル」⁽¹⁰⁸⁾こと、「統治者の何人たるを選ばず能く統治する者を欲する」⁽¹⁰⁹⁾という省民の消極性や社会的制約も、王を孤立させた。政権に王を復帰させようという請願はあっても、王を中心にして政権の統治方針を大きく変えようという有力者層の動きは、管見の限り史料上には残っていない。

王永江は、清末新政期の改革の機運を継承し、張作霖政権内で「保境安民」という方針

にアレンジして、中国のなかで東三省の地方としての自主性を主張・追求した地方官僚であったが、自らの志向を完全に実現することはできなかった。残された課題は、張学良政⁽¹¹⁰⁾権と、「九・一八」事変直後にできた奉天地方維持委員会（第四章参照）に、それぞれ異なる形で継承された。ただ張学良（1901年-）については、その人物像・国民党や共産党との関係・ロシアや日本との関係などを含めて、別の機会に総合的に取り上げたいと考えている。張学良政権のナショナリズムや、国民政府に対する分治合作の主張には、張作霖政権から継承した部分をもっと加味する必要を感じるからである。

小結

王永江は奉天省の紳商層のなかで、地方官僚としてのキャリアを積み、同じく奉天省出身の軍人・張作霖のもとで地方行財政の最高責任者に任じられた。王は、辛亥革命で中断した清末新政期の改革方針を基本的には継承しつつ、税務機構の改革・外国借款の有効利用・軍事費削減要求などによって、まず財政部門の自立化を進めた。さらに第一次奉直戦争敗北後は、軍隊を東三省地域にとどめ、中国全体の政局を見据えつつも、該地域の行財政基盤を強化するため、「保境安民」方針を主張した。そして、辛亥革命以来潜在化した旧聯合急進会系の人物や組織を内包する地域有力者層の、政権支配への参加を受容し、行政の自立化をも図った。ただし1924年を境として、孫文と張作霖が急接近した結果、奉天省内でも国民党系（旧聯合急進会系と重なる）が抬頭し、王が考えていた地域振興志向の「民意」は、利権回収＝排日色へと凝集する。この「民意」の変化と一部連動して、張作霖政権全体としても、地方行財政の確立を主目的とする「保境安民」方針から、北京への

進出という国政への積極関与という方針へと、大きく転換したと考えられる。

しかし、「保境安民」期の大きな課題であった地域振興を中断、もしくは犠牲にして、国政への関与に乗り出した張作霖には、郭松齡が異議を唱えて叛旗を翻した。張作霖は一時は下野を考え、王永江は省議会などと共に郭松齡への政権譲渡を画策したが、日本軍の介入と、郭松齡の背後にいる国民軍の動向に慎重になった王永江の判断で、張作霖は政権を維持することができた。王は、「保境安民」=民政重視路線の確立を訴えたが、郭松齡事件で大きく動揺したとはいえ、張作霖の国政への傾斜は変わらず、王の辞職という結果に終わった。張作霖は、王永江が単なる政権の歯車から、張と対等か、場合によってはそれ以上の立場で政権を運営しようというところまで成長していたのを恐れ、有力者層もまた、王を積極的に支持して張作霖に政治的圧力をかけるという手段には出ず、政権への王の復帰を懇願しただけであった。

そもそも、辛亥革命の混乱をとりあえず収拾した人物による、臨時的な治安維持体制として発足したはずの張作霖政権は、部分的には地方行財政の充実をその内部で達成したものの、中国全体が新たな統治機構を創出できないという状況もあって、12年間続くことになった。王永江はその中で、中断した清末新政期の諸改革を常に意識していた。それ自体は、多分に新政モデル地域としての奉天省という位置づけを意識したものであったが、末端の現場にいたこともある王にとって、新政諸改革の継承とは、強固な中央行財政が存在しない民国初期において、いかに地方行財政を充実・自立させ、中央行財政の下請けではない、独自の統治機構を創出するかという点に置き換えられたと考えられる。それはさらに、奉天省の、また東三省全体の地域アイデンティティ確立という問題につながるもので

あった。

「保境安民」期を中心として、政権は主に王永江を通じて、地域社会の利益優先を約束した。実際、この2年間に、王は鉄道の敷設・教育の振興・金融の安定・自治区村制による支配貫徹などに次々に着手した。日本側の譲歩を巧みに引き出した奉海線建設と、次代に大きな影響を与えた東北大学の創立は、特記すべき成果であろう。また、奉天票を中心とする紙幣の価値変動は、当局が設定したレートを大きく逸脱することもなく、安定した推移を見せた。これらは清末新政期に明らかになった問題点の、ごく一部の解決にすぎなかったとも言えるが、政権が地域としての発展を真剣に考え擁護した証しであるとも言える。

しかし、郭松齡事件をはさんで「保境安民」路線へ回帰するかと思われた張作霖政権は、いったん傾斜した国政への積極関与路線を放棄することができず（それは張にすれば、迫る国民党との決戦と政権自体の存続を放棄するに等しい）、王の辞職という形で、旧路線との離別を明らかにした。結果として、王を仲介役として地域社会に得てきた足場は失われ、ひいては「保境安民」路線を主張する官僚としてほとんど唯一、張作霖に直言できる人物が去ったことで、政権にある種のアンバランス—批判勢力との競合関係から生じる緊張感の喪失—が出てくることになる。以後の政権は、東三省地方の治安維持や統治の安定をおろそかにし、対日関係においても摩擦を増やしていった。

張作霖にしても日本側にしても、王永江はその施策に不可欠の存在であり、できれば従属させたい存在でもあった。しかし、結局は両者とも従属させられなかった。いささか象徴的にいえば、彼を従属させえたのは地域社会だけであった。その地域社会にとっての張

作霖政権とは、初歩的にせよ社会に対する貢献度で価値を測りうる、該地域出身者による最初の地方政権だったのである。

注

(1) 例えば園田『張作霖』〈前掲〉、同『東三省の現勢』（奉天遠東事情研究会 1924年）、西村『中国近代東北地域史研究』〈前掲〉、謝碧珠「1920年代における東三省と日本—張作霖の対日態度を中心に—」（『お茶の水史学』第32号 1988年）、松重「張作霖による奉天省権力の掌握とその支持基盤」〈前掲〉、水野『東北軍閥政権の研究……』〈前掲〉、常城主編『張作霖』〈前掲〉、王鴻賓主編『張作霖和奉系軍閥』〈前掲〉、McCormack, G., op. cit., Suleski, R., Manchuria Under Chang Tso-lin, The University of Michigan, Ph. D., 1974. など。

(2) 松重充浩「張作霖による在地懸案解決策と吉林省督軍孟恩遠の駆逐」（横山英・曾田三郎編『中国の近代化と政治的統合』〈溪水社 1992年〉 所収）。

(3) 例えば園田氏は、「張作霖の大番頭として忠実に専ら理財の道のみ専念した」が、「その財政整理も無駄骨にすぎなかった」（『財政』 63頁）と評した。Suleski氏は張作霖に対する王永江の影響力を認めつつも（op. cit., p. 50）、日本人顧問団への従属性を強調している（p. 63）。またMcCormack氏は、「張という軍人よりも日本帝国主義者と同質の人物」（op. cit., p. 191）と結論している。

(4) 字は岷源、号は鉄龕。1872年、金州の富裕な雑貨店に生まれた。先祖は山東省登州府からの移民。少年期から奉天城で勉強し、袁金鎧と知り合った。1900年に金州庁学歳貢。修学後、金州で南金書院公学堂の創立・経営に携わる。以後の経歴は本文のとおり。王の伝記、研究としては以下のものがある。田辺種治郎編『東三省官紳録』（1924年）、田島富穂「王永江を語る」（満洲回顧集刊行会編『ああ満洲 国づくり産業開発者の手記』農

林出版 1965年)、安岡正篤「満洲近代の名相 王永江」(『政治家と実践哲学』 全国師友協会 1983年復刻版=1948年初版)、松重充浩「王永江の内外認識と東北統治理念—近代中国における地域主義<リージョナリズム>の一位相—」(曾田三郎編『中国近代化過程の指導者たち』<東方書店 1997年> 所収)、馮月庵・潤生「王永江」(『瀋陽文史資料選輯』 1983年第4期)、金毓黻「王永江別伝」<前掲>、魏福祥「王永江伝略」(『東北地方史研究』 1985年第2期)、Suleski, op. cit.。なお、Suleski 論文は土田哲夫氏の提供を受けた。記して謝意を表したい。

(5) とはいえ本稿にも限界はある。筆者もまた、序章で述べた理由から、日本側の豊富な史料に頼らざるをえない。日本側の偏見には充分注意するが、独自の調査に基づくものであれば記録者の主観が色濃く出ていても出さざるをえないことを、あらかじめお断りしておきたい。

(6) 字は潔珊。1870年生まれ。清末における活動・経歴については、第一章を参照のこと。その後、民国初期に参政院参政、張作霖が奉天省の実権を握った1916年にはその秘書長、19年に黒龍江督軍・孫烈臣の秘書長になったが、いずれも短期間で辞し、22年に北京政府が奉天省省長に任命した時にも応じず、大連に隠居した。しかし、東支鉄道理事や張作霖の顧問として隠然たる勢力を持っており(外務省情報部編『現代中華民国・満洲国人名鑑』 東亜同文会 1939年)、王永江・于冲漢(後述)とともに「文治派三巨頭」(本庄繁「満蒙問題解決ノ根本方策」 昭和6年10月24日 『本庄日記』 原書房 1989年 375頁)と称された。「九・一八」事変期の動向については、第四章を参照のこと。「満洲国」では参議府参議、尚書府大臣。同国崩壊後はソヴィエトに抑留されて病死した(江

夏由樹「旧奉天省遼陽の郷団指導者、袁金鎧について」<前掲> 794頁)とも、また崩壊以前の1944年に「瘵症」を病んで辞職し、46年3月に遼陽で亡くなった(王鴻賓・卞直甫『盛京軼聞』 吉林文史出版社 1988年 306頁)ともいう。

(7) 『盛京時報』 1918年4月19日 「奉省之財政現状」。該紙は1906年10月18日、日本人・中島真雄が創刊した漢字新聞。情報源は日本領事館と考えられ、信憑性は高い。新聞事情の詳細については、郁其文「近・現代瀋陽報紙簡介」(『瀋陽文史資料選輯』 1983年第4期)を参照。

(8) 園田『東三省の現勢』 272頁。

(9) 『盛京時報』 1917年7月6日 「王庁長整頓財政計画」。また園田『財政』 34頁には、この記事の翻訳と思われる部分がある。

(10) 『同上』 1917年10月18日 「各県税捐成績之比較」、「列州南税捐為三等收入」

(11) 『同上』 1919年10月14日 「王庁長整頓稅務弁法」。

(12) 園田『財政』 33頁。

(13) 余陽「王永江創弁奉天稅務講習所」(『東北地方史研究』 1989年第3期)。

(14) 大阪朝日新聞 明治44年7月10日 「趙総督の近政」。

(15) 1918年、アメリカはピットマン条例を公布して「国庫保有銀塊の売却」を行い、アメリカの敵と交戦中の外国政府を援助することを発表した。当時、第一次世界大戦を契機として世界的に銀供給が激減、銀需要が激増し、条例の影響は大きかった(西村『中国近代東北地域史研究』 153-154頁)。

(16) 通称「金票」。なお、銀建の横浜正金銀行券は「鈔票」と呼ばれた。

(17) 外務省保存記録 MT 1.7.1.5 R.206 1066-1069 大正6年10月26日 奉天満鉄公所。

(18) MT1.6.1.4 R.119 4545-4564 大正6年12月14日 関東都督府陸軍参謀部 諜第118号(秘)。

(19) 注(17)に同じ。

(20) 中国人民銀行総行参事室編『中華民国貨幣史資料 第1輯(1912-1927)』<以下、『貨幣史』> 上海人民出版社 1983年) 814頁。

(21) 三田了一「東三省銀行の合併と其の発行に係る大洋票」(『現代史資料32 満鉄2』みすず書房 1969年) 750-753頁。

(22) 園田『東三省の現勢』 114頁。

(23) 注(21)に同じ。

(24) 園田『財政』 71-88頁。

(25) 『日本外交……』<前掲> 大正11年第2冊 517頁 奉天・赤塚総領事より内田外相宛 「張作霖ハ塩税関税差押命令撤回方要請ヲ拒否シタル件」。

(26) 笠原十九司「五四運動期の北京政府財政の紊乱」(『宇都宮大学教育学部紀要第一部』 30号 1980年) 80-81頁。なお外国人顧問について、MT1.7.1.11 R.246 67-69大正2年5月13日 公第58号 「奉天塩務稽核造報分所ニ関スル調査報告ノ件」によれば、該分所にはアメリカ人顧問 Palmer が招聘されたという。また同76-80 同年6月7日 特命全権公使・伊集院彦吉 機密第197号 「奉天塩務稽核造報分所ニ備聘ノ米国人ヲ日本人ト取換方交渉ニ関スル件」によれば、日本側は塩税管理に強い意欲を持っていたが、それに成功した形跡はない。

152

(27) 注(18)に同じ。[]内は筆者補足。

(28) 「東三省金融整理委員会報告書(訳文)」(『満鉄調査月報』第13巻第2号 1933年) 193頁。

(29) 紙幣の価値変動については、本稿末尾表Cを参照。

(30) 安富歩「『満洲国』経済開発と国内資金流動」(山本有造編『『満洲国』の研究』<前掲>) 241頁によると、「1920年代の満洲の貿易収支は、大豆輸出によって対日本出超、生活物資の移入によって対中国関内入超という状態を続けていた。このため満洲は過剰な日本円資金を上海銀資金に転換して対関内の赤字を決済する必要に常時迫られた」と、奉天票を含む中国側の銀建紙幣事情が説明されている。但し、対日貿易への依存だけで匯兌券創出を説明できるかどうか、疑問が残る。最近安富氏は、著書『『満洲国』の金融』(創文社 1997年) 31頁において、張作霖政権における匯兌券発行の政治性について言及しているが、この言及にももう少し史料的根拠が必要であろう。

(31) 中国人民銀行総行参事室編『貨幣史』 824頁。

(32) 『同上書』 827-828頁。

(33) 海放・張偉ほか「近代奉天的官帖与私帖」(『東北地方史研究』 1986年第1期) 16-22頁。

(34) MT1.6.1.4 R.140 3637-3651 大正11年5月8日 筆者不明 第1919号 「奉軍出動ニ関スル日支官民ノ感想並ニ経済界ニ及ボス影響状況ノ件」(関東隊報)。引用文中、()内も原文通り。

(35) MT1.6.1.4 R.141 4149-4152 大正11年5月15日 関東庁警察局 関機高収第6522

153

号ノ1。

- (36) 園田『財政』 43頁。
- (37) 中国人民銀行総行参事室『貨幣史』 838-839 頁。原典は『銀行月刊』<北京>第5 卷第1 号 1925年1 月25日。
- (38) 「保境安民」の意味するところについては次節参照のこと。
- (39) 表C参照。
- (40) 新京総領事館『旧政権時代ノ……財政状態』 10頁。
- (41) 次節の第三項参照。
- (42) 『日本外交……』 大正15年第2 卷上 617-618 頁 8 月3 日 奉天・吉田総領事より幣原外相宛 第223 号 「奉天票ノ暴落ニヨル經濟ノ混乱ニ関スル件」。もっとも、吉田は王の行政手腕を高く評価しており（後述）、その点は考慮しなければなるまい。例えば黄曾元「張作霖統治東北時代奉天政治叢談」（『吉林文史資料選輯』 1984年第4 期）のように、奉天票の価値安定を王の業績として評価しない立場もある。また当時の「人心」「民意」「輿論」といった用語には、若干の注意を要する（後述）。
- (43) 西村「張学良政権下の幣制改革……」<前掲>。
- (44) この語の定義についてはここでは、①義和団以降、各種公的政治団体（商会、諮議局など）を通じて地方政治に参入してきた層で、②辛亥革命の混乱を乗り切ったなお張作霖政権に直接影響を及ぼせる、何等かの媒体を持っている上層の者たち、という政治的定義を強調しておく。
- (45) MT1. 6. 1. 4 R. 141 4532-4534 大正11年5 月25日 関東庁警務局 臨時報第248 号

154

(秘) 「王永江ノ訓示」（関東軍参謀部報）。

- (46) 『盛京時報』 1922年5 月31日 「王代長対報界之談話」。
- (47) 塚本元「中国における国家建設の一側面—湖南 1919-1921 年—」（『国家学会雑誌』 第100 卷第9, 10号 1987年→のち同『中国における国家建設の試み—湖南1919-1921 年』 東京大学出版会 1994年） 133 頁（『同上書』164 頁）。
- (48) MT1. 6. 1. 4 R. 122 7294-7296 大正11年6 月8 日 関東庁警務局 関機高収第7505ノ1 臨時報第314 号 「東三省各界代表会議ト其結果」。
- (49) 『盛京時報』 1923年3 月1 日 「奉天派之新旧人物（四） 王永江与楊宇霆（下）」。
- (50) 『現代史資料31 満鉄1』 234 頁 大正12年7 月23日 庶調情第375 号（奉天特報）秘 「奉天派の対時局会議」。
- (51) 陸軍省『密大日記』（防衛庁防衛研究所所蔵） 大正13年第5 冊 情報（支那）「支那国際管理研究」（大正12年9 月10日）。
- (52) 大野三徳「国民革命期にみる江浙地域の軍閥支配—軍閥孫伝芳と「大上海計画」—」（『名古屋大学東洋史研究報告』 第6 号 1980年）。
- (53) 『現代史資料32 満鉄2』 269 頁 大正13年4 月26日 第5 号 秘（奉天特務機関報） 「徐樹錚の談」。
- (54) 『盛京時報』 1916年8 月5 日 「張軍長對於軍民分治之反对観」。
- (55) MT1. 6. 1. 4 R. 122 7361 大正11年6 月23日 関東庁警務局 関機高収第8308号ノ1 臨時報第374 号 「東三省国民促成統一会成立」。

155

- (56) 『盛京時報』 1922年10月25日 「省長頒布自治区村制」。
- (57) 王鴻賓主編『張作霖和奉系……』 24頁。
- (58) MT1.6.1.4. R.122 7780-7781 大正11年10月25日 中山・関東庁警務局長より埴原外務次官ほか宛 関機高収第15100号ノ1 (秘)。
- (59) 張守真『清季東三省の鐵路開放政策(1905-1911)』(復文図書出版社 1990年) 105-120頁。
- (60) 吉林社会科学院編『滿鉄史資料』第2巻路權篇 第3分冊(中華書局 1979年) 72-746頁。なお、張学良政權期を中心とする東三省の自弁鉄道問題を扱った、尾形洋一「東北交通委員会と所謂「滿鉄包囲鉄道網計画」」(『史学雑誌』 第86編第8号 1977年) もあわせて参照。
- (61) 羽佐 ほか修『奉天通志』<前掲> 卷152 教育四 近代上/王振乾・丘琴ら編『東北大学史稿』(東北師範大学出版 1988年)/「流亡の大学一九・一八以後一」(『中国』 第59号 1968年) など。
- (62) 同上。
- (63) 西村成雄『現代アジアの肖像3……』<前掲> 161頁。
- (64) 『大阪朝日新聞』 大正13年2月16日 「関東租借地の司法権 支那側の回収要求」
- (65) MT1.1.2.92 R.24 334-336 大正13年3月1日 船津より松井宛 第61号。
- (66) 同上 321-323 奉天情報第134号(極秘) 「安奉線回収熱抬頭」。
- (67) 注(65)に同じ。
- (68) 園田一亀『東三省の政治と外交』(盛京時報社 1925年) 120-121頁。

- (69) MT1.7.3.97 R.275 462-468 大正14年5月1日 (滿鉄) 洮南公所長より庶務部長宛 洮発第94号。
- (70) MT1.6.1.4 R.124 9532 大正13年12月1日 船津より幣原宛 機密公第51号 「奉天省議會国是討論会組織ニ関スル件」。
- (71) 同上 9648-9649 大正14年1月10日 内山より幣原宛 機密公第8号 「奉天省議會委員選挙ニ関スル件」。
- (72) MT1.6.1.4 R.143 6242-6246 大正13年6月26日 関東庁警務局 関機高収第13463号ノ1 「奉天ニ於ケル軍政会議ノ内容」。
- (73) 郁「近・現代…報紙簡介」。
- (74) 羽佐 ほか修『奉天通志』 卷144 民治三 報館。
- (75) MT1.6.1.4 R.143 5996-5997 大正12年12月9日 船津より伊集院外相宛 第273号ノ1 「十二月八日王省長ノ小官ニ内話セル時局談」。
- (76) MT1.6.1.4 R.123 8651-8655 大正13年1月29日 船津より松井宛 機密公第20号 「東三省ノ内面事情ニ関スル王省長ノ談話報告ニ関スル件」。
- (77) 字は鄰葛。1885年、奉天(省)法庫庁(のち県)に生まれる。日本の陸軍士官学校を卒業し、1916年に張作霖の参謀長代理となった。1918年に軍費濫用の罪で免職となったが、1921年に東三省巡閱使署総参議として復帰。1922年、鎮威軍総参謀長。1925年、江蘇軍務督弁。1926年、安国軍総参謀長。1929年、張学良によって殺害された(外務省情報部編『現代中華民国……人名鑑』)。
- (78) 遼寧省档案馆編『奉系軍閥……彙編』四 159頁 1923年4月1日。

(79) 『同上書』五 356 頁 1926年春(月日不明) / 馮月庵ほか「王永江」 156 頁。

(80) 園田『張作霖』 424 頁。

(81) 園田『東三省の現勢』 33-34 頁。

(82) 注(69)に同じ。洮昂線交渉に当たった満鉄側の野村正によれば、王の「意中ノ人物」は政務庁長・王鏡寰であった(吉林社会科学院編『満鉄史資料』<前掲> 744 頁) 鏡寰は永江の「無二の腹心」(園田『東三省の現勢』 36頁)であった。ゆえに、王永江がいかに洮昂局長というポストを重視していたかがわかる。

(83) 陸軍省『密大日記』 大正15年第6冊 「郭松齡ト浦参謀ノ第一次(11月27日)会談ノ要旨(於昌黎)」。

(84) 『同上』 「12月10日郭松齡ト浦参謀トノ会談ノ要旨」。

(85) 筆者が主に参照したのは以下のもの。江口圭一「郭松齡事件と日本帝国主義」(『人文学報』 第17号 1967年)、白井勝美『日本と中国一大正時代一』(原書房 1972年)、林正和「郭松齡と一日本人一守田福松医師の手記『郭ヲ諫メテ』について一」(『駿台史学』 第37号 1975年)、土田哲夫「郭松齡事件と国民革命」(『近きに在りて』 第4号 1983年)、鈴木隆史「奉天軍閥と日本帝国主義」(同『日本帝国主義と満州 1900-1945』 上巻 塙書房 1992年)。

(86) 満鉄庶務部調査課『奉郭戦重要日誌』(1926年) 2 頁。

(87) 『日本外交……』 大正14年第2冊下 807 頁 11月27日 吉田より幣原宛(不明<206 ?>号 「東三省ノ治安維持方ニ関シ意見上申並ビニ我方ノ方針指示アリタキ件」

(88) 陸軍省『密大日記』 大正15年第6冊 「張郭戦に於ける支那軍隊に関する諸觀察

並本戦乱に関連する諸問題」。

(89) 注(87) 851 頁 12月6日 「王省長ノ調停依頼ニヨリ内山領事守田医師ヲ郭軍司令部ヘ急派ノ件」。

(90) 満鉄庶務部調査課『奉天票と東三省の金融』(1926年) 168 頁。通電は12月16日(後述)。

(91) 外務省保存記録 PVM <松本忠雄関係文書>12.55 R(P)37 22745-22747 大正14年12月13日 吉田より幣原宛 第245号 極秘。

(92) 満鉄庶務部調査課『奉郭戦……』 21-22 頁。

(93) 注(87) 898-899 頁 12月15日 幣原より吉田宛 「張郭両軍ノ決戦切迫ノ形勢ニ鑑ミ滿州駐劄軍補欠派兵決定ニ関シ我方ノ趣旨説明方訓令ノ件」。

(94) 同上 925-926 頁 12月19日 吉田より幣原宛 第271号 極秘 「奉天軍挽回ノ形勢ニ鑑ミ菊池、松井両軍事顧問処分暫時見合セアリタキ件」。

(95) この軍隊派遣が「大きな効力を発揮し、奉張を九死より蘇らせることとなった」(坂野良吉「国民革命の展開とワシントン体制の変質」 『東アジア世界の再編と民衆の意識』<1983年『歴史学研究』別冊>所収 166 頁)というのが定説になっている。

(96) 『盛京時報』 1925年12月23日 「各法団擬設保安会」。

(97) MT1.6.1.4 R.125 10158 大正15年1月8日 東方通信 奉天発 第8号。

(98) 佐々木康三郎編『奉天経済三十年史』(1940年) 166 頁。

(99) 園田『財政』 48頁。

(100) 陳裕光「王永江整頓奉省財政之前前後後」(『吉林文史資料選輯』 1983年第4期)

116 頁。

(101)魏福祥「王永江伝略」 18頁。

(102)陸軍省『密大日記』 大正15年第6冊 電報 人件 2月25日 松井少将より陸軍次官宛。

(103)1926年3月4日 「王岷源竟爾呈辞? 尚不無挽留希望、与個人談話」。この一文を見ると、王がいかに軍隊を自衛の手段に限定して考えていたかがわかる。

(104)字は雲章。1871年、奉天(省)遼陽州(のち県)生まれ。1897-1904年、渡日。高等商業学校附属外国語学校(1899年から東京外国語学校、現在の東京外国語大学)の中国語講師などを勤める。日露戦争で日本軍の通訳を勤めた後、第一章で述べた経歴を経て1912年に遼陽州知州、ついで1914年まで特派交渉員。1920-22年、国務院参議。1925-1927年、東省特別区行政長官(26年から東支鉄道督弁兼任)。1928年以降は鞍山鉄鉱振興公司など、日本との合弁事業での中国側総弁として、財界に重きをなした(外務省情報部編『現代中華民国……人名鑑』)。「九・一八」事変後の経歴については、第四章を参照のこと。

(105)MT1.6.1.4 R.125 10434-10439 大正15年3月9日 内山より幣原宛 機密公第169号 「王省長ノ辞職問題ニ関スル件」。

(106)同上 10465-10470 同年3月12日 内山より幣原宛 機密公第182号 「王省長ノ去就ニ関スル件」。

(107)『盛京時報』 1926年8月5日 「保境安民亦已晚矣……王岷源对于新聞記者团之談話」。

(108)注(106)に同じ。

(109)注(88)に同じ。

(110)張学良政権の性格については、西村『中国近代東北地域史研究』、同『現代アジアの肖像3……』、水野『東北軍閥……』のほか、尾形洋一「瀋陽における国権回収運動—遼寧省国民外交協会ノート—」(『社会科学討究』 第71号 1980年)、土田哲夫「南京政府期の国家統合……」<前掲>、同「1929年の中ソ紛争と「地方外交」」<前掲>などを参照。

第四章 「九・一八」事変直後における瀋陽の政治状況—奉天地方維持委員会を中心として—

はじめに

中国東北地方に居住する中国人とその社会⁽¹⁾にとって、「九・一八」事変はいかなる影響をもたらし、いかなる意味を持ったのであろうか。筆者はさきに張作霖政権について、「政権支持層を中心とする地域社会は政権に何を期待し政局運営にどう関わったか」という視点を一つの軸にして、「支配の論理と実際との間に生じる矛盾を通して地域社会にとっての政権の存在意義を考え」ようと試みた⁽²⁾。その折、王永江を「清末新政の改革の気運を継承し、「保境安民」という形で中国の中で東三省地域の自主性のあるべき姿を主張した地方官僚」として位置づけたが、同時に彼の果たしえなかった志向は、張学良政権と「満洲国」建国期の地方維持委員会各々に異なる形で継承されたという見通しも述べておいた⁽³⁾。本章では、前章と同様な視点と目標を設定して、この見通しを検証したいと思う。そうすることで、単に事変そのものを考察対象とするだけでなく、前史との関連という新たな分析視角を提供することにもなる。

「九・一八」事変についての研究は枚挙にいとまがない。その大半は、日本の対中国軍事・外交上の決定的転回点としてや、「満洲国」成立前史としてのとらえ方からなされたものであった。そのとらえ方は現在もなお有効であり、そこに残された課題もまだ多いと思われるが、筆者が冒頭に掲げたような問題意識とかみあえば更に発展するであろう。

最近、特に1990年代に入ってから、従来の「満洲」事変研究とは異なる関心から、一言

でまとめれば、「九・一八」に際して日本の占領下にとどまらざるをえなかった、中国人有力者の立場に考慮した研究⁽⁴⁾が出てきた。奉天（遼寧）地方維持委員会⁽⁵⁾が、焦点の一つになっているのが特徴と言えよう。ある程度研究が出そろった現在、地域と期間を限定して特にこの委員会について、集中的かつ具体的に再検討すべきであると、筆者は考えている。

そこで本章では、地域は張氏二代政権のいわば「首都」である瀋陽に、期間は事変勃発から約3箇月間に限定する。先行研究の成果を参考にしつつも、それらにおいてなお充分には明かにされてこなかった問題をここで要約してみる。まず、奉天地方維持委員会が必要とされるにいたった経緯と、委員会の位置づけをめぐる関東軍側と委員会側との対立・葛藤の過程である（第一節、必然的に事変の中国人社会への影響にも言及することになろう）。次に、委員会の有力メンバーである袁金鎧・于冲漢と、委員会解散と同時に奉天省長に就任した臧式毅の、3名の心境の変化や事変への関わり方を通じて明かになるであろう、中国人（有力者）個人にとっての事変の意味である（第二節）。

第一節 奉天地方維持委員会の成立から解散まで

関東軍は既に、「奉天市政に関しては占領地統治案として事変前佐藤主計正主任となりて研究⁽⁶⁾」済であった。しかし、日本人が多く居住し関東軍も良く状況を把握している満鉄附属地とは異なり、城内・商埠地では、「支那側警察力全然消滅ノ状態ニ在ル処我方現在ノ兵力ニテハ治安維持ニ充分ナルヲ得ス……日支双方民間有力者ニ依ル治安維持会ヲ組織セシメ我陸軍ノ監督ノ下ニ治安維持ニ当ラシムル⁽⁷⁾」という方針を立てざるを得なかった。

「不取敢瀋陽市商会所属商団（私設巡警）全員六百名……憲兵隊監督指揮ノ下ニ支那街ノ治安維持ニ当ラシ⁽⁸⁾」め、「各商店ノ門戸ヲ開カシムルコトナレリ」。同日（9月20日）、本庄繁・関東軍司令官の布告として、「軍ノ指導ニ基キ日支人ニ依⁽⁹⁾」る、城内と商埠地を範囲とする奉天市の臨時市政の施行が正式に表明され、市政業務は表面的には軍政の形をとらないで維持されることになった。土肥原賢二大佐が市長に就任した。

しかし、治安維持活動は「食糧欠乏ト給料不渡等ヲ理由ト」する商団の「同盟罷業」にあい、不調を極める。「食糧ハ糧秣廠ヲ没収シテ供給スル外給料ハ追テ適當ノ方法ヲ講シ支給方保証ヲ与フル条件ヲ以テ新ニ自衛団巡警ヲ募集セシメツツアルモ只今迄ノ処応募者ナシ⁽¹⁰⁾」という有様であった。市内の「食糧其他日用品ノ供給行ハレス市民ノ多数飲食物ハ欠乏シ……兵工廠ニ於テハ倉庫ニ保管中ノ白米等ヲ分配シ居ルモ今後ノ支給ニ不安アリ市中沸々食糧掠奪等アリ」。食糧については糧秣廠・兵工廠の他に「商會会カ軍部ノ意向ニ従ヒ……銀号ノ経営セル糧棧ノ貯蔵雜穀ヲモ一般物価ノ騰貴ヲ抑制スル方法トシテ販売スルコトニ決定シ⁽¹¹⁾」、実行もされている。だが、「人心未タ安定セサル為市民ノ他地方ニ避難スルモノ皇姑屯方面ニ殺到シ居レリ⁽¹²⁾」という事態は、関東軍がいかにも「武装監視兵ヲ配シ容疑者ニ対シ査問又ハ身体及携帯品ノ検査ヲナシ⁽¹³⁾」てもとどめようがなかった。商會会の補佐で何とか食糧確保は果たせても、それ以上の市民生活の復旧—治安維持や金融機関の回復等—は難しかった。そこで、奉天の名のある有力者を集めた統合的な治安維持組織の設立が、関東軍によって急がれる。

9月24日、本庄司令官の委嘱により袁金鎧（東北政務委員会委員長）、于冲漢（前東三省官銀号総弁）、李友蘭（前本溪湖煤鉄公司総弁）、祁彦樹（前奉天教育庁長）、張成箕

(前奉天省議会議長)、張煥相(前東省特別区行政長官)、⁽¹⁴⁾朝璽(前北南、遼寧鎮守使)孫祖昌(奉天紡紗庁長)、金梁(前奉天政務庁長)をメンバーとする奉天地方維持委員会(以下、維持委と略称)が、発足した⁽¹⁴⁾(但し、于冲漢はこの時まだ大連で病氣療養中であつた—後述—)。関東軍は「支那人有力者カ自発的ニ右委員会ヲ組織セル形⁽¹⁵⁾」に固執した。

一方、本庄司令官が23日夜、北平の張学良に特使を派遣し、帰奉を勧告したと報道され⁽¹⁶⁾。関東軍司令部は「事実全く無根なり⁽¹⁷⁾」と発表した⁽¹⁷⁾が、遼寧省各商会代表大会(奉天商工総会)は25日会議を開き、張家の長年の搾取的支配を糾弾し、張の帰還に反対する旨を本庄に伝えた⁽¹⁸⁾。張学良と日本側の提携による支配という方針は、この時点で崩れた。

そうなると、張学良を欠く政治状況での維持委の役割が問題となってくる。維持委は25日、「金融その他を常態に復し自衛警察を設置し地方の秩序を回復するために治安維持を担当する、以上の事宜に関しては地方維持委員会において処理する……」という布告を出した⁽¹⁹⁾。また、市長の土肥原は次のように語っている。「今回奉天城治安維持ノ為組織セラレタル地方維持会ヲ指導シテ漸次行政ノ中心機関タラシメ市長モ追テ其公選ニ依リ相当ノ支那人ヲ任命セシムル予定ナルト共ニ現ニ我憲兵隊ノ指導下ニ在ル自衛団モ近ク右治安維持会ニ引継キ保安隊ノ名称ニ統一シ……今日迄ニ其用トシテ小銃一千挺ヲ交付セリ⁽²⁰⁾」。維持委の布告は、秩序回復のための治安維持組織であり、主導権は自身にあることを内外にむかって表明したものであった。しかし、土肥原には早くも、維持委を日本側の指導下で徐々に「行政ノ中心機関」に改める構想があつたこと、治安維持についても、小銃で武装した「憲兵隊ノ指導下」の自衛団を投入している点が注目される。以後、維持委と関東軍は主導権とその後の統治方針をめぐる対立し、それはしばしば表沙汰になつた。

維持委の実際の活動状況については、史料が少なく不明の点が多い。その中で、次のような記事は貴重である。

……治安維持は主として前奉天交渉署長⁽²¹⁾佟兆元氏、金融方面は元東三省聯合会長張成箕氏、糧食方面は⁽²¹⁾朝璽氏等これに当つてゐる、右に關し金[梁—引用者補足、以下同じ]委員は語る

地方維持会は市政公署が時局收拾のため懸命の努力をされてゐるのを傍觀するに忍びず、奉天城内外民衆の意志に基き自発的に成立せるものである、従つて市政公署とは別個の機関である、事務の進行は勿論、市政公署に交渉して計つてゐるが先づ第一に治安維持の問題に就き万全を期してゐる、即ち奉天城内外は日本の憲兵並支那の自衛団によつて保れてゐるが土匪並に敗残兵のため悩まされつつある地方農民の保護は是非我々の手で行はねばならぬ、この為目下地方警備組織の計画中である、…(中略)…糧食方面は⁽²¹⁾委員主となつて主に慈善団体と協力して着々事務を進めてゐる⁽²¹⁾

まず、この記事からは維持委内の役割分担がわかる。⁽²¹⁾佟兆元は会発足当時には名が無かつたから、途中から委嘱されたのであろうが、その時期は不明である。次に金梁委員の談話として、維持委の自発性と主体性が強調される。さらに、治安維持については当初の目的であつた奉天市内の秩序がほぼ回復されたこと、「地方農民の保護」が新たな課題になつてゐることが明かにされる。

実際、維持委は各県政府に該地方の状況を報告するよう依頼する文書を出しており、少なくとも清原・通化・遼陽・遼中・瀋陽・海城各県からの報告を受けてゐる。⁽²²⁾日本人・韓

国人居住民の多い清原・通化・遼陽各県では、その保護を口実に軍事行動を起こそうとする日本側への対応に苦慮している。その他の県では、秩序の崩壊に乗じた「匪」の討伐を最大の課題に掲げている。

維持委に期待される役割は大きくなる一方であった。同時期、新国家建設をめぐって維持委の関与も取り沙汰されるようになる。

満洲独立建設計画は……少くともその数は五種を下らない、…(中略)…そのうち最も有力にして最も可能性あるものは既報の袁金鎧氏らを中心とする地方維持委員会および東北四省〔遼寧・吉林・黒龍江・熱河〕の有力者を網羅せる「民意調査委員会」を中心とするものであって同計画は

- 一、満洲を独立国とすること
- 二、満洲に満漢蒙古族を打って一丸とする共和国を建設すること
- 三、国号を「中和」とすること

を計画の骨子とし、既に憲法の起草もほぼ完了した、なほ右民意調査会は地方維持委員会とは別系統のものであるが委員には地方維持委員会の委員が多数加はつてゐる⁽²³⁾

塚本清治・関東長官の報告によれば、「東北新政府」の形式・首脳について、「……帝政トスルカ乃至ハ共和政体トスルカニ付数日来関係者〔袁金鎧ら〕協議中ナルカー昨三十日迄ノ協議ニ於テハ殆ト共和政体ヲ採用スルコトニ意見略々一致シ同意見ヲ基礎トシテ一旦憲法ヲ起草シタルカ其後俄カニ帝制ヲ布ク事カ現在ニ於ケル時局收拾上最も合法有利ナリトノ意見有カトナリ既ニ起草シタル憲法草案ヲ改訂スルノ必要生シ本月五日其審議ニ着手スル筈ナリト」。趙欣伯によれば、草案の骨子としては帝制の採用の他、「事実上日本

ト相提携スルモ表面上ハ飽迄国家トシテノ形体ヲ維持スルコト」と「議會政治ヲ採ルモ一切政党ヲ認メス」という点が盛り込まれたが、未確定であるという⁽²⁴⁾

再び『朝日新聞(大阪)』9月28日夕刊の記事に戻ろう。文中に出てくる維持委・民意調査会の他にも、当時の奉天には例えば「東北紳民時局解決方策討論会」、「遼寧四民臨時維持会」といった有力者団体があった。前者は張氏2代の政権を「軍閥暴政の下に困むこと已經に十数年」と表現し、日本の進軍によりそれが一掃されたことを歓迎し、「ただに張学良と関わりを有するの錦州政府に対して死を誓って否認するのみならず、即ち軍閥の禍首・蒋介石等の声明・蠢動に対しても亦絶対に反対⁽²⁵⁾」という立場を明かにしていた。後者は維持委の委員でもある⁽²⁶⁾朝璽一袁金鎧との不仲が伝えられていた⁽²⁶⁾が会長を務め、「貧民婦孺の生活に対して並びに粥廠を籌して以て目前の饑饉を救済し、其れ軍政等の事に関しては本会は概ね涉及せず⁽²⁷⁾」と表明していた(朝璽は維持委内でも、「慈善団体と協力して」食糧問題を担当していたことを想起されたい)。

いずれも維持委に比べれば、政治力は大きくない団体ではある。しかしそれぞれ旗幟を鮮明にしているだけに、維持委も曖昧な態度はとりにくい状況に置かれつつあった。両者ともに、維持委への何らかの不満や批判を含んでいることも明かであった。維持委は関東軍だけでなく他の有力者団体に対しても、今後の方針をうちたてる必要が生じたのである。

10月2日、関東軍参謀最高会議が開かれ、「満蒙問題解決案」が審議された。7点の要領の内、特に第3点「奉天城内ニ於テハ軍閥政治ニ反対スル各種ノ運動ヲナスハ固ヨリ可ナルモ軍ノ占領内政権ヲ奉天ニ樹立スルコトハ斷シテ之ヲ許スヘカラス⁽²⁸⁾」が注目される。関東軍もまた、自身の目の届かないところで情勢が変化していくことを恐れていた。そこ

で、最有力の団体である維持委に対する締め付けを前にも増して強くしていくこととなる。

同日、土肥原は維持委の丁鑑修を呼び出して、「速ニ財政実業両庁ヲ開ク様勧告」した。

しかし、丁は「事重大ナレハ篤ト幹部ト協議ノ上何分ノ回答ヲ為スヘシトテ引取」った。⁽²⁹⁾

15日になっても、袁金鎧は「官銀号及辺業銀行ノ開業並瀋海鐵路ノ開通ニ関聯シ成ルヘク速ニ地方維持会管理ノ下ニ財政庁ヲ開キタキ希望ナルモ庁長ニ適任者ナキ為行惱ミ居レル」⁽³⁰⁾

と語っている。つまり、勧告から10日以上経っても実現していないのである。

袁は、一方では新政権構想に参画しながら、他方では維持委自体の組織拡大に抵抗していた。維持委の性格を飽くまでも臨時的なものにとどめ、中国人側の行政の一種の“牙城”たらしめようとする袁と、維持委の機能をなくし、的に大きくして介入の度合いを強めようとする関東軍とは、衝突を繰り返すこととなる。

12日、関東軍は省政・市政の分割問題を協議した。市政については「治政漸く挙りしを以て此際市長を支那人と換へ人心を一新するの要あるを痛感し課長会議にて審議す。本件は概ね同意にして若干の準備を行ひ発表すること」になった。しかし、省政については、「市政と分離し間接税等の収受を主目的とするもの」という点では意見の一致を見たものの、具体案では次の三説に分かれた。

1案○治安維持会をして財政庁、実業庁の業務を執らず、奉天省には飽迄政権の存在を許さず。

2案○軍司令官を以て省長の業務を行ふ。

3案○仮の省政府事務取扱所を暫定す。⁽³¹⁾

1案は今までの経緯から推して、土肥原の案であろう。2案は、形式的にせよ市長に中

国人を据えるかわりに、関東軍の省政介入を露骨に推進しようという意図が明かである。

3案は2案ほど露骨ではないが、市政と省政の境界が曖昧になっている現状への不満がうかがえる。そして、日誌の著者・片倉衷は「現今の治安維持会にては政治運動を助成する結果となる」という強い危機感を記している。関東軍の中では、維持委自身がどう主張しようと、少なくとも省政レベルの機関としてその位置づけが論議されていた。しかし、この日には結論を出せなかった。

15日の関東軍参謀級の会議でも、省政・市政問題が議題に挙がった。市政については12日の結論に加えて、「市長以下を支那人とし之に顧問を配する」ことで意見が一致した。しかし、省政についてはまたもや意見が分かれた。石原、片倉両参謀は上述の3案的な意見を出し、土肥原大佐は維持委の存続を希望、「板垣参謀は軍の根本策として省政府を是認せざるを以て之に類似の名称を避くべしとなし」、竹下参謀は石原・片倉案と土肥原案の中間的な立場をとった。結局、議論の根幹は、中国人を政治の中枢にどの程度関与させるか、関東軍の主導権をどの程度顕在化させるか、そのバランスのとり方にあったと言えよう。ただ15日の会議では、かねてより土肥原が進めていた方針を受け入れる形で、1案が採用された。⁽³²⁾19日、財政庁（長・翁恩裕）が、21日に実業庁（長・高毓衡）と法院（長・趙欣伯）が開設された。⁽³³⁾

11月に入ると、維持委の省政府化にはいっそう拍車がかかった。袁金鎧は、「世間ノ思惑ト自己ノ立場ニ顧ミ決心鈍リ居リタルモ軍部ヨリ矢ノ催促ヲ受ケ此ノ上躊躇スル能ハサル破目ニ陥リ昨今各委員ト協議ノ結果追テ新政権成立ニ至ル迄ノ応急弁法トシテ地方維持会ノ名ニ於テ省政府ノ職務ヲ代行スルコト」⁽³⁴⁾を余儀なくされる。5日づけで維持委から布

告が出された。奉天総領事林久治郎は次のように要約している。

事変以来政權停断シタルヲ以テ本会出テテ治安ヲ維持セルモ既往並ニ将来ヲ管セサル
コト既ニ声明セル通りナリ然ルニ今又此過渡期間ニ当リ全省ノ政令ヲシテ旧ニ照シ施
行シ以テ人心ヲ安ンシ法規ヲ尊重セシムル為一時政權ヲ代行スルコトトナレリ……⁽³⁵⁾

この布告の内容をめぐっても、維持委と関東軍側との間には葛藤があった。「軍司令部
ニ於テハ右布告中ニ張学良ノ旧政權及国民政府トノ關係ヲ断絶スル旨ヲ追加記入スル様命
令シタル為維持会ニ於テハ一時布告ノ発表ヲ見合せ更ニ各委員ニ財政厅长実業厅长官銀号
総弁等ヲ加ヘ討論審議中ナルカ学良トノ關係断絶ヲ明記スルコトハ別段差支ヘナキモ満州
事件カ内外ノ大問題トナリ居ル今日地方維持会カ国民政府トノ關係断絶ヲ声明スルカ如キ
ハ關係者一同ニ於テ国民ヨリ売国奴ノ譏リヲ免レストノ議論」が多かった。⁽³⁶⁾

国民政府との關係断絶を声明すれば、当然中華民国から分離・独立する意思の表明と見
られてしまう。維持委のメンバー達にとっては、それだけは避けたい事態であった。布告
に書かれた「旧ニ照シ」法を施行するという文言は民国のそれを遵守するという決意表明
に他ならない。

しかし6日夜、「金井顧問等地方維持会の首脳及板垣、竹下参謀は袁を軍司令部に召喚
し先づ金井顧問佈告文を發すべきを説得し遂に同意せしめ」た。片倉によれば、「<袁金
鎧軍司令部に召致せらるるや身命の危険を感じ戦々兢兢たり。ノ容易に地方維持会に依る
独立宣言を書する能はず、軍に於ても已むなくば之を軟禁すべく所要の手配を整へたり>⁽³⁷⁾
という、脅迫に近い形で布告文に関東軍の要求する文言を入れるよう、袁に強制した。

「七日朝地方維持委員会ハ幹部會議ヲ開キ軍側ノ要求通」に字句を追加し、8日発表の手

筈を整えた。⁽³⁸⁾

12月13日、事変直後から軟禁されていた臧式毅が釈放された。15日、「在奉全市紳商農
工各界代表約四百名商工總會ニ会合シ臧式毅ヲ公選シテ省長ト為シ正式省政府ヲ組織セシ
ムルト同時ニ地方維持委員会ニ対スル自發的解散勸告状ヲ決議シ袁金鎧ノ諒解ヲ求メ」た
後、袁金鎧ら数名が臧式毅を訪問して同意を得、省長就任式が行われ、そして翌日に維持
委委員は辞表を提出した。⁽³⁹⁾ 関東軍側は、ここでも中国人側の自発性を演出した。

第二節 中国側要人の関与と心境

張氏政權の下でキャリアを積み、相応の政治的影響力を持っていた人々は、事変の勃発
・張学良の不在・関東軍による占領といった、一連の危機的事態にどう対処し考えたのか。
それを明かにしなくては、現地社会にとっての「九・一八」を位置付けられないであろう。
考察の対象として、筆者は袁金鎧・于冲漢・臧式毅の3名を選びたい。⁽⁴⁰⁾ ⁽⁴¹⁾

袁・于両名は清末から政界で活躍し、張作霖政權下では代理奉天省長兼財政厅长・王永
江とともに文治派三巨頭と称された、奉天きっての大物である。ただし、袁は張作霖政權
のごく初期から、于も張学良政權期から、実務に携わる官僚ではなくなった。つまり、名
誉職的な肩書きを与えられ、あるいは経済界に君臨しつつ、政治顧問のような立場で政權
中枢部に対して影響力を保ち続けていた。そこが、王永江と大きく異なる点である。なお、
臧式毅は張学良政權下で遼寧省主席を務め、後述のような状況を経て、人民共和国成立後、
それを「筆供」に記している。

第一項 袁金鎧

袁は、9月24日に維持委が発足するとその委員長に就任し、28日には私邸内に維持委の事務所を開いている⁽⁴²⁾。しかし、彼は関東軍側にとって必ずしも協力的な人物ではなかった。初めのうちは「東北ハ中国ノ内争ニ引込マルルコトヲ避クル為国民政府ト分離シ民政ヲ行ヒタキ考」であり、そのために「出来ル限り斡旋ハ」したいが「自ラ其局ニ当ルコトハ適任ニアラス」、かつ「宣統帝ノ復辟」には「個人的感情トシテハ賛成ナルモ事態ハ之ヲ許サスト思考ス⁽⁴³⁾」と述べる程度であった。だが、次第に「自分（袁）ハ地方紳士トシテノ発言及斡旋ハ辞セサルモ日本軍ノ主張ヲ行フ意向ヲ有セス……地方維持会ハ無政府状態ノ現状ヲ暫定的ニ安定セシムル過渡的弁法ニ過キサレハ此ノ意味ニテ自分モ之ニ関係シ居ルノミ」と、関東軍に対して批判的な態度をとり、維持委は関東軍とは一線を画した組織であることを主張するようになった。時局の收拾についても「張学良ヲ第一適任者トシ張作相ニ臧式殺之ニ次ク⁽⁴⁴⁾」と、はっきりと張学良支持の姿勢を打ち出している。

当時、袁らは関東軍に阿諛追従する売国奴として厳しい批判を受けていた⁽⁴⁵⁾。中には「誅戮」の脅しをかけるものもあり、袁は一時「全ク進退ニ窮シ……辞意ヲ洩シ⁽⁴⁶⁾」たという。脅しとまでいかなくとも維持委を廃止せよという声は、袁にも届いていた⁽⁴⁷⁾。また、袁が張学良と連絡をとりあっているということは公然の秘密と化していた⁽⁴⁸⁾。関東軍との摩擦はある程度覚悟した上での、中国人としての身の処し方が袁に求められていたといっても過言ではあるまい。

彼は、『満洲日報』のインタビューに答えて、自治政府を組織する意思はないこと・錦州の張学良亡命政権の「手の届かないところ」を代行するつもりであること・維持委は

「吉林省政府や黒龍江省政府とは全然関係しない積り⁽⁴⁹⁾」であることなどを明かにしている。しかし、圧倒的な関東軍の実力を知る彼は、所謂“抗日”へ転ずることはなかった。袁はこれとは別に、以下のように自分の心情を吐露している。

……自分は張家が保境安民主義をとり、東北に文治政治を布かんことを勧告したが遂にその目的を達しなかった、……従つて東北に軍閥的ならざる新政権を樹立しなければならぬ……国内に戦争が起ればその時は日本をたよればよい、要するに東北は軍隊と、これを養ふための誅求から解放されなければならない、軍隊をなくしたあとの治安は警察隊と公安隊に委せればよい、軍隊の解散によつて生ずる財政的余裕はこれを鉄道網の完成と、産業の開発に利用したい、かうなれば……満鉄平行線問題⁽⁵⁰⁾などもなくなつてしまふ……

日本人に宛てた書簡という性格上、張親子を必要以上に非難しているのはやむをえない。張氏政権には距離を保って接してきた袁であるが、清末以来奉天官界を代表する人物としての自覚・張氏政権を通じてもお解決しえなかった東北地方の歴史的課題—財政に負担をかけない治安維持と、日本と敵対しないで行える規模の鉄道網の完成・産業の開発—に対する認識を、ここではにじませている。

袁金鎧の苦悩は、以上の相反する心情に発していた。関東軍の介入を退け、中国人の批判に応じて維持委の独自性を守ろうとすれば、却つて関東軍の態度が強硬となり、彼の念願である東北地方の平穩は崩れ、経済的發展の道も閉ざされかねない。彼は、日本側の介入を必要最低限度に止めようとした点で、1920年代の王永江に似通うものを持っていた。しかし状況の違いがあつて、来るべき関内進出の日に向けての基盤整備という展望は、既

に袁からは失われている。それは、中国の一部としての東北という意識の喪失でもあったと言えよう。

維持委の省政府への移行が、徐々に具体化していた10月22日、袁は林総領事を訪問して心中を明かしている。まず、維持委の委員長になった経緯について、「臧式毅ト共ニ治安恢復ニ関シ協議中偶々臧ハ日本軍ノ為ニ軟禁セラレ……当時自分ハ大連又ハ北平方面ニ避難センカト考ヘタルモ自分カ去ルニ於テハ閱歴ニ於テ中心トナルヘキ人物ナク……全ク犠牲的精神ニ於テ日本軍部ニ推サレテ」就任したと語る。維持委の具体的な仕事の一つとして、「金融維持ノ為官銀号及辺業銀行開店ノ急務ヲ認メ軍部ニ請願」するということがあったが、「幸ニ許可セラレタルモ右ニ対シ忍フヘカラサル条件特ニ多数ノ日本人顧問及諮議ノ参加ヲ強ヒラレタ」。更に関東軍の要求は、財政・実業・民政・教育各庁の復活や遼寧省内各県の自治政府への改変、「東北四省及河北省ニ関係アル交通委員会ノ組織」設立にまで及んだ。「自分トシテハ出来得ル限りハ日本軍ノ為ニ努力スヘキモ出来得サルコトハ之ヲ拒絶スルノ外ナシ」と結んでいる。話を聴いた林は、「本電軍部ニ対シ極秘取扱方特ニ御配慮ヲ請フ」と特記し、また個人的に、袁は「度協議ノ結果大勢上新政府ノ命令ニ服従スルモ精神的ニハ依然中央政府ニ信頼シ国際連盟ノ採決ト形勢ノ推移ヲ静待スル事ト為レル趣ナリ」⁽⁵¹⁾、と述べている。

維持委解散後の袁は、全くの名誉職にまつりあげられ、隠然たる発言力さえ失ってしまう。文治派三巨頭の一人として、東北地方の政治方針に影響力を保ち続けてきた袁の政治生命は、維持委での活動を最後にして事実上終わったのである。

第二項 于冲漢⁽⁵²⁾

事変前、大連で病氣療養中であつた于は、9月27日に関東軍の「推挙」を受けて維持委のメンバーに加えられ、遼陽の本邸に帰り、11月3日に奉天に出た。すぐに彼は本庄に面会し、自分の意見を披露している。11月上旬といえ、前述のように維持委の省政府化をめぐって、関東軍と維持委との間に確執があつた時期である。そのような中で、于の立場は極めて微妙なものであつた。

6日、于は次のように語つた。

地方維持会政權代行ノ布告ニ関シ学良トノ関係断絶ヲ記入スルコトハ差支ナキモ国民政府トノ関係断絶声明ノ件ハ地方維持会トシテ最苦痛トスル処ナルノミナラス日本側ニ於テモ此際無理押シニ内政ニ干渉シテ満州ヲ中央ヨリ独立セシムルカ如キハ国際連盟ニ対シテモ不利益ナルヤニ察セラルルヲ以テ何レ自分ハ此点ニ関シ本庄司令官ヲ訪問意見ヲ述フル筈……⁽⁵³⁾

于もまた袁金鎧と同様に、関東軍の政治への介入に抵抗感を抱いていた。しかしこの談話の後、于が本庄を説得した形跡は史料からは見出だせない。彼にとっては、関東軍が東北全域を掌握しつつあるという厳然たる事実こそが今後の方針を考える上での大前提であり、日本側とどう折り合いをつけていくかが重要課題になっていた。于は、袁ら親張学良派の維持委のメンバーとは一線を画している。新聞報道では、省政府の復活を断固拒否する袁と、省政府の復活を射程に入れた上で維持委の今後を考えようとする于との、意見の不一致が見られる。⁽⁵⁴⁾

袁が省政府化に抵抗する背景には、張学良の巻き返しに対する強い期待があつた。しか

し、于は袁に同調しなかった。于は、日本が今後国際的に孤立するかもしれないという危険性まで考えた上で（そして事実、日本は于の危惧した通りの道を歩むことになるが）、日本側との妥協に転じていく。

1932年1月13日付けで記録されている于の政見からは、もはや関東軍に対する批判を読み取ることは困難である。以下、適宜要約をまじえながら、順を追って内容を見ることにしよう。

① 「絶対保境安民主義」

于はそれを「王道主義」とも言い換えている。そして、元来資源に恵まれている東北が、張氏2代の政権（特に張作霖）に搾取されて発展から取り残されたことを糾弾している。彼はここで、明かに王永江の保境安民主義を意識している。「……財政通の王永江氏の手腕に由りて極力財政整理を行つた結果五千万と云ふ巨額の剰余金を得如何なる条件の下にも之には手を付け得ぬ方法を取りて官銀号に預入れ年五歩の利息を取つて省財政の基礎を固め行々は悪税廃止産業開発の資金に充当せんとて大に努力」したにも拘らず、絶え間ない軍備拡張と内戦の為にそれは報われなかった、と。そしてこうした悪政を繰り返さないためには、「徹底徹尾旧学良政権及南京政府との関係を断絶することが絶対必要である⁽⁵⁵⁾」
というのである。

王永江は、第1次奉直戦争に敗北した張作霖に対して、東三省の外へ膨張しようとする軍事力を抑止し、それによって財政的負担を軽減する目的で「保境安民」策を説いた。⁽⁵⁶⁾張に策の正当性をどうにか納得させたのは、北京政府に「中央」としての権威が取り戻され

るまでの一時撤退と地域振興という要素が、王の説く保境安民策にあったためでもある。于冲漢が自説にわざわざ「絶対」の二字を付け加えた真の意図は不明だが、王の保境安民策の相対性と比べる時、用語は同じでも保境安民の内容や背景は異なっている。さきに筆者は、袁金鎧が来るべき関内進出の日への展望を失っていたと指摘したが、そのことは于にもあてはまるのである。しかし、袁にとっては維持委の臨時性を保つことが関東軍への1つの抗議であり、張学良政権や南京国民政府との関係を続ける有効な方策でもあったが、于においてはもはや張政権や国民政府との連繋は、意味をもたないものと化している。

② 民心の收攬と民力の培養

この項目は、③以下の項目の前提となるべき理念を述べた部分として理解できる。「民意を基調とする善政主義」をスローガンに、税制や「貨幣制度」の改革・「宗教、教育の刷新普及」などが列挙されている。これらは、1920年代に王永江が追求した地方行財政の自立を達成する上での基本的な事項であるのみならず、実は清末新政期からの課題の継承でもある。日本の東北地方占領という事態を迎えてもなお、于冲漢が東北地方の歴史的課題を強く意識し続けたのは注目すべき点である。政治の転変の中でも不変であり続けた中国人有力者の認識が、一部とはいえ、「満洲国」建国へ至る日本の中国人社会に対する支配の始まりに当たって、明示されたことになるからである。それは敢えて言えば、日本側からの強制だけではない、もっと中国人社会の深層的な部分一強力で万全の支配体制を維持しつつも、地域社会の利益を最優先する柔軟性を失わない為政者を希求する社会心理、とでもいうべきもの一が于冲漢によって代弁されたことにもなる。

③ 俸給令の改正と慰労金規定

④ 審計院制度の創設

官吏の汚職の根底には、極端な薄給があるというのが于冲漢の理解である。于の提言を要約すれば、官吏の厚遇と会計検査院（審計院）の設置がうまくかみあって、はじめて行政が効率良く機能する、ということになる。

1910年代後半から20年代における王永江の財政改革にも拘らず、于冲漢の試算では、「省全般の財政中不正の手段に由りて消え去るもの恐らくは何千萬元……収支を詳かにし毫厘も寛容することなく収支を明細にす」る必要があった。ただ、王が財政庁長であった頃、王の認識においてはどちらかといえば、巨額で累積していた財政赤字の解消が優先しており、官吏の綱紀肅正を主目標とする一財政独自の問題からはやや切り離された点がある。于冲漢の認識とは状況判断にささか違いがある、という点には注意が必要である。

⑤ 警察制度の大改革⁽⁵⁷⁾

于の言う「絶対保境安民主義」の一つの根幹をなす部分であり、以下の4つの小項目にわかれる。1. 警察官の資格・養成方法、2. 俸給・昇進、3. 保安警察と行政警察の区分、4. 戸籍法の制定。

全体として、于は警察官の質の向上をめざしており、その採用・教育・給与体系・昇進・配置・人数などに注意を払っている。

例えば、かつて巡警や兵士であった者は採用してはならない。何故なら彼らは、「入りては巡警となり出でては匪賊となり再転しては兵隊となる」と言ふ風で此三つは劃然たる区

別は無く此間を循環して常に悪事を働き民衆を毒した者共」だからである。昇進についても、能力次第では「知事にもなれる」道を示すべきである。また、「保安警察と行政警察とを区分し其総数は遼寧全省に一万人もあれば充分」という。行政警察には、「専ら下級行政機関の補助」的機能を負わせる。こうした「警察制度の改正と共に戸籍法の制定が急務」になる。警察による犯罪捜査を容易にするためである。

数と武装で威圧する軍隊的性格を脱して、行政組織の一環として機能する性格が追究・強調されているのが目を引く。第一章で検討した、清末新政期における警察制度が抱えていた問題点に対する、1つの回答でもあったと考えられる。

⑥ 新政権の不養兵主義

于冲漢が「独立国としての国防軍」の不要を主張する背景には、軍事費増大による財政困難だけでなく、「……如何なる国防軍を常置するも日本にして真に満蒙侵略の意思ありとすれば……結局無用の長物たるを免れぬ」との判断があり、「国内に於ける匪賊の弾圧には保安警察隊にて充分である」と言い切る。そして「九・一八」を「不祥事件」と呼び、その再発を日中双方に対して戒める文言で、この項目を結んでいる。

⑦ 道路行政と産業政策

于はここでも王永江の業績を引き合いに出して、自らの主張を補強している。「嘗て王永江氏が省長たりし時縣道里道に区分して大に道路行政に着手し二千萬元以上もかけて大に見るべきものあつた」。しかし、その後は放置されていた。ゆえに、新政権が予算を組

んで至急着手しなければならない、というわけである。道路整備は単に産業の発展に寄与するだけでなく、匪賊の掃討や、失業者対策としても有効であるとも述べている。

鉄道については、「各地の産業が発達して物質の出廻りが多くなれば併行線問題も何もあつたものではない、鉄道も産業鉄道となり経済鉄道となれば必ず利益を挙げ得るものと信じて居る、瀋海線〔旧奉海線。第三章参照〕の如き既にその萌芽が現はれて居るではないか、損をしてまで大満鉄と競争するなど馬鹿切つた遣り方だ、斯う云ふ考へが遂に嵩じて今回の不祥事を生むに至つた」という認識を示した。つまり、はじめての自弁鉄道敷設にあたり、満鉄に譲歩をして併行線問題からくる対立を巧みに回避した王永江の手法を理想とし、たえず日本側を刺激するような自弁鉄道計画を発表していた張学良政権を批判しているのである。そして、今後は政治性から脱した純粋な産業・経済鉄道の敷設を心がけるよう訴えている。

11月10日付で、于冲漢は自治指導部部長に就任した。⁽⁵⁸⁾ 彼自身の名で出された布告は美辞麗句の羅列であり、実務は10月24日、関東軍参謀長の三宅光治名で出された「地方自治指導部設置要領」⁽⁵⁹⁾により、日本人主導で行われたと思われる。

しかし、「満洲国」建国の基本方針となつていった「満蒙自由国設立案大綱」（11月7日）の実質的起草者である松木侠は、「于冲漢の政見を聞いて意を強うした」⁽⁶⁰⁾という。

「満洲国」建国の基本方針の原案は、明かに日本人によって練られた。だがそれが成文化していく過程では、中国人有力者側にも共有される必要があつた。于冲漢の政見は、細部や背景を検討してみると、実は、清末新政期から変わらぬ、有力者層を中心とする中国人

社会の政治的願望の一つの突出した形であり、于自身の政治的経歴と不可分のものであつた。だが、日本側はそうしたことを付度することなくただ都合良く解釈し、建国への次の段階へ進むための踏み台にし、そして自信をつけていったのである。

自治指導部部長としての于冲漢は、体の不調が進んだためもあり、実務はほとんど息子の于静遠に任せ切りであつたようである。静遠はドイツに留学し、スイスの砲兵学校を卒業したためもあり欧米の事情に詳しく、スイスのごとき多民族共存国家を中国東北地方にも建国しようという理想を抱いていたといふ⁽⁶¹⁾。彼もまた父と同じく、軍隊不要論者であつた⁽⁶²⁾。そして、1932年4月の協和会中央事務局総務処長をかわきりに、「満洲国」の要職を歴任した⁽⁶³⁾。于冲漢自身は建国後、監察院長・國務院総参議になつたのもつかのま、32年10月に61歳で病逝した。

第三項 臧式毅

事変直後、臧式毅は日本側によって身柄を拘束され、瀋陽市大西関五緯路の鮑某宅に軟禁され、憲兵の嚴重な監視のもとにおかれた⁽⁶⁴⁾。事変前まで遼寧省主席という要職にありながら、維持委にも加えられず、省政・市政の推移を知るよしもなかつた。その彼が解放されたのは、12月13日であつた⁽⁶⁵⁾。どの史料によつてもその日付を特定できないが、13日以前、関東軍の板垣征四郎参謀が5箇条の要求を突きつけてきた。臧によればそれは、以下のようによつて要約される。

- 一、東三省政権の組織に参加し、官吏となる。
- 二、日本軍は東三省内に駐留する。
- 三、国防は日本軍によって担われる。
- 四、東三省は日本軍の駐留費を分担する。
- 五、東三省内の鉄道は日本によって経営使用される（当時の要求が経営であったか使用であったかはっきり覚えていない—臧による注記）。

「生に執着して死を恐れるあまり」それに承諾して署名した見返りで、臧は約3箇月ぶりに自由を得たのである。

前述の如く、15日（16日とする史料もある⁽⁶⁶⁾）、臧は各界代表者の公選に同意する形で省長に就任し、維持委は解散した。臧の筆供によれば、この公選は偽装された民意であり、維持委解散の真相は委員でさえもよく知らなかったのではないかという。また、臧は一度は就任を断ったものの、半ば強制的に省公署に連れていかれ、武装憲兵・警察の包囲に耐えきれずに承服した、とも告白している。

臧は、袁金鎧の如き上の世代の政治家からも一目おかれる存在であった。ただ、臧自身の考え方は袁とも于冲漢とも異なっていた。袁は張作霖には批判的であったが、学良には親近感をもっていた。于は張父子を共に軍閥として同類扱いにし、最終的には南京政府との断絶さえ支持した。臧式毅は、東北の政治史を「中央」との関係において理解しようとしている。「張作霖の時代には、東三省は割拠政策をとったので政治経済全体が中央政府のコントロールを受けず、独自に政治を行えた。張学良が政権を担うようになってから、全国の情勢の不統一にてらして、一致して外部に対処することができなくなり、遂に東北

各省をひとしく中央政府のコントロールに委ねてしまった。この重大な変化は日本にとって不利であったため、日本が東北を侵略する勢いにも非常に拍車がかかった⁽⁶⁷⁾、という。

客観的に考えれば、張作霖政権時期の「中央」は北京政府であり、学良政権時期のそれは南京国民政府であって、また内外情勢の激変もあるから、両政権の政治方針に差異があることは当然であるが、この文章を読む限り、臧式毅はそういう面は意識していないように思われる。

袁金鎧が何を以て臧を高く評価したのか定かではないが、軟禁・脅迫されたという点、また残されている史料が「筆供」であるという特殊な事情を差し引いても、政治情勢に対する認識には袁や于冲漢とはやはり異なる点があったと言えよう。「東北」としての独自性を貫いたという点で、臧は張作霖政権時期の特徴をとらえているのである。袁・于両名にしてみれば、それは王永江と自分達が政権に働きかけて実現させたという自負を伴う成果であって、政権全体をどうとらえるかはまた別の次元の問題であったが、張作霖政権時期にはまだ政権の中核にいなかった臧にとっては、距離を保てる問題であったと考えられる。ここに、「九・一八」事変に遭遇して張氏2代の政権の終焉に立ち会った袁・于と臧との、世代間ギャップともいべきものを看取することができる。

省長就任後の臧には、就任の経緯からいっても実権の与えられようははずがなかった。しかし、臧によると本庄繁は就任後の臧との会談で、「日本軍は決して内政に干渉しないし、派遣する顧問は純粋に助力者の性質のものである⁽⁶⁸⁾」と主張したという。実際には維持委の高等顧問がそのまま奉天省政府の最高顧問となり、省政府に属する各庁や金融機関の顧問もその統制指揮下に入って、中国人官僚の排除は一層露骨になっていった。

小結

従来の研究では、維持委の設立は関東軍の計画通りに強行されたものであったとする理解が主流であり、事変直後の瀋陽の政治状況の実際に即した考察が十分に加えられてきたとは言えない。本章もまた関連史料を完全に網羅したとは言いきれないが、少なくとも関東軍による強制だけで収拾できる事態ではなかったことは明かにした。つまり、関東軍・中国人社会（有力者を中心とする）の双方にとって、単に人心の収攬だけではなく、食糧の欠乏や治安の混乱等を収め、かつ市民生活に平穏が戻ったらそれを監督できるだけの組織が必要であった。維持委は瀋陽を中心として近隣の当面の混乱を収めるについては、関東軍にも協力的であり得たが、それが一段落して政局運営というレベルになると、何とか関東軍の介入を退け、内外に向かって独自性をアピールしようと試みは始める。

関東軍は、自己のコントロールから離れようとする維持委に対し、当初よりも更に強く束縛していった。つまり、維持委になしくずし的に省政の機関を附加していくことで、省政府への改造と軍の一層の介入を成功させようとした。しかし、維持委委員長・袁金鎧を中心とする親張学良派は、維持委の性格を飽くまでも錦州の張学良の亡命政府の補助機関・臨時的な治安維持（監督）組織にとどめ、いわば中国人側の行政の一種の“牙城”たらしめようとした。関東軍の内部でも、中国人を政治の中核にどの程度関与させるか、関東軍の主導権をどの程度顕在化させるか、両者のバランスをめぐる議論があった。関東軍は維持委の省政府化を進め、最終的には、袁金鎧を半ば脅迫しつつ、張学良政権および南京国民政府との断絶を盛り込んだ独立宣言を公布させ、臧式毅を省長とする奉天省政府を正式に発足、維持委を解散させた。

185

次に、袁金鎧・于冲漢・臧式毅各々の事変への対処や心境の変化を整理し直してみよう。

事変に関わった有力者の足跡については、例えば浜口氏は「張学良との距離」「日本との距離」などの「四つの座標軸」⁽⁷⁰⁾を用いて分類し、山室氏は橋樑の論説も援用しつつ、于冲漢の「保境安民・不養兵主義」に焦点を当てて叙述している。⁽⁷¹⁾第二節では、第一節と呼応するように、各人の心境や対処の変化を時間の経過に沿って再構成した。

委員長の袁金鎧には、清末新政期以来の奉天を代表する有力政治家としての自負があった。事変当初はさほどでもなかったが、内外からの批判もあり、次第に親張学良という旗幟を鮮明にし、維持委と関東軍との距離を保とうとし始める。しかし彼は同時に、維持委の独自性に拘りすぎれば関東軍の態度が強硬になり、念願の課題—治安維持・財政安定・産業開発・鉄道網完成など—の解決は難しくなることも自覚していた。張学良政権や南京国民政府との関係断絶を宣言する布告に抵抗を示しつつ、最終的に同意したのも、単に関東軍に脅迫されたためばかりでなく、以上のような葛藤を背景にしている点を加味する必要がある。

于冲漢は、袁金鎧とは対照的な対処をした。彼は奉天に出てきた当初から、張学良政権との関係断絶には抵抗を示さなかった。ただ南京国民政府との絶縁が、日本の国際連盟からの孤立を招くかもしれないという危惧は表明していた。にも拘らず、自分の政見を関東軍側に呈示し妥協に転じている。彼にとっては、関東軍が東北全域を掌握しつつあるということは不動の事実であり、今後の統治方針を考える上での大前提でもあった。故に、日本側といかに折れ合うかが重要であった。

政見の中核は、「絶対保境安民主義」（王道主義）である。東北における「保境安民」

186

といえば直ちに1920年代の王永江を想起させられるし、于冲漢も盛んに王を引き合いに出すが、20年代と異なりこれは「徹底徹尾旧学良政権及南京政府との関係を断絶すること」、文字通りの「絶対」的な中国本土からの分離を意味しているのである。しかし、興味深いことにその「絶対保境安民主義」の下で行おうとする施策は、清末から脈々と継承されてきた東北地方の歴史的課題を反映したものであり、この点では袁金鎧と同様である。例えば、治安維持の方策について数と武装で威圧する軍隊的性格の巡警から、質と機能で行政を補完する警察への改革が重視されている。彼の政見は、「九・一八」という危機的事態を迎えても衰えない（むしろ顕在化する）、有力者層を中心とする中国人社会の政治的願望の一つの突出した形態であり、はじめから日本側の意向に沿うために練られたものばかりではなかった。しかし、日本側は「満洲国」建国の基本方針づくりに都合良く于の政見を解釈し、自信をつけていったのである。

袁・于より若い世代に属する臧式毅の場合は、事変の受け止め方が異なる。彼は事変前、遼寧省主席という要職にありながら、事変勃発直後から軟禁され、維持委にも加えられず政治状況の変化の外におかれた。彼が政治の表舞台に何とか復活したのは、関東軍側の脅迫的要求を受け入れたからであった。解放後に残した「筆供」において、臧は張作霖政権時期の特徴を東北の独自性を買いたという点でとらえ、逆に学良政権時期にはそれが出来なかったと述べた。

「九・一八」は確かに日本側による大規模な侵略行為であった。しかし、それを迎えた中国人社会にとっては、とりあえず秩序を回復した後は、それまでの東北地方の歴史や中国本土との関係や日本その他との国際関係を検証し、抵抗か妥協か、各々判断を迫られる

試練の時であった。その判断は政治状況により、また個々人により、刻々と変化していく微妙なものであったが、決して関東軍に全てを強制されてのものではない。また、強制されたものであっても、東北地方としての独自の発展という点に鑑みて、どこかで折り合いをつけねばならなかった。「九・一八」から「満洲国」建国への過程をうけいれた瀋陽の政治状況をおってみると、以上のごとき一断面が浮かび上がってくるように筆者には思われる。

注

- (1) 本来ならば少数民族一特に満洲族一の動向も充分考慮に入れなければならないところであるが、現時点では金梁・熙洽に限られた人物の部分的な動向しか把握できない。ゆえに、ここでは漢族を念頭においている。
- (2) 第三章 「はじめに」。
- (3) 同上、「小結」。
- (4) 浜口裕子「満洲事変と中国人—「満洲国」に入る中国人官吏と日本の政策—」（『法学研究』〈慶応〉第64巻第11号、1991年11月）、同「「満洲国」の中国人官吏と関東軍による中央集権化政策の展開」（『アジア経済』第34巻第3号、1993年3月）〈以上、同『日本統治と東アジア社会—植民地期朝鮮と満洲の比較研究—』勁草書房、1996年所収〉、古屋哲夫「「満洲国」の創出」（山本有造編『「満洲国」の研究』〈前掲〉）、山室信一『キメラ—満洲国の肖像』（中公新書、1993年）、姜念東・伊文成・解学詩・呂元明・張輔麟『偽満洲国史』（大連出版社、1991年）。
- (5) この委員会の名称は一定しない。本章では、史料に最も頻出する形である「奉天地方維持委員会」を用いる。
- (6) 片倉衷「満洲事変機密政略日誌」〈以下、「片倉日誌」と略〉其一 9月21日（『現代史史料7 満洲事変』、みすず書房、1964年）。ただし、筆者は「統治案」の現物は未見である。
- (7) 外務省編『日本外交文書 満洲事変 第一巻第一冊』（1977年） 26頁 昭和6年9月（20）日 在奉天林総領事より幣原外務大臣宛（電報） 「奉天における治安維持会

組織準備について」。以下、特に断らない限り該書の文書は林から幣原宛。

- (8) 『同上書』 30-31頁 9月20日 「瀋陽市商会所属商団六百名の編成配置について」
- (9) 『同上書』 39-40頁 9月21日 「奉天市政に関する本庄軍司令官布告について」および「別電」。
- (10) 『同上書』 91-92頁 9月23日 「自衛団の同盟罷業と巡警の再募集について」。
- (11) 『同上書』 95頁 9月23日 「奉天の治安および食糧状況について」。
- (12) 『同上書』 92-93頁 9月23日 「奉天における銀行、商店の休業状況について」。
- (13) 『同上書』 105-106頁 9月24日 「奉天市内の交通、金融等に関する現況について」。
- (14) 『朝日新聞（東京）』 昭和6年9月25日朝刊 「奉天維持委員会／本庄司令官から委嘱」（奉天二十四日発）。／は行替えを意味する。以下、同じ体裁。本文中の肩書きは該紙による。なお前掲、浜口91年論文、41頁〈同著、62-63頁〉によれば、~~佟~~兆元・李友蘭・孫祖昌の三名は、趙欣伯（東北法学会会長）・翁恩裕（奉天硝磺総局局長）・高毓衡（東三省官銀号総稽核）と代わっている。ただ、~~佟~~兆元は維持会発足当時は名が無い。また、9月28日にはまだ~~佟~~の活動が伝えられているので、交代は早くともこの日以降ということになる。
- (15) 『日本外交……』 301頁 9月26日 「奉天における地方維持委員会の組織について」。
- (16) 『朝日新聞（大阪）』 9月24日朝刊 「張氏に帰奉を勧告／『自ら東三省の治安維持に当れ』／本庄司令官から特使派遣」。なおNHK取材班・臼井勝美『張学良の昭和史

最後の証言』(角川書店、1991年→角川文庫、1995年)、129 - 130 頁(文庫版、136 - 137 頁)における張自身の証言によると、事変後本庄はまず顧維鈞に接触を図り、それを知らされた張は外交部次長・劉某を派遣した。同書133 頁(同、140 頁)における片倉衷氏の証言では、本庄は張に帰還勧告の電報を打ったが、張からの返答はなかったという。『朝日新聞』の報道は、この2 つの情報が錯綜したものかもしれない。

(17)『朝日新聞(大阪)』 9 月27日朝刊 「もう張氏には／帰つて貰ふまい／却つて迷惑至極だ／奉天で商会代表大会の決議」〔奉天特電二十六日発〕。

(18)同上／『満洲日報』 9 月26日 夕刊 「奉天の商工総会が／学良帰奉に反対／廿年間の搾取を呪ひ」。

(19)『朝日新聞(大阪)』 9 月28日朝刊 「治安維持委員会を／奉天民間で組織／わが官民が一時担当した／行政警察権を移す」。

(20)『日本外交……』 304 頁 9 月28日 「奉天地方維持会の組織充実について」。

(21)『満洲日報』 9 月28日朝刊 「治安維持の万全に／地方維持会が努力」。

(22)遼寧省档案馆編『『九・一八』事変档案史料精編』<以下、『『九・一八』……精編』と略> 遼寧人民出版社 1991年) 263 - 268 頁; 270 - 276 頁。

(23)『朝日新聞(大阪)』 9 月28日夕刊 「袁金鎧氏らの／独立計画進む／共和国憲法草案成る」。

(24)『日本外交……』 314 - 315 頁 10月2 日 塚本より若槻総理大臣、幣原外務大臣宛 関機高支第一一五六四号(極秘) 「袁金鎧趙欣伯等ノ東北新政権樹立画策」。なお、「国家トシテノ形体ヲ維持スル」とは、具体的には「併合前ノ朝鮮ニ於ケル統監府ノ如キ

モノハ置カス日本トモ互ニ公使或ハ大使ヲ交換派遣ス」ることを意味する。

- (25)『満洲日報』 9 月30日朝刊 東北紳民時局解決方策討論会の宣言文〔原文、写真より筆者解説〕。
- (26)『日本外交……』 322 頁 10月4 日 中谷関東庁警務局長より永井外務次官宛(電報) 「奉天における地方維持委員会の内部対立状況について」。
- (27)『満洲日報』 10月1 日朝刊 遼寧四民臨時維持会告〔9 月29日付。原文、写真〕／『『九・一八』……精編』 262 頁。
- (28)「片倉日誌」其一 10月2 日。
- (29)『日本外交……』 316 - 317 頁 10月 3 日 「袁金鎧を首班とする遼寧自治政府組織の風説の事実無根について」。
- (30)『同上書』 353 頁 10月15日 「奉天地方維持会の下に財政庁開設について」。
- (31)「片倉日誌」其一 10月12日。
- (32)「同上」 10月15日。
- (33)『日本外交……』 361 - 362 頁 10月23日 三宅関東軍参謀長より杉山陸軍次官宛(電報) 「奉天地方維持会の遼寧省行政機構復活について」。
- (34)『同上書』 366 頁 11月4 日 「奉天治安維持会を省政府に改組について」。
- (35)『同上書』 368 - 369 頁 11月(5) 日 「奉天治安維持会の省政府代行に関する布告について」。
- (36)『同上書』 370 頁 11月6 日 「奉天治安維持会の省政府代行布告に関し軍司令部の強硬命令について」。

- (37)「片倉日誌」其二 11月6日。
- (38)『日本外交……』 371 - 372 頁 11月7日 「奉天地方維持会軍側の要求通り布告発表について」。
- (39)『同上書』 396 - 397 頁 12月16日 林より犬養外務大臣宛て(電報) 「臧式毅の奉天省長就任について」。
- (40)袁・于両名の略歴については、それぞれ第三章の注(6)と注(104)を参照のこと。
- (41)臧式毅の経歴については、中央档案馆・中国第二歴史档案馆・吉林省社会科学院合編『日本帝国主義侵華档案資料選編 九・一八事変』<以下、『日本帝国主義……』と略>中華書局 1988年) 55-56頁 「臧式毅筆供(1951年1月、于哈爾濱)」の編者注を参照のこと。
- (42)注(21)に同じ。
- (43)『日本外交……』 309 - 310 頁 9月30日 「東北の独立、宣統帝の復辟に関する袁金鎧の談話について」。
- (44)『同上書』 316 頁 10月3日 「袁金鎧の奉天民会長に対する時局談話について」。
- (45)『『九・一八』……精編』所收、「東北民衆反日救国会為不承認偽地方維持会及其日方所訂任何条件事致各界電」(1931年10月4日 552 - 553 頁)ほか、3点の文書。
- (46)注(26)に同じ。
- (47)『『九・一八』……精編』所收、「東北民衆為宜速取消“維持会”事致遼寧地方維持会成員函」(10月 562 頁) / 「東北民衆警告袁金鎧必須撤出“維持会”否則將予懲治函」(10月 562 - 563 頁)。

- (48)例えば、外務省記録<外務省外交史料館所蔵> A-1 -1 -0 -21-3 -1 「滿洲事変 各国ノ態度 支那ノ部」所收 北平第三六号 昭和6年10月19日 北平輔佐より參謀次長宛て で国民党員の通報として、張学良が袁金鎧や熙洽に「某要旨条件ヲ以テ日本側トノ妥協ヲ勸メントノ企図アリ」と述べた後、「旧聞ニ属スレトモ…為念」としている。
- (49)『滿洲日報』 10月6日朝刊 「袁金鎧氏と語る / 錦州政府が成立しても / 維持委員会は解消せず」〔奉天にて 前田特派員発〕。
- (50)『朝日新聞(大阪)』 10月11日朝刊 「軍備なき平和境を / 滿蒙に建設したい / 内田滿鉄總裁に対して / 袁金鎧氏真意を表明」。
- (51)『日本外交……』 360 - 361 頁 10月22日 「治安維持会その他袁金鎧の時局に関する内話について」。
- (52)この項は基本的に以下の史料によった。関東軍司令部「于冲漢の出慮と其政見」(昭和6年11月22日)、參謀本部「滿洲事変に於ける軍の統帥」、同「滿蒙新建設に対する住民の意嚮」(昭和7年1月13日)、いずれも『現代史資料11 続・滿洲事変』所收)。
- (53)『日本外交……』 371 頁 11月6日 「奉天地方維持会の省政府代行布告その他日本軍の方針に関する于冲漢の疑義表明について」。
- (54)『盛京時報』 11月6日 「恢復省權声中之于袁両老態度各有其進退主義」。
- (55)「于冲漢の出慮と其政見」 566 頁。
- (56)第三章第二節第一項。
- (57)東北地方の、近代以降の行政担当者は、内包する滿鉄附属地や隣接する関東州を通じて日本の制度に早くから深い関心を持っており、その模倣的導入に力を入れていた。また

今までに触れてきたように、文治派官僚と警察行政の間には密接な関係があった。

(58)「自治指導部布告第老号」(『現代史史料 11』 571 頁)。

(59)「片倉日誌」其一所收。

(60)本庄繁『本庄日記』(1989年、原書房)附録、375 - 379 頁。

(61)「王賢^字_子檢^字挙^字于^字静^字遠^字材料(1954年5月14日)」(『『九・一八』……精編』 345 - 347 頁)。なお、王賢^字は王永江の息子である。

(62)「王子衡^字檢^字挙^字于^字静^字遠^字材料(1954年5月22日)」(『同上書』 347 - 348 頁)。

(63)「于^字静^字遠^字口供(1954年9月11日)」(『同上書』 354 - 355 頁)。

(64)「臧式毅筆供(1951年7月)」(『同上書』 356 - 359 頁)。以下、特に断らない限り、この節はこの筆供と注(41)筆供、及び1954年8月9日の筆供(『同上書』 360 - 362 頁)に基づいて叙述する。

(65)「片倉日誌」其三 12月16日の項。

(66)同上／『盛京時報』 12月17日 「臧奉九市長出廬経過 十六日舉行就任式」。また、『本庄日記』の12月15日の条には、「此日奉天商工代表省長衙門に至り臧式毅推戴を要請す」とあり、代表が(直接)公選して臧を省長としたと記す林総領事の報告とは異なり、仲介者に依頼した形跡を残している。

(67)注(64)、1951年の筆供。

(68)臧の「筆供」の重要性は以下の点にある。まず、事変直後の臧は軟禁されていたので、臧自身がおかれていた詳しい状況については余人の知るところではない。次に、袁金鎧や于冲漢は様々な形で政治的発言を残しているが、臧は同時代人からも寡黙とみなされ、

「筆供」以外にまとまった「発言」を残していない。

(69)注(64)、1951年の筆供。なお、臧自身は本庄との会談の日付を記録していないが、『本庄日記』によって12月24日とわかる。但し、本庄は日記には臧式毅との会談内容について記載していない。

(70)前掲91年論文 35頁<同著、55頁>。

(71)前掲書 83-91頁。

終章

各章での小結に多少の補足をしながら、本稿をまとめたいと思う。

張作霖政権の構成要素には、張らに代表される治安維持の部分と、王永江・袁金鎧らに代表される地方行財政の部分とがある。前者は、不安定な反社会的集団としての「馬賊」から脱して、清末に巡防隊（旧軍）に再編成されたという組織的背景をもつ。後者は、地方行財政が近世から近代にかけて変動しているなかで、まず民間に生まれた自衛組織・団練（郷団）、ついで公的に編成された巡警を出身母体としている。両者の前身はともに治安維持と深い関わりをもっている。しかし後者は前者よりも早く官憲に接近し、かつ本来の生業も富裕な地主や商人で、教育程度が高かった。また彼らが担った警察行政には、清朝本来の地方行政には不十分な部分が相当に含まれていた。その中で注目すべきは、税捐徴収を中心とする、末端の地方財政である。しかし軍隊は、民国初期になっても、地方財政における位置づけがあいまいにされたままだった。後者を前者と関連づけて考えなければならぬのも、あるいは分離しなければならないのも、それぞれの出身母体の共通点・相違点のためである。

軍人には、個人の資質以上に、制度のうえからも、地方行財政上の明確な権限と、細部にわたる知識が与えられない。一方地方官僚は、辛亥革命時のような非常事態においては、臨時に軍隊を指揮することもありうるが、清末の東三省総督のような存在を除けば、それより下位の大部分のものは、明確な軍隊指揮権をもたない。清末新政期においては、特に錫良の時代に、東三省総督の強権のもとに、それより下位の軍人と地方官僚が相互に牽制しあう形での地方行財政が構築される可能性があった。しかしそれは、清朝全体からすれ

ば、中央の統制がきかない、地方の分離独立を促進する恐れがあったから、実現しなかった。清朝支配下では、東北地方が満洲族の故地であることが、当該地方の行財政の前提に必ずあり、それが改革を推進していくうえでのある種の束縛になっていたとも考えられる。

以上の事態を、清朝側の事情に即して再考してみよう。義和団以降、盛京將軍を要とする官憲による治安維持体制と、盛京戸部・盛京内務府に権限が分散していた地方財政体制は、完全にたちゆかなくなった。治安維持面では、民間武装勢力への依存度が深まり、

「馬賊」や団練が従来よりも積極的に軍隊・警察に吸収された。それが、張作霖・袁金鎧らにも地方政治に関われる機会を与える結果となり、さらには張作霖政権が成立する重要な背景ともなった。

また財政面では、まず盛京將軍への財政権限の集中が図られ、地域ごとに細分化していた税捐項目の統合も図られた。東三省総督時期に入った当初は、東北地方財政の特徴であった、北京の戸部（当時は度支部に改称）や他省からの協解依存体質を継承していた。しかし、清末新政に北京が期待する内容を斟酌した、総督による改革規模の膨張により、財政基盤は弱体なまま、膨張部分はほとんど税捐の新設や復活、増税などに転嫁された。この矛盾に対しては、それを直接負担させられた民間からの反発があった。辛亥革命前に各地で散発していた「抗捐」は、その全てが税捐の撤廃を求めていたわけではなく、適正な課税率や課税方法を求めていたものもあった。ただ全般的に言って、この「抗捐」から革命につながる動きも出てきたのである。

東三省（特に奉天省）における辛亥革命の特徴は、革命派が当局側に機先を制され、ついに自力では共和政権を樹立できなかったことにある。地方行政末端当局者の逃亡や、革

命派との妥協は見られたものの、東三省総督・趙爾巽、諮議局副議長・袁金鎧ら上層部は、革命派との接点がないと判断するや、一方では革命派の態度によっては依然として話し合いに応じる余地を残しつつ、他方では制圧する準備を進めた。この時趙爾巽は、革命派であった指揮官を追放して新軍（第二混成協）を掌握し、これに張作霖率いる前路巡防隊を中心とする旧軍、および奉天省城を中心とする巡警をも手にして守備を固めていた。かたや革命派は、当局側のこの守備体制に加えて、日本やロシアの出方をも考慮しなければならなかった。そのため三省の省都での蜂起を断念し、奉天省城に近い遼陽・鉄嶺といった重要な州県、あるいは官憲に接近しなかった「馬賊」や民間武装集団（聯荘会など）を糾合しやすい地域での同時蜂起という方針にきりかえたが、当局側に動きを察知され、指導者・張榕らを暗殺されて、その全てを成功させることはできなかった。

南北和議により、東三省でも革命派と旧清朝当局側との停戦がひとまず成立した。革命派は武装解除して分散し、当局側は中華民国の地方政府として再出発した。しかし以後の北京中央政府の動揺を反映して、地方政府は特に制度に関する基本的部分では、清末新政体制を継承せざるをえなかった。ただし新政から革命を経た一連の過程で、構築されかけていた東三省総督への権限集中は、民国での奉天都督（1914年6月から奉天將軍）には継承されなかった。むしろ、革命派を実力で制圧して発言権をもった張作霖ら、奉天省出身の軍人の抬頭ぶりが突出しており、上層部は彼らとの協調なくしては地方政府を運営できなかった。しかも、1916年6月における將軍・段芝貴の更迭劇にみられるように、大總統・袁世凱の皇帝即位が失敗するといった北京政局の混乱があれば、その部下であった段を、張作霖らが容易に追放できるほど、民国初期の奉天地方政府は弱体であった。

この後、奉天督軍と改称された地位に張作霖が就任し、歴史的にみて張作霖政権期が始まる。1922年まで、張作霖が奉天省省長を兼任していたので、一見、張の軍民両面における独裁体制とみえる。しかし内実は、清末新政期に模索された改革にかわる案がなかったため、この時期の行財政実務事情を熟知している袁金鎧、王永江、于冲漢ら、後に「奉天文治派」と総称される人々が政権中枢に集められた。それまで北京から派遣されてきていた地方当局者にかわり、奉天省出身の漢族としてははじめて頂点にのぼりつめ、ましてや元「馬賊」という出自をもつ張作霖ら軍人は、袁らの協力なくしては政権を運営できなかったのである。

張作霖からみれば袁金鎧は、辛亥革命のときに趙爾巽に自分を登用するように進言してくれた人物である。出身地・遼陽を中心に、奉天省の政界で幅広い人脈と発言力をもっていた。この人脈に連なって、警察行政をかわきりに、清末の奉天官界を歩んできたのが王永江と于冲漢である。この関係からすると、袁は張より上位に立てる可能性があった。しかし張は袁を公職につけず、個人的な顧問や秘書長として遇したため、彼らの関係は対等もしくは袁がやや下位になるという状態になってゆく。「文治派」のなかで、張作霖が最も重用したひそかに恐れてもいたのは王永江であった。

王永江が最初に与えられた重要ポストは、奉天全省警務処長兼警察庁長であった。民初の奉天省警察においては、革命を経たため、清末の設立当初当局者が期待していた、末端行財政と民間との対立調整機能がきわめて低く、軍隊と大差ない組織となっていた。王永江就任当時、警察界の実権を握っていたのは、元「馬賊」で張作霖の古参の部下でもある湯玉麟であった。清末には税捐の一部に財源があった（しかし限度を超えた徴収を行えば

問題が生じてもいたが）警察に比べ、特に旧軍系軍隊の財政は、指揮官の個人資産の持ち出しや、地域住民からの強奪によって事実上まかなわれていた（ゆえに「馬賊」であっても適応できたのであろう）ので、民初になっても基本的なルールがないに等しかった。その軍人が警察行政に乗り出せば、軍隊での財源確保法を踏襲する以外にはない。湯の専横の根本的原因は、地方行財政が治安維持面に対して明確な支出をしないことにあった。しかし、反社会集団から脱して、ついに官憲そのものといえる立場になった張作霖からすれば、古参の部下とはいえ湯を放置しておくわけにはいかない。張が一貫して王の警察改革を支持したこと、この改革後、王を奉天省財政庁長に昇格させたことは、単に王の手腕を認めたという以上に、張による、政権としての政治的正統性の追究—それは「文治派」を中枢に集めたことからすでに始まっている—、無法状態から規律ある統治への転換という志向がうかがえる。

しかし、張作霖が自己の政権の正統性を追究するということは、中国全体—具体的にはその象徴としての北京政府—とどう関わるかという問題と、最終的にはつながっている。

袁世凱なきあとの北京では、共に袁の部下であった、段祺瑞率いる安徽派（皖系）と、馮国璋率いる直隸派（直系）との間の後継者争いが熾烈化し、1920年の安直（直皖）戦争を招いた。張作霖（奉天派、奉系）は両派から援軍を要請され、初めて国政を動かす立場に立った。結局直隸派と結んで安徽派を破ったが、その同盟関係は長く続かず、1922年に第一次奉直戦争という形で決裂する。

王永江は財政庁長に就任してから、清末以来の未完の財政改革を継承し、税務機構の改革・外国借款の有効利用・軍事費削減要求などによって、奉天省財政をようやく地方政権

として運営できる状態に回復させた。にもかかわらず、張作霖によって政権全体は国政へと傾斜しかけた。ただこの戦争においては、張作霖側が敗北した。王は「保境安民」という政治理念によって、張に対して、この時点での張作霖政権は東北地方に密着した政権であるべきことを説き、国政から一時撤退することを勧めた。王にとっては、地方政権として張作霖政権が安定することが、改革・再建続行のための前提になったからである。続行のためには、地域有力者層の政治参加が不可欠であった。彼らの意向を無視しては、特に財政・金融面での再建が難しいからである。

張作霖政権が再び北京へと向かう1924年までを、「保境安民」期と呼ぶ。この時期に王永江が行った政策のうち、本稿では、金融の安定・自治区村制による支配貫徹といった、比較的内政面に重点のある問題と、奉海（のち瀋海）鉄道敷設・東北大学創立という、対日関係の絡んだ問題を共にとりあげた。一方、対日関係での努力が実らなかった問題として、関東州からの裁判権回収と安奉線回収を考えた。実現したか否かの相違はあるが、対日関係のからむ問題は、いずれもきわめてナショナリスティックであったことは否定できない。相違を作ったのは、主に日本側との妥協点の有無に関わっていた。清末新政期の地方政治改革を継承するとはいえ、かつ北京政府との絶縁を張作霖に宣言させたとはいえ、王永江もまた中国人として、中華民国の政治動向と、清末より一層浸透してきた日本の影響力とは無縁ではなかったのである。ただ、王の関わる張作霖政権のナショナリスティックな問題は、地方政権が北京政府の意向とは別に解決しようとしたという点で、リージョナリスティックな問題でもあった。当時の対日関係を考えるうえで、この二重性には注意する必要がある。しかもリージョナリスティックな側面には、少なくとも清末（特に1900

年)からの経緯を配慮しなければならない。

このように、国政に直接関与しないといっても、中国全体の情勢や、東北地方がおかれている国際的な立場に、王が鈍感だったわけではない。特に孫文が同盟相手として張作霖との接触を図ってきた1924年を境にして、東北地方において革命の挫折後は潜在化していた、国民党系の有力者の発言権が増した。そのため、地域有力者層の政治参加を促進してきた王永江も、彼らの意思を「民意」の代表として扱わざるをえなくなった。1924年で「保境安民」期が終焉したのは、事実関係からいえば張作霖がまた関内へ進出したからであるが、その背景には、地方政権としての張作霖政権が、かなりナショナリスティックな面を内包し始めていたことと関連があると思われる。

しかし、「保境安民」理念によってそもそも王永江が目指していたのは、中央政府が安定しないなかでの独自の地方行財政体制の確立であった。2年間という時間では、とうてい達成できる課題ではない。地盤のない江蘇省にまで勢力を伸ばしたものの、張作霖政権が抱えるこの矛盾は解決されるどころか、むしろ深刻化したのである。すなわち、全国的な反奉の動きと、これに連動した国民軍による軍事的脅威にさらされ、張作霖政権の奉天省における内政も危機に直面したのであった。

この事態に敏感に反応したのは、かつて辛亥革命時に中国同盟会員でもあった郭松齡であった。郭は優秀な軍人として張作霖の厚い信頼を得ており、張学良の教育係兼副官でもあった。その郭が、国民軍の指揮官・馮玉祥と密約を結んで叛旗を翻したため、張父子の受けた衝撃は大きかった。張作霖側は敗北を重ね、張自身も下野を口にしたため、王永江が奉天省の政局運営を代行することになった。王は、国民党系議員がかなり発言権をもっ

ていた省議会などとともに、日本の奉天領事・吉田茂を介しての郭松齢への政権譲渡を画策したが、日本側では外務省と陸軍に見解の対立があり、陸軍の主張が通って事実上の張作霖側への荷担が行われた。そのため、王も郭松齢の背後にある国民軍の動向に慎重になり、張作霖政権は維持された。

郭が張軍によって逮捕・処刑された後の会議で、王は、この事件が提起した問題—張作霖政権の東北地方からの遊離にともなう内政の危機—を解決すべく、速やかに「保境安民」路線へ回帰することを主張したが、張作霖の国政関与への意欲は衰えず、王の辞職という結果に終わった。この事態は、民国期の中国全体の政治状況や、当時の東北地方と日本との関係では、一時的にせよ、東北地方を中国全体から分離して張作霖政権の基盤を強化するという方針を政権全体としてはとれなくなっていたことを、明示したものといえる。

王の引退後、張作霖政権にあったリージョナリスティックな側面は、急速に後退していった。それは、張作霖が1926年に北京政府を事実上掌握し、北京と東北地方の双方をおさえたため、「中央」に対する「地方」のアイデンティティに、こだわらなくてもすむようになったためであろう。残る「奉天文治派」である袁金鎧も于冲漢も、王永江ほど自分の意思を政策に反映できる立場になかった。

政権内部には張と拮抗できる人物や勢力がなくなり、1926年から張が爆殺される1928年までが、実は張の「独裁」色が濃かった時期ではないかと筆者は考えている。しかし、張作霖政権はもともとは、民国初期の東北地方における政治的混乱を収拾するために樹立された、一種の治安維持体制という性格が基調になっている。それに、王永江らに代表される、清末新政期の地方行財政という要素が加味された地方政権であった。1926年以後の張

作霖政権は、確かに念願であった北京政権の掌握に成功したが、全国政権としての性格へ急に転換できたわけでもない。東三省を基盤とする政権でありながら、その末期は、奉天省一省の金融安定にも有効策が講じられない状態だったのである。ましてや新たに手にした地域で、実情に配慮した地方行財政などできなかった。

張作霖の爆死後、張学良は自分が中心になって国政を担う立場になるのではなく、蒋介石率いる国民党に合流し、蔣への服従を誓うかわりに、東北地方における自分の支配権を確保した。この関係が永続すれば、東北地方が抱えてきた矛盾—国家・民族主義性（ナショナリスティックな側面）と地域主義性（リージョナリスティックな側面）との間にある—に、新たな展望が開けたかもしれない。しかし実際には、1931年の「満洲（九・一八）」事変によって、蔣に保証された形での張学良の東北支配は無効になった。しかも張学良は、共産党勢力掃討を優先する蒋介石の方針に絶対服従を強いられ、関東軍への反撃を許されなかった。辛うじて錦州に亡命政権が作られたものの、無力であった。

この状態はいわば、東北地方におけるナショナリスティックな側面を支えていたもの—その最大のものが張学良政権と蒋介石＝国民党南京政府の関係であった—が、崩壊したことを意味する。特に、錦州亡命政権に合流できなかった有力者に、その感は強かったであろう。矛盾の一方がなくなったため、彼らのとりうる選択肢は、たとえ変貌させられようとも、一度は後退したリージョナリスティックな面を復活させることでしかなかったのである。

特に于冲漢の唱える「絶対保境安民主義」には、関東軍に制圧され、いかなる形にせよ日本による植民地的支配が免れられない状況を熟知したうえで、なお清末新政以来、解決

できなかった諸問題—弱体な財政基盤、負担の重い軍事力、行政の一環として十分に機能していない警察など一への対策が盛り込まれている。しかし于は「満洲国」成立直後に死亡し、袁金鎧も事変直後の奉天地方維持委員会で関東軍に抵抗した経緯があって、実権をふるえる立場になかった。そもそも臧式毅のように、抵抗にせよ妥協にせよ、自分の意思を明確に表明できない立場におかれ、「満洲国」においても自動的に「傀儡」として利用されるがままであった人物もいた。日本人の支配下では、表面的には確かに于が望んだようなリージョナルな改革が行われたが、それは当然、中国人のためのナショナルな改革ではなく、日本による「満洲国」支配をスムーズにするためのものでしかなかった。結局、王永江以来の「保境安民」理念の系譜は、こういう形で吸収され、本来の意義を消されたのである。

張作霖政権は、王永江という官僚がいる限り、地域社会が近世から近代へと変動していくうえで、「中央」が動揺していても独自に改革を進めうる政権であった。改革の鍵は、清末新政期に模索されていた、軍隊と警察（行政）の職掌分担にもとづく治安維持体制確立と、地方財政基盤の強化にあった。換言すれば、この2つが成功すれば、東三省地域社会は安定した秩序を手にする事ができた。張作霖政権は、軍隊による治安維持を前面にたてつつも、この課題を解決しなければならない、歴史的背景をもっていた。王永江はそれを最も自覚して、「保境安民」理念による改革を推進した。しかしその途中で、政権全体として、政治的正統性を追究するうえでの矛盾にさらされた。それは大きくいえば、国家・民族主義性と地域主義性の両立困難から発していた。郭松齡事件は、政権全体にこの矛盾の大きさを考えさせる好機になりえたが、それを国政への積極関与で解決しようとする

る張作霖と、「保境安民」路線への回帰で解決しようとする王永江の対立を招き、王が辞職して以後の政権は、地域色を失って、ついには張作霖爆死という事態にいたった。

この政権が抱えた矛盾のうち、国家・民族主義性という面は、近代になってことに濃厚になってきた部分であり、地域主義性という面は、近世から継承している部分である。ごく単純化すれば、王永江という官僚は、張作霖政権における近世からの継承部分を担う役割を果たしており、それを近代特有の問題とどう整合化するかという点で模索を続けていたと、筆者は考える。また王永江に代表される「奉天文治派」という集団も、王没後、この模索をひきついただと見ることができる。そして、「奉天文治派」を重要な要素としてもっていた張作霖政権は、東北地方が地方というまとまりをもって政局を運営し、歴史的な課題と矛盾に対処するために構築された、該地方出身者による最初の地方政権としても評価することができるのである。

文献目録（いずれもタイトルのあいうえお順。中国語文献は、日本語音読に従う）

<編纂史料文献>

- 袁慶清「袁金鎧的一生」（霍燎原編『偽滿人物』〔偽滿史料叢書〕<吉林人民出版社 1993年>所収）
- 馮月庵、潤生「王永江」（『瀋陽文史資料選輯』 1983年第4期）
- 金毓黻「王永江別伝」（卞孝萱、唐文權編『辛亥革命人物碑伝集』<團結出版社 1991年> 卷4 所収）
- 故宮博物院明清檔案部編『義和團運動檔案史料』（中華書局 1959年）
- 中国第一歴史檔案館編輯部編『義和團檔案史料統編』（中華書局 1990年）
- 遼寧省檔案館編『「九・一八」事変檔案史料精編』（遼寧人民出版社 1991年）
- 新京総領事館『旧政權時代ノ東北財政状態ト滿洲国政府ノ財政状態』（1933年）<東洋文庫所蔵>
- 『宮中档光緒朝奏摺』第26輯（故宮博物院<台北> 1975年）
- 郁其文「近・現代瀋陽報紙簡介」（『瀋陽文史資料選輯』 1983年 第4期）
- 『現代史資料』 7「滿洲事変」、11「統・滿洲事変」 31-33「滿鉄1-3」（みすず書房 1964, 65, 66-69年）
- 朱寿朋編 張静廬等校点『光緒朝東華錄』（中華書局 1958年）
- 中国科学院歴史研究所第三所主編『錫良遺稿』（中華書局 1959年）
- 赤玉璞総編輯『岫巖県志』（1928年）<富山大学所蔵>
- 『（清）高宗実録』

- 『（清）徳宗実録』
- 中国第一歴史檔案館編『清代檔案史料叢編』（中華書局 1982年）
- 劉錦藻撰『清朝統文献通考』
- 故宮博物院明清檔案部編『清末籌備立憲檔案史料』（中華書局 1979年）
- 中国人民政治協商会議全国委員会文史資料研究委員会編『辛亥革命回憶録』（文史資料出版社 1981年）
- 瀋陽市檔案館編『辛亥革命在瀋陽』（瀋陽出版社 1991年）
- 遼寧省檔案館編『辛亥革命在奉天』（『歴史档案』 1984年第4期）
- 遼寧省檔案館編『辛亥革命在遼寧檔案史料』（1981年）
- 中国第一歴史檔案館、北京師範大学歴史系編選『辛亥革命前十年間民変檔案史料』（中華書局 1985年）
- 陳旭麓主編『宋教仁集』（中華書局 1981年）
- 徐世昌『退耕堂政書』<沈雲龍主編、近代中国史料叢刊第23輯>（文海出版社）
- 中国人民銀行総行参事室編『中華民国貨幣史資料 第1輯（1912-1927）』（上海人民出版社 1983年）
- 中国近代經濟史資料叢刊編輯委員会主編『中国海関与庚子賠款』（中華書局 1962年）
- 中国近代經濟史資料叢刊編輯委員会主編『中国海関与辛亥革命』（中華書局 1964年）
- 中国人民銀行参事室編著『中国清代外債史資料』（中国金融出版社 1991年）
- 戚其章主編『中日戦争』<中国近代史資料叢刊統編>（中華書局 1993年）
- 畢万聞主編『張学良文集』（新華出版社 1992年）

- 候毅「張烈士榕事略」（卞孝萱、唐文權編『辛亥革命人物碑伝集』〈團結出版社 1991年〉 卷4 所収）
- 児玉秀一郎『趙將軍ノ財政政策ト奉天ノ恐慌』（1907年）〈東洋文庫所蔵〉
- 郭孝成「東三省革命紀事」（中国史学会主編『辛亥革命（七）』〔中国近代史資料叢刊〕〈上海人民出版社 1957年〉所収）
- 荊有岩「東三省官銀号」（全国政協文史資料委員会編『中華文史資料文庫』 第14卷 經濟工商編・金融財稅 〈中国文史出版社 1996年〉所収）
- 久間猛『東三省官銀号論』（関東庁財務部 1929年）〈東洋文庫所蔵〉
- 「東三省金融整理委員会報告書（訳文）」（『滿鉄調査月報』〈国立国会図書館所蔵〉 第13巻第2号 1933年）
- 徐世昌主編、李新田校点『東三省政略』（吉林文史出版社 1989年）
- 遼寧省档案馆編『日俄戦争档案史料』（遼寧古籍出版社 1995年）
- 外務省編『日本外交文書』（原書房）
- 中央档案馆、中国第二歴史档案馆、吉林社会科学院合編『日本帝国主義侵華档案資料選編 九・一八事变』（中華書局 1988年）
- 滿鉄庶務部調査課『奉郭戦重要日誌』（1926年）〈東洋文庫所蔵〉
- 遼寧省档案馆編『奉系軍閥档案史料彙編』（江蘇古籍出版社・香港地平線出版社 1990年）
- 遼寧省档案馆編『奉系軍閥密信選輯』（中国档案出版社 1993年）
- クリスティー著、矢内原忠雄訳『奉天三十年』（岩波新書 1938年初版）

- 羽文選ほか修『奉天通志』（1934年）〈京都大学文学部史学閲覧室所蔵〉
- 滿鉄庶務部調査課『奉天票と東三省の金融』（1926年）〈東洋文庫所蔵〉
- 中国史学会、中国社会科学院近代史研究所編『北洋軍閥』（武漢出版社 1990年）
- 本庄繁『本庄日記』（原書房 1989年）
- 吉林社会科学院編『滿鉄史資料』 第2巻 路権篇（中華書局 1979年）
- 南滿洲鉄道株式会社『南滿洲鉄道株式会社十年史』（1919年）〈東洋文庫所蔵〉
- 『南滿洲鉄道旅行案内』（南滿洲株式会社 1919年）〈東洋文庫所蔵〉
- 白永貞『遼陽県志』（遼陽県公署 1928年）〈富山大学所蔵〉

<文書史料>

- 外務省保存記録 MT<明治・大正>1.1.2.92、MT1.6.1.4、MT1.7.1.5、MT1.7.1.11、MT1.7.3.97、PVM12.55〈国立国会図書館憲政資料室所蔵〉
- 外務省記録 A-1-1-0-21-3-1 「滿洲事变 各国ノ態度 支那ノ部」〈外務省外交史料館所蔵〉
- 陸軍省『密大日記』 大正13年、大正15年〈防衛庁防衛研究所所蔵〉

<新聞史料>

- 『盛京時報』〈京都大学人文科学研究所東洋学文献センター所蔵〉
- 『朝日新聞（大阪）』『朝日新聞（東京）』〈国立国会図書館新聞資料室所蔵〉
- 『滿洲日報』〈国立国会図書館新聞資料室所蔵〉

<証言、回顧録など>

- NHK取材班、白井勝美『張学良の昭和史最後の証言』（角川書店 1991年→角川文庫 1995年）
- 王鴻賓、卞直甫『盛京軼聞』（吉林文史出版社 1988年）
- 王寿山「遼西巨匪杜立山」（『河北文史資料』編集部編『近代中国土匪実録』＜群衆出版社 1992年＞所収）
- 王葆真「遼州起義及北方革命運動簡述」（中国人民協商会議全国委員会文史資料研究委員会主編『辛亥革命回憶録』＜文史資料出版社 1981年＞ 第5集 所収）
- 黄曾元「張作霖統治東北時代奉天政治叢談」（『吉林文史資料選輯』＜土田哲夫氏提供＞ 1984年第4期）
- 沈雲龍訪問 林泉記録『王鉄漢先生訪問記録』（中央研究院近代史研究所 1985年）
- 田島富穂「王永江を語る」（満洲回顧集刊行会編『ああ満洲 国づくり産業開発者の手記』 農林出版 1965年）
- 陳裕光「王永江整頓奉省財政之前前後後」（『吉林文史資料選輯』＜土田哲夫氏提供＞ 1984年第4期）
- 寧武「清末東三省緑林」（『河北文史資料』編集部編『近代中国土匪実録』＜群衆出版社 1992年＞所収）
- 同「東北辛亥革命簡述」（中国人民協商会議全国委員会文史資料研究委員会主編『辛亥革命回憶録』＜文史資料出版社 1981年＞ 第5集 所収）

<研究著作文献>（著者名のあいうえお順）

1 日本語

- 味岡徹「ロシア革命後の東三省北部における「幣権回収」」（『歴史学研究』 第513号 1983年）
- 安藤正士「満州事変」および「1996年増補」（山根幸夫・藤井昇三・中村義・太田勝洪編『増補 近代日中関係史研究入門』＜研文出版 1996年＞所収）
- 李盛煥<イ スンハン>『近代東アジアの政治力学—間島をめぐる日中朝関係の史的展開—』（錦正社 1991年）
- 飯島渉「近代東アジアにおけるベストの流行について—1894年広州及び香港、1902～13年横浜、1910～11年「満州」—」（『史潮』 新29号 1991年）
- 井上勇一『鉄道ゲージが変えた現代史—列車は国家権力を乗せて走る—』（中公新書 1990年）
- 白井勝美『日本と中国—大正時代—』（原書房 1972年）
- 江口圭一「郭松齡事件と日本帝国主義」（『人文学報』 第17号 1967年）
- 江夏由樹「旧奉天省遼陽の郷団指導者、袁金鎧について」（『一橋論叢』 第100巻第6号 1988年）
- 同「辛亥革命後、旧奉天省における官地の払い下げ」（『東洋史研究』 第53巻 第3号 1994年）
- 同「土地利権をめぐる中国・日本の官民関係—旧奉天の皇産をめぐる—」（『アジア経済』 1997-1）
- 同「旧奉天省撫順県の有力者張家について」（『一橋論叢』 第102巻第6号 1989年）

- ・大野三徳「国民革命期にみる江浙地域の軍閥支配—軍閥孫伝芳と「大上海計画」—」
（『名古屋大学東洋史研究報告』 第6号 1980年）
- ・尾形洋一「東北交通委員会と所謂「満鉄包囲鉄道網計画」」（『史学雑誌』 第86編第8号 1977年）
- ・同「奉天の歴史的変遷に関するノート」（早稲田大学文学部東洋史研究室編『中国前近代史研究—栗原朋信博士追悼論集—』<雄山閣出版 1980年>所収）
- ・同「瀋陽における国権回収運動—遼寧省国民外交協会ノート—」（『社会科学討究』 第71号 1980年）
- ・笠原十九司「五四運動期の北京政府財政の素乱」（『宇都宮大学教育学部紀要第一部』 30号 1980年）
- ・金子文夫「1970年代における「満州」研究の状況」1,2（『アジア経済』 1979-3,11）
- ・同「最近の『満州』社会経済史研究に関する文献目録（1979~1987）」（『横浜市立大学論叢（人文科学系列）』 第39巻第2,3号 1988年）
- ・後藤孝夫『辛亥革命から満州事変へ—大阪朝日新聞と近代中国—』（みすず書房 1987年）
- ・佐々木康三郎編『奉天経済三十年史』（1940年）<東洋文庫所蔵>
- ・謝碧珠「1920年代における東三省と日本—張作霖の対日態度を中心に—」（『お茶の水史学』 第32号 1988年）
- ・轟莉莉『劉堡—中国東北地方の宗族とその変容—』（東京大学出版会 1992年）
- ・鈴木隆史「「満州」研究の現状と課題」（『アジア経済』 1971-4）

- ・同『日本帝国主義と満州 1900-1945』（塙書房 1992年）
- ・園田一亀『張作霖』（東京中華堂 1923年）<東洋文庫所蔵>
- ・同『東三省の現勢』（奉天遠東事情研究会 1924年）<同上>
- ・同『東三省の政治と外交』（盛京時報社 1925年）<同上>
- ・同『奉天省財政の研究』（盛京時報社 1927年）<同上>
- ・趙雲鵬著、澁谷由里訳「中国遼寧省档案馆所蔵歴史文書とその利用」（『アジア経済』 1996-5）
- ・塚瀬進『中国近代東北経済史研究—鉄道敷設と中国東北経済の変化—』（東方書店 1993年）
- ・塚本元「中国における国家建設の一側面—湖南 1919-1921年—」（『国家学会雑誌』 第100巻第9,10号 1987年→のち同『中国における国家建設の試み—湖南1919-1921年—』<東京大学出版会 1994年>）
- ・土田哲夫「郭松齡事件と国民革命」（『近きに在りて』 第4号 1983年）
- ・同「南京政府期の国家統一—張学良東北政権（1928~31年）との関係の例—」（中国現代史研究会『中国国民政府史の研究』<汲古書院 1986年>所収）
- ・同「1929年の中ソ紛争と「地方外交」」（『東京学芸大学紀要 第3部門 社会科学』 第48輯 1997年）
- ・西澤泰彦『図説 「満洲」都市物語』（河出書房新社 1996年）
- ・西村成雄『中国近代東北地域史研究』（法律文化社 1984年）
- ・同「張学良政権下の幣制改革—「現大洋票」の政治的含意—」（『東洋史研究』 第50

- 卷第4号 1992年)
- 同『現代アジアの肖像3 張学良一日中の覇権と「満洲」一』(岩波書店 1996年)
 - 狭間直樹、岩井茂樹、森時彦、川井悟『データで見る中国近代史』(有斐閣選書 1996年)
 - 旗田巍「日本における東洋史学の伝統」(初出=『歴史学研究』第270号 1962年→幼方直吉、遠山茂樹、田中正俊編『歴史像再構成の課題』<御茶の水書房 1966年>に所収)
 - 浜口裕子「満洲事変と中国人—「満洲国」に入る中国人官吏と日本の政策—」(『法学研究』<慶応>第64巻第11号 1991年)
 - 同「「満洲国」の中国人官吏と関東軍による中央集権化政策の展開」(『アジア経済』1993-3)
 - 同『日本統治と東アジア社会—植民地朝鮮と満洲の比較研究—』(勁草書房 1996年)
 - 林正和「郭松齢と一日本人—守田福松医師の手記『郭ヲ諫メテ』について—」(『駿台史学』第37号 1975年)
 - 坂野良吉「国民革命の展開とワシントン体制の変質」(『東アジア世界の再編と民衆の意識』<1983年『歴史学研究』別冊>所収)
 - 古市大輔「清代後期の盛京行政とその変容—高官人事における異動傾向からみた分析—」(『史学雑誌』第105編第11号 1996年)
 - 同「光緒初年盛京行政改革の財政的背景—東三省協餉の不足と養廉確保の意図—」(『東洋学報』第79巻 1997年)
 - 古屋哲夫「「満洲国」の創出」(山本有造編『「満洲国」の研究』<京都大学人文科学研究所 1993年>所収)
 - 松重充浩「張作霖による奉天省権力の掌握とその支持基盤」(『史学研究』192号 1991年)
 - 同「張作霖による在地懸案解決策と吉林省督軍孟恩遠の駆逐」(横山英、曾田三郎編『中国の近代化と政治的統合』<溪水社 1992年>所収)
 - 同「『北京政府』下の国民国家形成と東北地域」(池田誠、上原一慶、安井三吉編『中国近代化の歴史と展望』<法律文化社 1996年>所収)
 - 同「王永江の内外認識と東北統治理念—近代中国における地域主義<リージョナリズムの一位相—」(曾田三郎編『中国近代化過程の指導者たち』<東方書店 1997年>所収)
 - 松本英紀訳注『宋教仁の日記』(同朋舎出版 1989年)
 - 水野明『東北軍閥政権の研究—張作霖・張学良の対外対抗と対内統一の軌跡—』(国書刊行会 1994年)
 - 村上勝彦「「満洲国」」および「1996年増補」(山根幸夫、藤井昇三、中村義、太田勝洪編『増補 近代日中関係史研究入門』<研文出版 1996年>所収)
 - 安岡正篤「満洲近代の名相 王永江」(同『政治家と実践哲学』全国師友協会 1948年初版→1983年復刻版)
 - 安富歩「「満洲国」経済開発と資金流動」(山本有造編『「満洲国」の研究』<京都大学人文科学研究所 1993年>所収)
 - 同『「満洲国」の金融』(創文社 1997年)

- ・山室信一『キメラ—満洲国の肖像』（中公新書 1993年）
- ・渡辺龍策『馬賊—日中戦争史の側面—』（中公新書 1964年）
- ・（筆者不明）「流亡の大学—九・一八以後—」（『中国』 第59号 1968年）

2 中国語（著者名音読のあいうえお順）

- ・王魁喜、常城、李鴻文、朱建華『近代東北人民革命闘争史』（吉林人民出版社 1984年）
→邦訳は志賀勝訳『満州近現代史』（現代企画室 1988年）
- ・王鴻賓主編『張作霖和奉系軍閥』（河南人民出版社 1989年）
- ・王振乾、丘琴ほか編『東北大学史稿』（東北師範大学出版 1988年）
- ・王鉄漢『東北軍事史略』（伝記文学出版社＜台北＞ 1982年修訂版）
- ・海放、張偉ほか「近代奉天官帖与私帖」（『東北地方史研究』 1986年第1期）
- ・郭建平「辛亥革命張作霖進駐奉天新論」（『歴史档案』 1995年第1期）
- ・韓延龍主編『中国近代警察制度』（中国人民公安大学出版社 1993年）
- ・魏福祥「王永江伝略」（『東北地方史研究』 1985年第2期）
- ・姜念東、伊文成、解学詩、呂元明、張輔麟『偽満洲国史』（大連出版社 1991年）
- ・司馬桑敦『張学良評伝』（伝記文学出版社＜台北＞ 1989年）
- ・司馬桑敦ほか『張老師与張少帥』（伝記文学出版社＜台北＞ 1984年）
- ・常城主編『張作霖』（遼寧人民出版社 1982年）
- ・沈雲龍『徐世昌評伝』（伝記文学出版社＜台北＞ 1979年）
- ・薛虹、李澍田主編『中国東北通史』（吉林人民出版社 1991年）

- ・薛修天「増祺」（李文海、孔祥吉主編『清代人物伝稿』 下編 第5巻 遼寧人民出版社 1989年）
- ・戴其芳、張瑞 「論錫良」（『内蒙古大学学报』 1992年第4期）
- ・中共中央党史資料徵集委員会、中国人民解放军遼瀋戦役紀念館建館委員会、『遼瀋決戦』編審小組編『遼瀋決戦』（人民出版社 1988年）
- ・中国社会科学院吉林省分院歴史研究所、吉林師範大学歴史系『近代東北人民革命闘争史（旧民主主義革命期）』（吉林人民出版社 1960年）
- ・張魁堂『張学良伝』（東方出版社 1991年）
- ・張守真『清季東三省の鉄路開放政策（1905-1911）』（復文圖書出版社＜台北＞ 1990年）
- ・趙中孚「近代東三省^長匪問題之研究」（『中央研究院近代史研究所集刊』 第7期 1978年）
- ・陳琦「東北馬賊」（蔡少卿主編『民国時期的土匪』＜中国人民大学出版社 1993年＞所収）
- ・鄧亦兵「清末の巡防隊与辛亥革命」（『社会科学戦線』 1981年第4期）
- ・寧武「東北革命運動史述要」（『中華民國開国五十年文献』 第1編 第12冊 ＜正中書局 1962年＞所収）
- ・潘喜廷「張作霖在遼西の早期活動」、「湯玉麟伝略」、「張景恵伝略」、「論奉系軍閥の形成及其特点」、「寧武与辛亥革命」、「關於宝^瑛被殺の經過」（同『東北近代史研究』＜中州古籍出版社 1994年＞所収）

- 武育文、王維遠、楊玉芝『張学良將軍伝略』（遼寧大学出版社 1988年）
- 文公直『最近三十年中国軍事史』（文星書局〈台北〉 1971年）
- 余阿土「張榕」（林增平、李文海主編『清代人物伝稿』 下編 第3 卷 遼寧人民出版社 1987年）
- 余陽「王永江創弁奉天稅務講習所」（『東北地方史研究』 1989年第3 期）
- 楊奎松『西安事變新探—張学良与中共關係之研究』（東大圖書公司〈台北〉 1995年）
- 楊余練ほか編著『清代東北史』（遼寧教育出版社 1991年）
- 林能士「辛亥革命時期北方地区的革命活動」（中華民國史料研究中心編『孫中山与辛亥革命』 下冊 1981年）
- 黎光、孫繼武「張作霖」（李新、孫思白主編『民国人物伝』 第1 卷 〈中華書局 1978年〉所収）
- 盧明輝「陶克陶胡」（宗志文、朱信泉主編『民国人物伝』 第3 卷 〈中華書局 1981年〉）

3 英語（著者名のアルファベット順）

- Billingsley, P., Bandits in Republican China, Stanford University Press, 1988
→邦訳は山田潤訳『匪賊—近代中国の辺境と中央—』（筑摩書房 1994年）
- Clausen & Thogersen, The Making of a Chinese City; History and Historiography in Harbin, M. E. Sharpe, 1995
- Des Forges, R. V., Hsi-liang and the Chinese National Revolution, Yale Univer-

sity Press, 1973

- Gillin & Myers, Last Chance in Manchuria; The Diary of Chang Kia-ngau, Hoover Institution Press, Stanford University, 1989
- Lee & Cambell, Fate and Fortune in Rural China; Social Organization and Population Behavior in Liaoning 1774-1873, Cambridge University Press, 1997
- Levine, S. I., Anvil of Victory; The Communist Revolution in Manchuria, 1945-1948, Columbia University Press, 1987
- McCormack, G., Chang Tso-lin in Northeast China 1911-1928; China, Japan, and the Manchurian Idea, Stanford University Press, 1977
- Nathan, C. F., Plague Prevention and Politics in Manchuria, 1910-1931, East Asian Research Center of Harvard University, 1957
- Reynolds, D. R., China, 1898-1912; The Xinzheng Revolution and Japan, Harvard University Press, 1993
- Suleski, R., Manchuria Under Chang Tso-lin, The University of Michigan, Ph. D., 1974 〈土田哲夫氏提供〉
- Tien-wei Wu, The Sian Incident; A Pivotal Point in Modern Chinese History, Center for Chinese Studies, The University of Michigan, 1976

<工具書など>（タイトルのあいうえお順。中国語のものは日本語音読による）

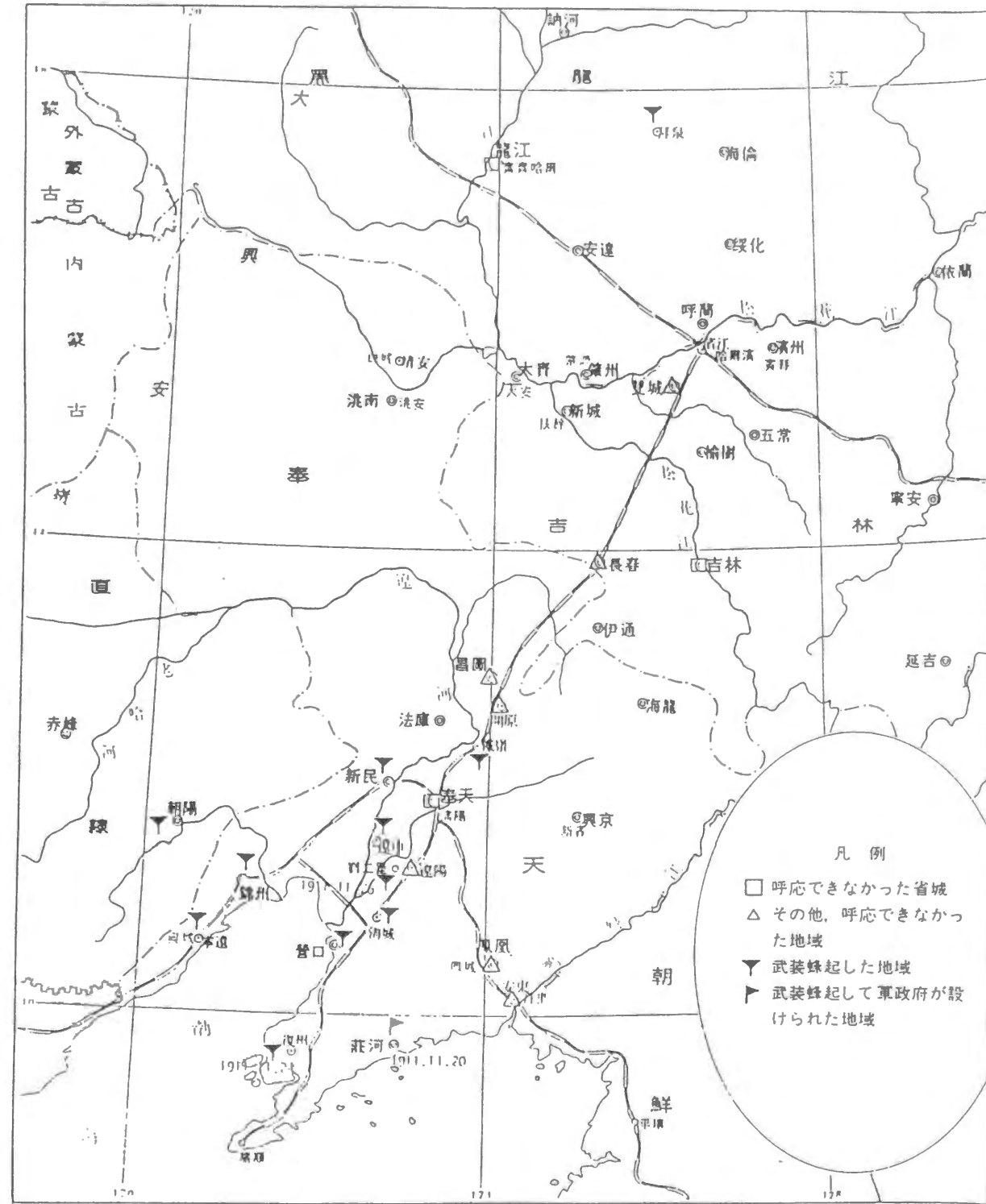
- 中央研究院近代史研究所檔案館編『外交檔案目錄彙編』（1990年）

- 廖一中主編『義和団大辞典』（中国社会科学出版社 1995年）
- 中央研究院近代史研究所档案館編『經濟档案函目彙編』（1987-1993 年）
- 外務省情報部編『現代中華民国・満洲国人名鑑』（東亜同文会 1939年）＜京都大学人文科学研究所東洋学文献センター所蔵＞
- 辛亥革命武昌起義紀念館編著『辛亥革命史地図集』（中国地圖出版社 1991年）
- 人民日報新聞消息中心、東北大学瀋陽校友会分会、東北工学院合編『張学良將軍資料索引』（東北工学院出版社 1992年）
- 張友坤、錢進主編『張学良年譜』（社会科学文献出版社 1996年）
- 田辺種治郎編『東三省官紳録』（1924年）＜京都大学人文科学研究所東洋学文献センター所蔵＞
- 『東北人物大辞典』編委会編『東北人物大辞典』（遼寧人民出版社、遼寧教育出版社 1991年）
- 井村哲郎編『米国議会図書館所蔵 戦前期アジア関係日本語逐次刊行物目録』（アジア経済研究所 1995年）
- 井村哲郎「満洲国」関係資料解題」（山本有造編『「満洲国」の研究』＜京都大学人文科学研究所 1993年＞所収）
- 徐友春主編『民国人物大辞典』（河北人民出版社 1991年）
- 遼寧省档案館編『遼寧省档案館指南』（中国档案出版社 1994年）
- 遼寧省档案科学技術研究所編『遼寧档案通覽』（档案出版社 1988年）
- Suleski, R., The Modernization of Manchuria; An Annotated Bibliography.



(出所) 『南滿洲鐵道旅行案内』大連 南滿洲鐵道株式会社 大正八年。

地図2 東三省における武装蜂起 (1911~12年)



(出所) 辛亥革命武昌起義紀念館編著「辛亥革命史地圖集」天津 中国地圖出版社 1991年 123頁。(一部修正)

張作霖政權成立の背景

奉天省城 全体図



例		凡	
▲	武装蜂起して軍政府が設けられた地域	□	呼応できなかった省城
△	その他、呼応できなかった地域		
▽	武装蜂起した地域		

表A 『奉天省財政統計年鑑』による經常歲入の推定豫算額

種別	年次	民國8年實數 (奉大洋)〈元〉	民國13年實數 (奉大洋)〈元〉
金庫		15,759,991	22,521,052
田賦		4,058,290	4,558,359
出產稅		5,048,370	7,524,687
正雜各稅		3,277,386	5,243,355
官業收入		110,467	339,315
雜收入		2,755,478	4,276,335
撥款收入		510,000	570,000
省庫		1,200,864	6,005,275
統捐		688,334	1,140,892
雜款		320,218	365,273
官業		189,002	4,486,770
正雜各費		21,310	24,680
廳庫		602,928	722,160
合計		17,563,783	29,248,487

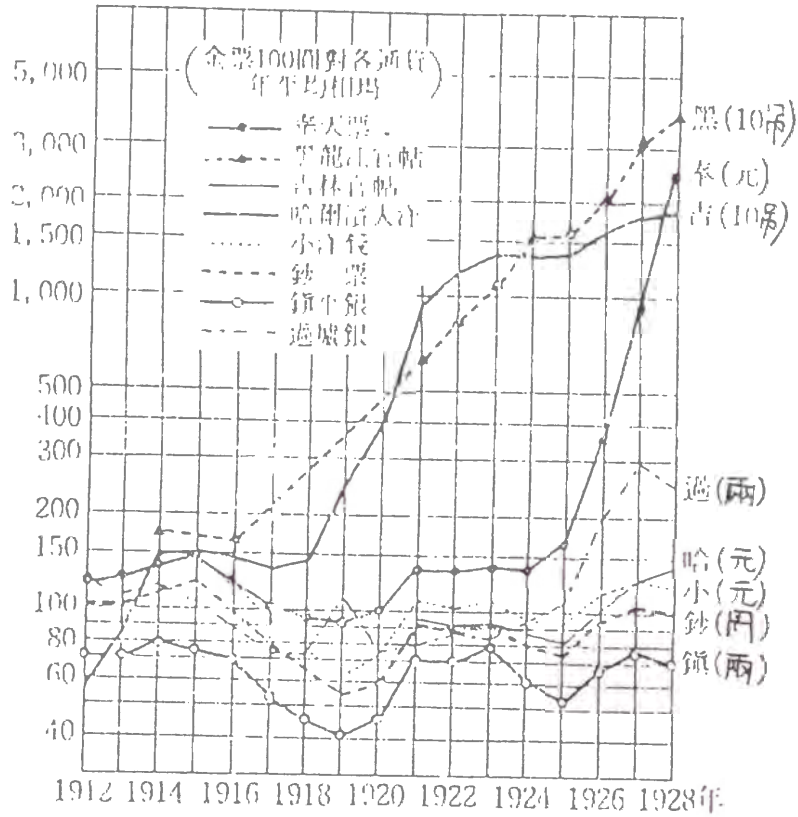
(久聞猛『東三省官銀號論』關東廳財務部, 1929年, 322頁より。表は久聞氏作成のものをそのまま使用。金庫・省庫の各々の合計値は小項目にあらわれない収入をも含むと考えられる。)

表B 新京總領事館による民國15年度歲入の推計

種別	推定額〈元〉	歲入全體に占める割合〈%〉
〈臨時歲入〉	43,500,000	69
鹽稅抑留	16,000,000	25
京奉線收入	5,000,000	8
阿片收入	10,000,000	16
その他	12,500,000	20
〈經常歲入〉	20,000,000	31

(新京總領事館『舊政權時代ノ東北財政狀態ト滿洲國政府ノ財政狀態』1933年, 5頁より作成)

表C 東三省主要通貨相場騰落圖



備考：黑龍江官帖の1915、1917—1920年、過城銀の1921年は不明。

出所：味岡徹「ロシア革命後の東三省北部における「幣権回収」」（『歴史學研究』第513號，1983年）p.64より